

産 業 建 設 委 員 会

令和 3 年 12 月 10 日 (金)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】川上委員長、田畑副委員長
沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員

【委員外議員】

【議長団】

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大驛商工労働課長、永見水産振興課長、
岸本観光交流課長

(都市建設部) 戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長、皆尾建設整備課長、
倉本維持管理課長、邊建築住宅課長

(金 城 支 所) 篠原金城支所長、河内産業建設課長

(旭 支 所) 西川旭支所長、新開産業建設課長

(弥 栄 支 所) 外浦弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】近重書記

議 題

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第 10 号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について
- (2) 陳情第 11 号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について
- (3) 陳情第 12 号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について

2 陳情審査

- (1) 陳情第 10 号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について
- (2) 陳情第 11 号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について
- (3) 陳情第 12 号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について

3 議案第 90 号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

4 議案第 91 号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

5 議案第 98 号 指定管理者の指定について (リフレパークきんたの里)

6 議案第 99 号 指定管理者の指定について (森の公民館)

7 議案第 100 号 指定管理者の指定について (浜田市地域材利用促進交流館)

8 議案第 101 号 指定管理者の指定について (岡見漁業振興会館)

9 議案第 102 号 指定管理者の指定について (浜田市波佐地場産業技術研修センター)

(裏面に続く)

- 10 議案第 103 号 指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）
- 11 議案第 104 号 指定管理者の指定について（浜田市地域交流プラザ）
- 12 議案第 105 号 指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）
- 13 議案第 106 号 指定管理者の指定について（黒川改良住宅等）
- 14 議案第 107 号 指定管理者の指定について（浜田市地域定住住宅）
- 15 議案第 108 号 指定管理者の指定について（浜田市特定公共賃貸住宅）
- 16 議案第 109 号 指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅）
- 17 議案第 111 号 公有水面の埋立てについて（浜田港港湾区域内）
- 18 執行部報告事項
 - (1) 漁業別水揚げについて 【水産振興課】
 - (2) 浜田港四季のお魚カレンダー2022 について 【水産振興課】
 - (3) 学校給食への地魚（ノドグロ）提供に関する取組について 【水産振興課】
 - (4) 石見神楽国立劇場公演の進捗について 【観光交流課】
 - (5) 浜田市都市計画マスタープラン(案)のパブリックコメントについて
【建設企画課】
 - (6) 「第2期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて
【建築住宅課】
 - (7) 浜田市ふるさと体験村施設の現状等について 【弥栄支所産業建設課】
 - (8) その他
- 19 その他

以上

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021 年 11 月 12 日

陳 情 番 号	10
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

9 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について

周布川の仮設橋は早く作るべき

金をかけるべきではない

どうせ壊すのだから、狭いなら狭いなりの我慢と工夫をしても良いという意見が多い。

2mでも良いから早く作って欲しい。

そして、新しい橋は、そこそこのものを早く作って欲しい。

上記について、執行部に働きかけてほしい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021 年 11 月 12 日

陳 情 番 号	11
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

15 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について

君市踏切計画は、平成 5 年ごろから検討された。

平成 26 年には陸橋と比較しコストが 2 倍違うという事で踏切になった

JR のルールでは原則、踏切を作らない（作らなければ事故はない）という方針であるにもかかわらず、陸橋案を採用しなかった。

しかし今になって、踏切が 15 億円 陸橋も 15 億円と同じであることが分かった。

もう遅いこと（手遅れ）はわかるが、なぜこのようなことになったのか？

もう二度と起こらないようにはどうすればいいかを検討してもらいたい。

上記について執行部に働きかけて欲しい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



田町市道拡幅計画概算事業費内訳書

1 本工事費(道路拡幅 $W=4.0\text{m}\rightarrow 9.0\text{m}$ 1当たり諸経費込)

・道路側溝 300×300 蓋付 @40,000円/m
 $2\text{m(両側)}\times 40,000\text{円/m}= 80,000\text{円}-----①$

・歩車道境界ブロック @10,000円/m
 $1\text{m}\times 10,000\text{円/m}= 10,000\text{円}-----②$

・舗装工(CBR=6)

下層路盤工 $t=15\text{cm(RC40)}$ @1,200円/ m^2
 $6.0\text{m}^2\times @1,200\text{円/m}^2= 7,200\text{円}$

上層路盤工 $t=10\text{cm(M30)}$ @950円/ m^2
 $6.0\text{m}^2\times @950\text{円/m}^2= 5,700\text{円}$

基層工(排水性) $t=5\text{cm}$ @3,200円/ m^2
 $6.0\text{m}^2\times @3,200\text{円/m}^2= 20,400\text{円}$

表層工(排水性) $t=4\text{cm}$ @3,400円/ m^2
 $6.0\text{m}^2\times @3,200\text{円/m}^2= 19,200\text{円}$

路盤工(歩道) $t=10\text{cm}$ @1,310円/ m^2
 $1.8\text{m}^2\times @1,100\text{円/m}^2= 2,358\text{円}$

表層工(密粒歩道) $t=3\text{cm}$ @2,260円/ m^2
 $1.8\text{m}^2\times @2,260\text{円/m}^2= 4,068\text{円}$

区画線(ペイント) $w=15\text{cm}$ @210円/ m^2

歩道カラー舗装 @7,000円/ m^2

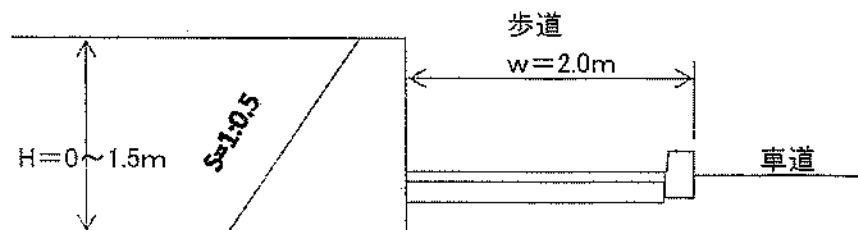
舗装工 合計 98,500円-----③

・地盤改良工 @5,000円/ m^2
 $6.0\text{m}^2\times @5,000\text{円/m}^2= 30,000\text{円}-----④$

標準部 $w=9.0\text{m}$ 道路築造費 1m当たり

$\Sigma ①\sim ④$ 219,000円/m-----④'

・土留擁壁工(JR軌道より南側部 $L=62\text{m}$)



$$\text{平均}V=1/2(0.4+1.15) \times 1.5=1.16\text{m}^3/\text{m}$$

コンクリート体積

$$\Sigma V=1/2(0+1.16) \times 62 \times 2=71.9\text{m}^3$$

$$72\text{m}^3 \times 75,000\text{円}/\text{m}^3=5,400,000\text{円}-----⑤$$

・防護柵工(JR軌道より南側L=62mの擁壁天端)

$$H=1.0\text{m} \text{ PCフェンス } @=12,000\text{円}/\text{m}$$

$$100\text{m} \times 12,000\text{円}/\text{m}=1,200,000\text{円}-----⑥$$

・道路照明灯

$$4\text{基設置(交差点部)} @600,000\text{円}/\text{基}$$

$$4 \times 600,000\text{円}/\text{基}=2,400,000\text{円}-----⑦$$

・構造物取壊し

既設AS舗装はぎ取り

$$A=9.0 \times 180\text{m}=1,620\text{m}^2$$

$$V=1,620\text{m}^2 \times 0.04\text{m}=64.8\text{m}^3$$

はぎ取り・運搬・処分費

$$C=1,620\text{m}^2 \times 200\text{円}/\text{m}^2=324,000\text{円}$$

$$C=64.8\text{m}^3 \times 1,600\text{円}/\text{m}^3=103,680\text{円}$$

$$C=64.8\text{m}^3 \times 2.25\text{t}/\text{m}^3 \times 4,000\text{円}/\text{t}=583,200\text{円}$$

$$\Sigma C=1,011,000\text{円}-----⑧$$

・土工 A=JRより北側、B=JRより南側

$$\text{掘削A } A=0.3 \times 9.0=2.7\text{m}^2/\text{m}$$

$$V=2.7\text{m}^2/\text{m} \times 180\text{m}=486\text{m}^3$$

$$\text{掘削B } A=1/2(0.3+1.1) \times 9.0=6.3\text{m}^2/\text{m}$$

$$V=6.3\text{m}^2/\text{m} \times (62+15)\text{m}=485\text{m}^3$$

掘削・運搬・残土処理

$$C=(486+485) \times 500\text{円}/\text{m}^3=485,500\text{円}$$

$$C=(486+485) \times 2,000\text{円}/\text{m}^3=1,942,000\text{円}$$

$$C=(486+485) \times 900\text{円}/\text{m}^3=873,000\text{円}$$

$$\Sigma C=3,500,000\text{円}-----⑨$$

本工事費(JR委託L=6mを除く)

④' × (248m + 15m - 6m) =	56,283,000
⑤ =	5,400,000
⑥ =	1,200,000
⑦ =	2,400,000
⑧ =	800,000
⑨ =	3,500,000
合計	69,583,000 円 — — — — i

2 JR委託費(踏切部L=6m拡幅改良) 80,000,000 円 — — — — ii
JR米子の協議担当に超概算で聞き取り

3 測量・設計費

・地形、路線測量、道路詳細設計L=250m	10,000,000円
・用地測量1式、移転建物調査6件	6,000,000円
合計	16,000,000 円 — — — — iii

4 用地補償費

用地買収面積 a: JR北側、b: JR南側

$$a: A = 5.0\text{m} \times 180\text{m} + 20\text{m}^2 = 920\text{m}^2$$

$$b: A = 27\text{m} \times 46\text{m} - (12\text{m} \times 24\text{m}) = 954\text{m}^2$$

・ 用地買収費

$$C = (920\text{m}^2 + 954\text{m}^2) \times 70,000\text{円/m}^2 = 131,180,000\text{円}$$

・ 建物補償費 移転対象6件 @40,000千円

$$C = 6\text{件} \times 40,000,000\text{円} = 240,000,000\text{円}$$

合計 371,180,000 円 — — — — iv

5 総事業費

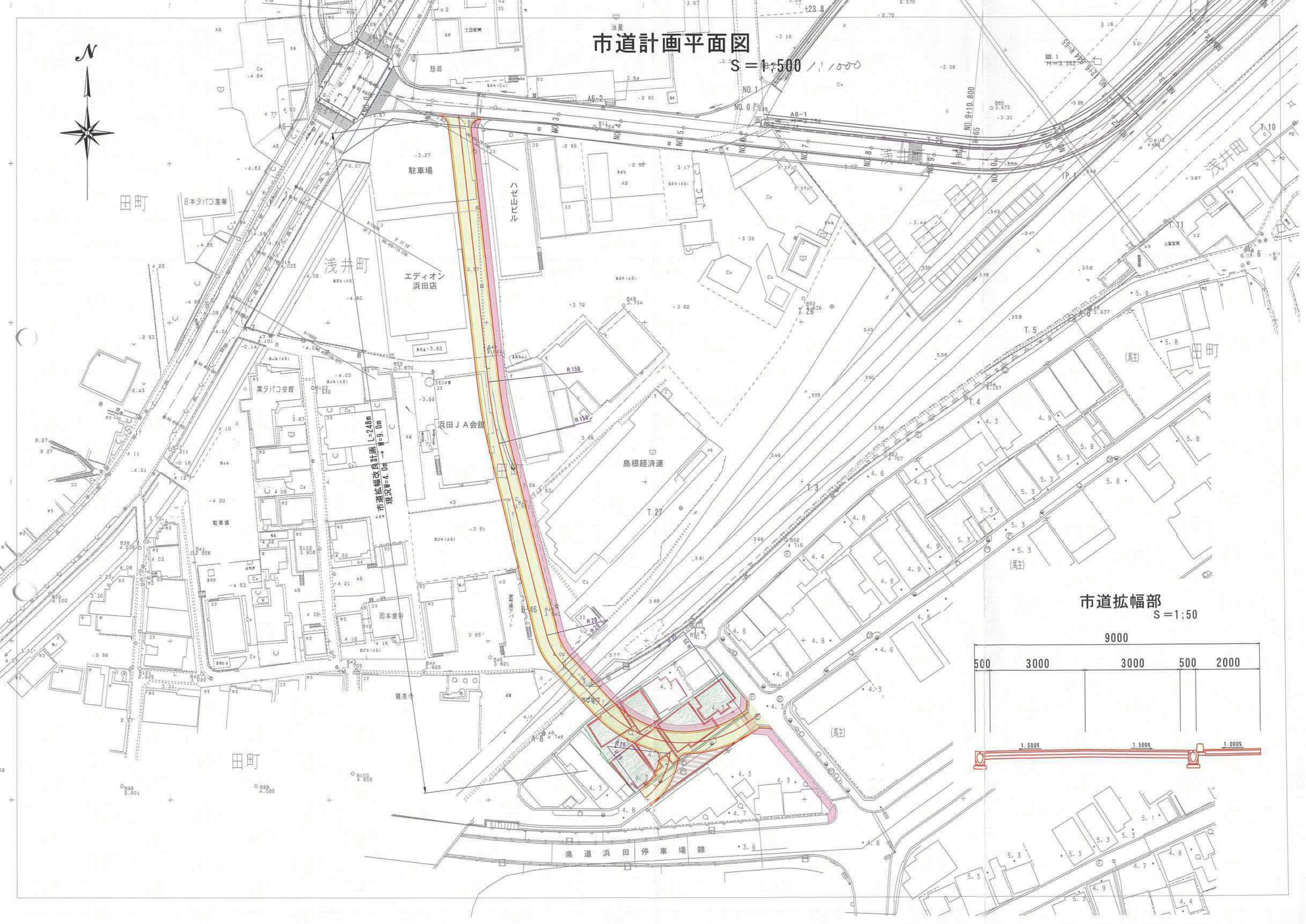
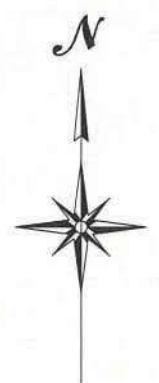
Σ i ~ iv	i	69,583,000
	ii	80,000,000
	iii	16,000,000
	iv	371,180,000

総事業費 合計	536,763,000 円
---------	---------------

(H25.1月)

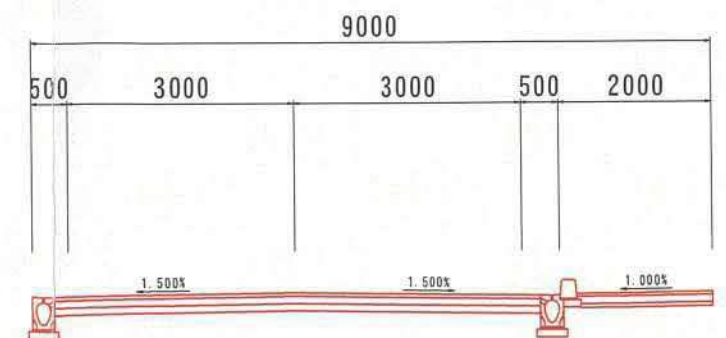
市道計画平面図

S=1:500



市道拡幅部

S=1:50



平成25年 3月定例会

平成25年3月浜田市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 平成25年2月25日（月）午前9時59分開議

○議長（濱松三男） 川神議員。

◆19番（川神裕司） 災害は起こってほしくはありませんけども、起こったときにはいち早くこのような計画が、今の協定も含めて、円滑に始動、発動されないと、市民の安全が担保できないということでありまして、常に危機管理の意識を持って計画の運営に当たっていただきたいなと思います。

大きな3点目に移ります。

都市機能の活用と都市基盤についてであります。

1点目、医療センターを核としたまちづくりについてお伺いをします。

かかりつけ医、休日応急診療所など、地域医療の根幹は地元医師会が担っているのは明白であります。

一方、救急医療、高度医療の中心には医療センターが担っているのは周知の事実であります。その医療センターは、駅に直通するという全国でも特異的な形態であり、駅北地域の地域づくりは注目を集めています。今回、ドクターヘリ用のヘリポートが設置が決まり、まさしく駅北地域は医療センター、高等看護学校、職員用住宅など、医療を支える地域として躍動しています。今後、医療センターへの円滑な救急車の導入のための周辺道路整備を初め、医療センターを核としたまちづくりを推進する必要があると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

○議長（濱松三男） 建設部長。

◎建設部長（勝田秀幸） 浜田駅北地区におきましては、浜田医療センターを核といたしました医療ゾーンとして、浜田駅北地区整備事業を実施いたしまして、平成21年度に完成してございます。

救急車両の進入道路となります国道9号からの線路沿いに整備しました市道につきましては、浅井川を越えまして北側の国道9号線への接続が可能となりますような、今現在線形としておりますが、間にJRの用地があることから、具体的な整備計画には至ってございません。

また、君市踏切からの市道につきましては、幅員が狭いというのは認識してございます。踏切とあわせた拡幅の必要性は考えておりますけども、道路と線路が並行しておりまして、高低差が大きいという物理的な制約や多額の費用を要するため、計画策定には至ってございません。

浜田医療センターが駅北地区に開院いたしまして、人や車の流れも大きく変わってきましたので、周辺道路整備につきましても引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（濱松三男） 川神議員。

◆１９番（川神裕司） 先ほど申しましたように、この駅北地域というのは市民も最近医療センターを利用することによって、医療センターを核としたまちづくりの一環としての駅北フェスティバルやさまざまな取り組みによって、あの地域を市民も感じています、医療ゾーンとして。そういったことで、医療ゾーンとしての整備、これも進める必要もあろうかなと思いますし、その地域には患者さんだけではなくて健常者も、お見舞いをする方も、とにかくそういった方で出入りすると。そういった方々を地域で全体で支えるというのが、私、医療センターを核にした、道路整備も含めたまちづくりなんだろうと。当然ハードもありますし、ソフトもあります。そういった意味で、先ほどはハード部分で道路整備の話をされたと思いますが、当然ソフト部分もあるということです。

今回は特にハード部分でお話をされましたんで、あの場所には医療センターはもちろん、今度はドクターヘリのそういったヘリポート、職員の住居や高等看護学校、医療を支える関連施設がかなりほかの地域よりも多いということで、できるだけ職員も、その周りに関連のスタッフも住みたいというようなお話もあって、今後そういった住宅整備の話もあるんだろうなと思っています。

そういった中で、特に救急車両やそういった搬入に関して、もう少し道路整備が行われないと、東西南北、いろんなところから円滑に入ってこれないんじゃないかと、そういった整備をすることもこの医療センターを核としたまちづくりをするのに必要なことだろうと思います。

先般、いろんな若者の経済人と話してるときに、ちょうど大学からおりた大学線ですか、突き当たって少し左に曲がると君市踏切というところですが、あれを真っすぐ突っ切ってそのまま向こうに入ることができないのか、南北を一体とした医療センターを核としたまちづくり、南北の一体化もできないのか。先ほど答弁で経費の問題とかいろんな問題で、あの問題は君市踏切の問題もずっとそのままになってるというお話でありますけども、私は一気にそのまま君市踏切の移転拡充、そのまま真っすぐ進入して医療センターのあの地域に入るのが望ましいなと思ってますし、当然そうすると正面のほうに、今回葬祭会館でいろんなお話がありました施設があります。そういった今度は重要なあの場所になりますんで、あれを土地開発基金で先行取得、そういった将来の医療ゾーンとしてのまちづくりに備えるという大きなジビョンも必要だと思うん

ですが、そういった意味でのこの駅北に対する都市計画ビジョン、あるのかなのか、お伺いします。

○議長（濱松三男） 建設部長。

◎建設部長（勝田秀幸） 浜田駅北地区につきましては、医療センターを核としたまちづくりということで、医療センターができてからには薬局等、あるいはアパート等の整備が進んでおりまして、医療センターを核としたまちづくりが随分進んだなと感じております。

議員ご指摘のように大学道路からＪＲの踏切、直線で真っすぐ北側につながるとするのは道路行政を預かる我々としましても、できればそうしたいなとは常々思っております。

先ほど申しましたように、ＪＲとの協議というのはもちろん必要ですけども、方法としましては真っすぐ突っ切る方法と現在の君市踏切を改良する方法と二通りあるかと思っておりますけども、君市踏切を改良する場合、試算で、概算でやりますと約７億円ぐらいかかります。議員ご指摘のとおり、連絡道路をつくりたいのは山々なんですけども、そこに７億円を投資することが果たしてどうなのかというようなこともございまして、まだ具体的なそういった計画には策定してないような状況です。

先行投資して、今の葬祭会館の用地を買ったらどうかというお話なんですけども、これにつきましても具体的な計画はございませんので、買うにしましてもどこの土地をどういう面積を買えばよいかというのも決まっております。そうしますと、どうしても不用な土地を買うこともありますので、少し今の段階では難しいんじゃないかと思っています。

○議長（濱松三男） 川神議員。

◆１９番（川神裕司） 当然、７億円のお金をかけて、ある意味では重要なことかもしれませんが、費用対効果がどうなのか、市民の理解がとれるのかということなんですけども、だからこそ南北一体的な地域づくり、将来的なビジョン、まちをこう持ってくんだという、駅北をこういう位置付けにして、南北はこう結節するんだという、そういう計画が今ないと、ある意味ではそういった計画を十分作りながらでないと、当然そういった理解は市民からとれないと思いますが、これは今ないからできないんじゃないじゃなくて、どうやってあの駅前の商業集積地域をどうするのか、これは当然マスタープランだとか、いろんな話もありますんで、真剣にここは議論をしていく必要があらうと、経費がかかるからとなかなかそういう経費もないから着手は当然難しいと、当たり前なんですけども夢を見て、そういった青写真を描く必要があらうと思うんですけども、そのあたりは再度ビジョンづくりに関してお伺いをします。

○議長（濱松三男） 建設部長。

◎建設部長（勝田秀幸） 議員のご指摘のとおりだと思います。昔からこの駅前と駅北、南と北をどういうふうにつなぐかというのは、駅前の区画整理をする段階でも、いろいろ検討された経緯がございます。以前につきましては貨物ヤード等ございまして、君市踏切を一番最初拡幅しようかと、あるいはＪＲを横断した橋をつけようとか、そういったいろんな案も検討されたようです。最終的には現在の田町のアンダー、ＪＲの下をくぐって大社の交差点のところから右折して、駅北のほうへ行こうというようなこともございます。橋をつける場合は、どうしても勾配というような関係がございまして、駅前のほうの土地がほとんど潰れるというようなこともございまして、現在のような計画になったように聞いております。

最終的には、踏切を拡幅するような案が一番経費的にはかからないようなことだろうと思うんですけども、今申しましたように今の財政状況ではすぐ踏切を改良して連絡道路をつけるというのは、少し難しいんじゃないかと思えます。

将来の課題として、これからそういったことも含めながら検討していきたいと思えます。

平成25年12月定例会

平成25年12月浜田市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 平成25年12月5日（木）午前9時57分開議

◆5番（小川稔宏） ぜひともお願いをしたいと思いますが、私は例えば資本主義という発想の中で、ぜひともこの浜田市の面積の約80%を占める山林資源の活用ということの一環としても、この火電の2号機増設に結びつけていただきたいと考えての提案でございますので、今後ともよろしくお願いをしたいということで、この質問についても終わりたいと思います。

それでは、最後の6点目の質問でございますけれども、君市踏切の改良についてでございます。

浜田医療センターの移転後、君市踏切の通行量が増大しております。朝夕の渋滞、歩行者、自転車通行における安全性の確保の点からも、拡張改良が求められているという話を伺っております。関係機関との協議の進捗状況、あるいは改良に伴う問題点がございましたら、この点についてお伺いをいたします。

○副議長（澁谷幹雄） 建設部長。

◎建設部長（平中雅孝） 君市踏切につきましては、医療センターの移転などもあり交通量が増えていることから、改良の必要性につきましては承知しております。踏切の幅員が狭いことから、交通が集中する朝夕の通勤時間帯において、一方通行規制により渋滞の緩和を行っている状況であります。

それから、JR米子支社とは昨年2月に協議を行いまして、踏切改良の前提条件として、まず一つ目に踏み切り前後の道路の改良整備がなされていること、それで2点目に道路構造令及び踏切改良促進法、これは国土交通省がその踏切改良が必要だと認めることなんですけれども、そういう計画に沿った計画であることと、この2点が必要であるということをJR米子支社のほうから説明を受けております。

問題点としましては、まず前提条件である踏切前後の道路改良を計画する場合には、線路に並行する市道と線路の高低差が大きいということから、すり付け区間が延長が長くなりまして、家の移転、家屋移転が発生するなど事業費が多額になるということが上げられます。

○副議長（澁谷幹雄） 小川議員。

◆5番（小川稔宏） 事業費が高額となるということについて、私が伺った話では10億円ぐらいかかるという話がございましたけれども、それについて間違いないか、お伺いをします。

○副議長（澁谷幹雄） 建設部長。

◎建設部長（平中雅孝） 私どもは超概算ですけども、全体事業費 7 億円程度はかかるということは超概算で示唆しております。

○副議長（澁谷幹雄） 小川議員。

◆5 番（小川稔宏） 確かに、踏切改良で 7 億円のお金が必要ということになりますと、なかなか難しいということもあるわけですが、改良の必要性については理解していただいている、しかし今のすり付け区間の改良が先だということになると、かなりゼロか百かの議論になっているわけですが、例えば 5 でも 10 でも両方が歩み寄りながら、現行の形の中でも、若干でも安全性が確保できるような改良ということについてはないのかについて伺いをします。

○副議長（澁谷幹雄） 建設部長。

◎建設部長（平中雅孝） まず、歩道だけでも拡張できないかということなのかと思いますが、JRさんは踏切が広がること自体が踏切事故が多くなるということで、まずは前提はきちとした道路をつくっていただいて、その中で踏切が狭いならそれで踏切を前後に合わせて広げれるところは、まずはそれだけで、JR米子支社さんだけでなく全国のJR、全国のJRといいますが旧国鉄を含めて、これはもうJR全体の考え方だと、ですから今言われたようなことは難しいと認識しております。

○副議長（澁谷幹雄） 小川議員。

◆5 番（小川稔宏） そういうことになりますと、今の現状のままで我慢をなさいということになるだろうと思うんですけども、この点について、例えばその地域の住民の方々に昨年 2 月の協議以降の経過等についてのご説明というのは、なされているのかどうかについて伺いをいたします。

○副議長（澁谷幹雄） 建設部長。

◎建設部長（平中雅孝） 地元への皆様に直接のお話はしたことはありませんけども、ただ地元から要望等がありまして、陳情等がありましたので、その前後では、こういうお話をしたようなことは、お話を皆さんにはしております。

○副議長（澁谷幹雄） 小川議員。

◆5 番（小川稔宏） わかりました。その点についてはもっともっと地元の住民の方々のこういった要望を聞いたり、今のJRとの話し合いも含めて、幾らかでも改善する方向があればということで考えていきたいと思いますが、この点について、市長も近くにおられる関係で、実態を把握しておられると思いますので、この点について伺いをして終わりたいと思います。

○副議長（澁谷幹雄） 市長。

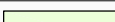
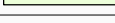
◎市長（久保田章市） 君市踏切でございますけども、私も何度か通っております、確かに狭いなど、もう少し広げられないかなあということで、一応先

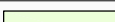
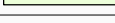
ほども建設部長のほうからご説明申し上げましたけれども、どうも簡単に広げるといわけにはいかない。その周辺の道路そのものも見直しをしなくちゃいけないし、近隣の家屋の方々にもご協力を賜らなきゃいけない。さらに言えば、かなりの金額がかかるという、もうこういうことがあるんです。

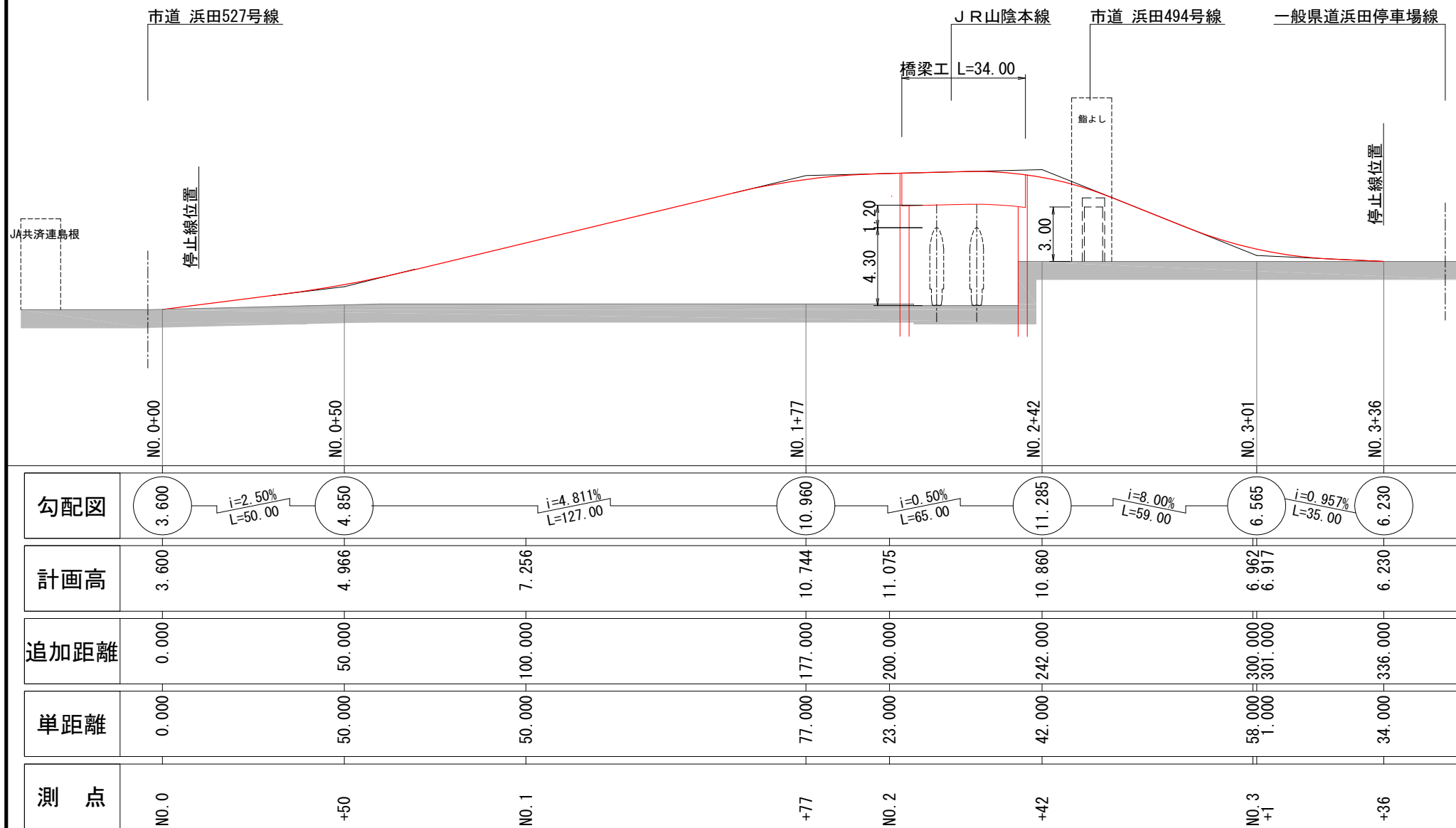
ただ、いろんな課題はあるものの、先般集中豪雨のために救急車の搬送がなかなか難しく、あそこが通ればという話もあったところでございますので、もう少し知恵を出して、何とかあの踏切のところが改良できないだろうか、広げられないだろうかということは今後研究してまいりたい、このように考えております。

○副議長（澁谷幹雄） 小川議員。

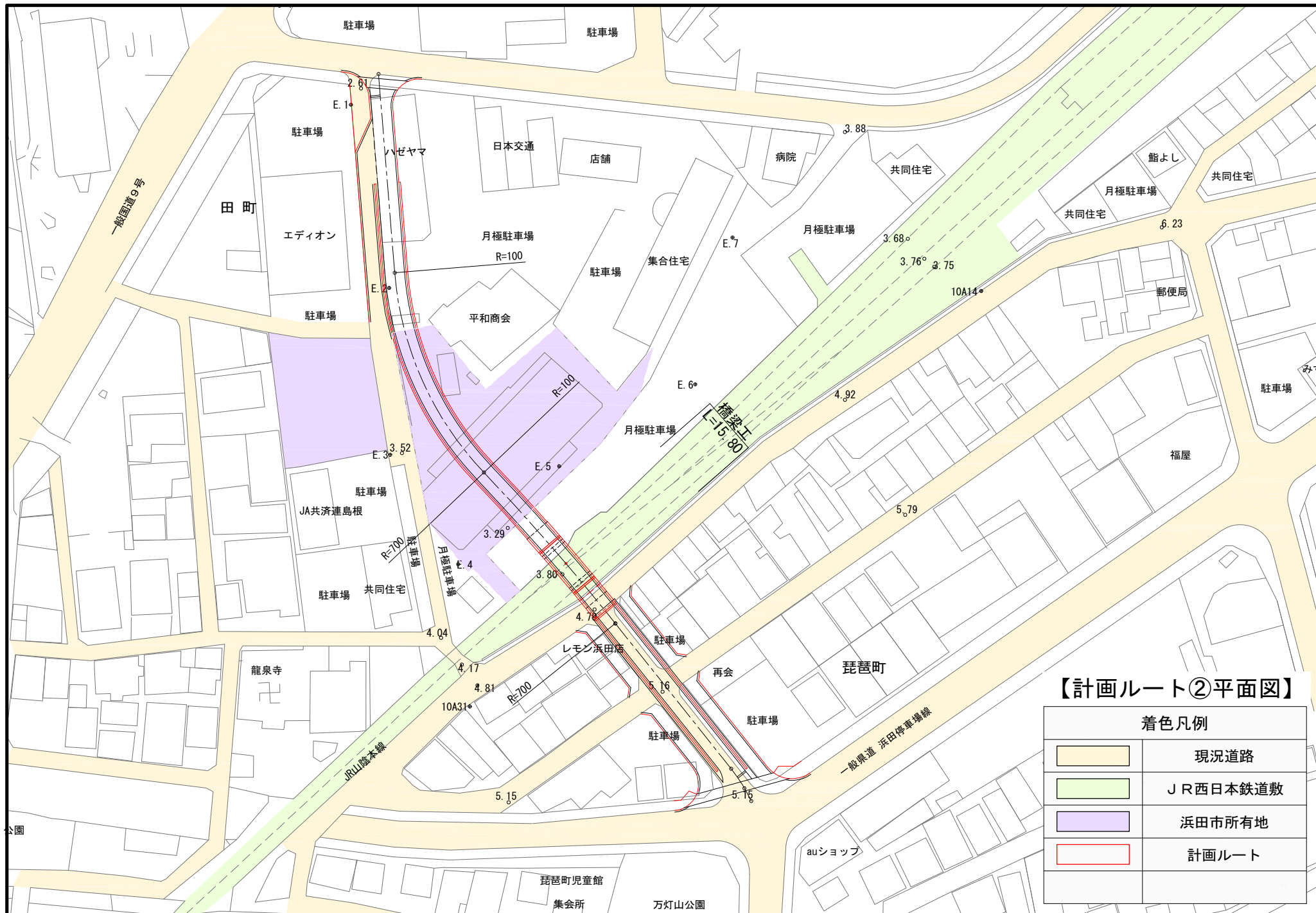
◆5番（小川稔宏） ありがとうございます。私自身も今後も研究課題として取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

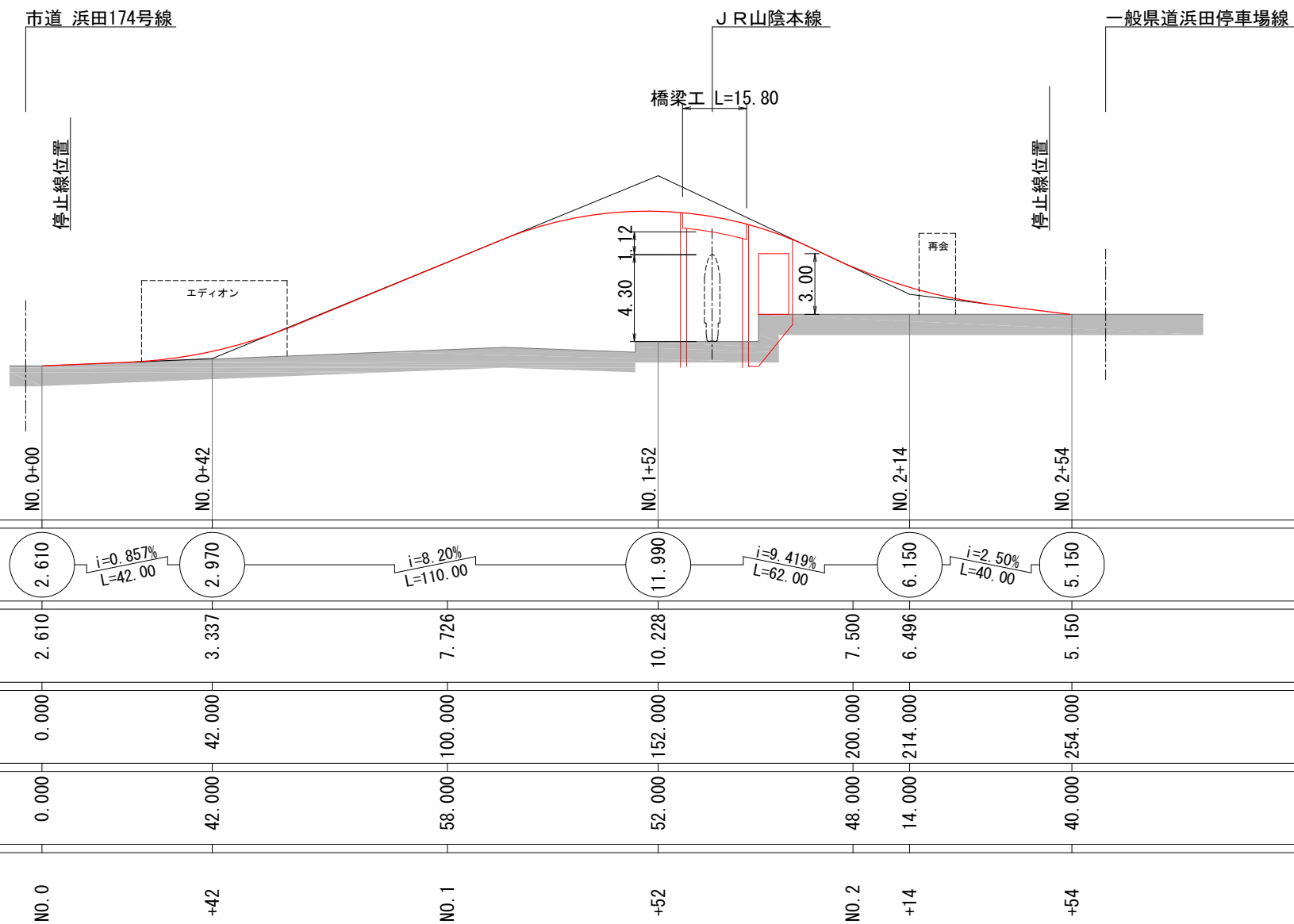
着色凡例	
	現況道路
	J R西日本鉄道敷
	浜田市所有地
	計画ルート

着色凡例	
	現況道路
	J R西日本鉄道敷
	浜田市所有地
	計画ルート

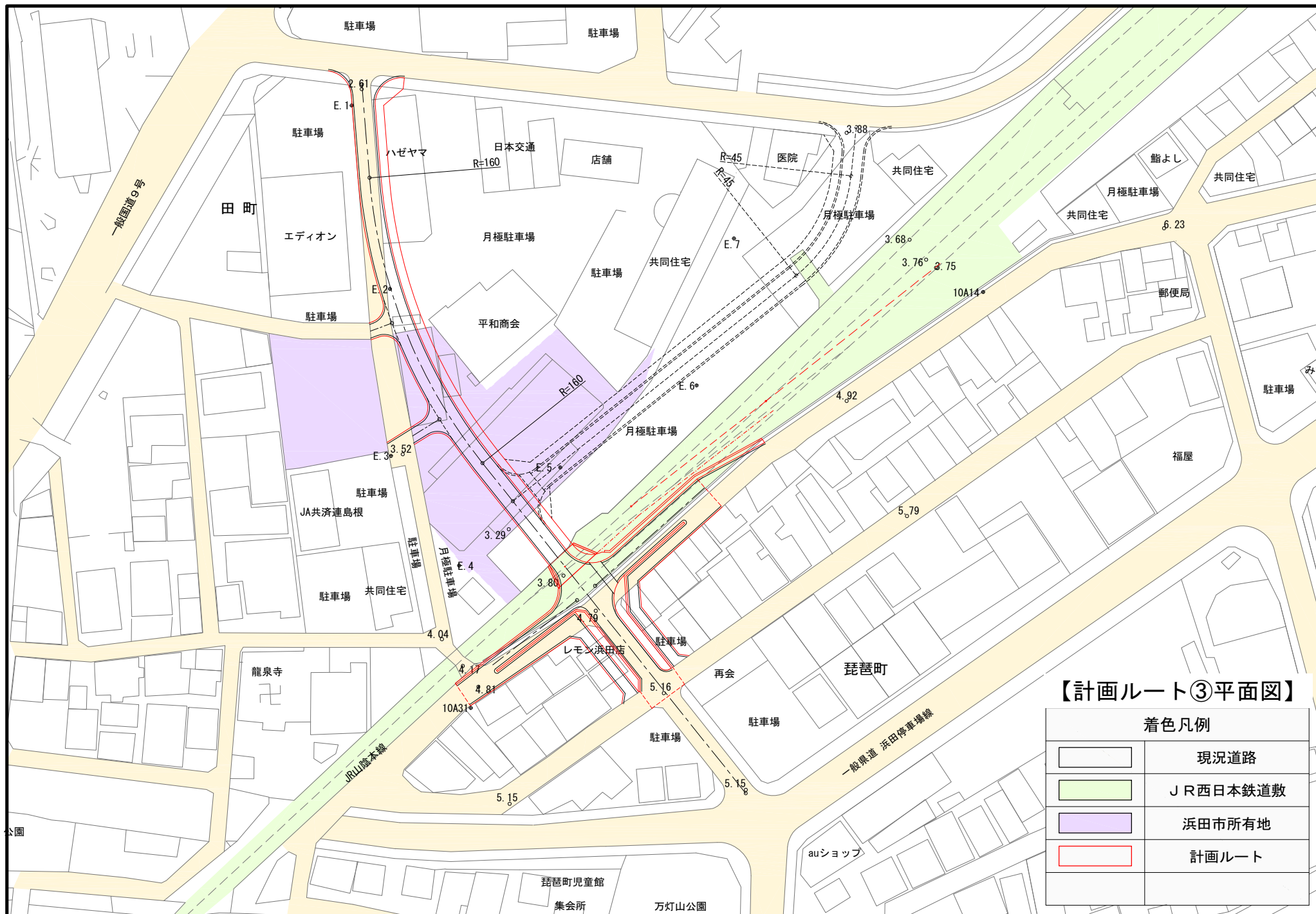


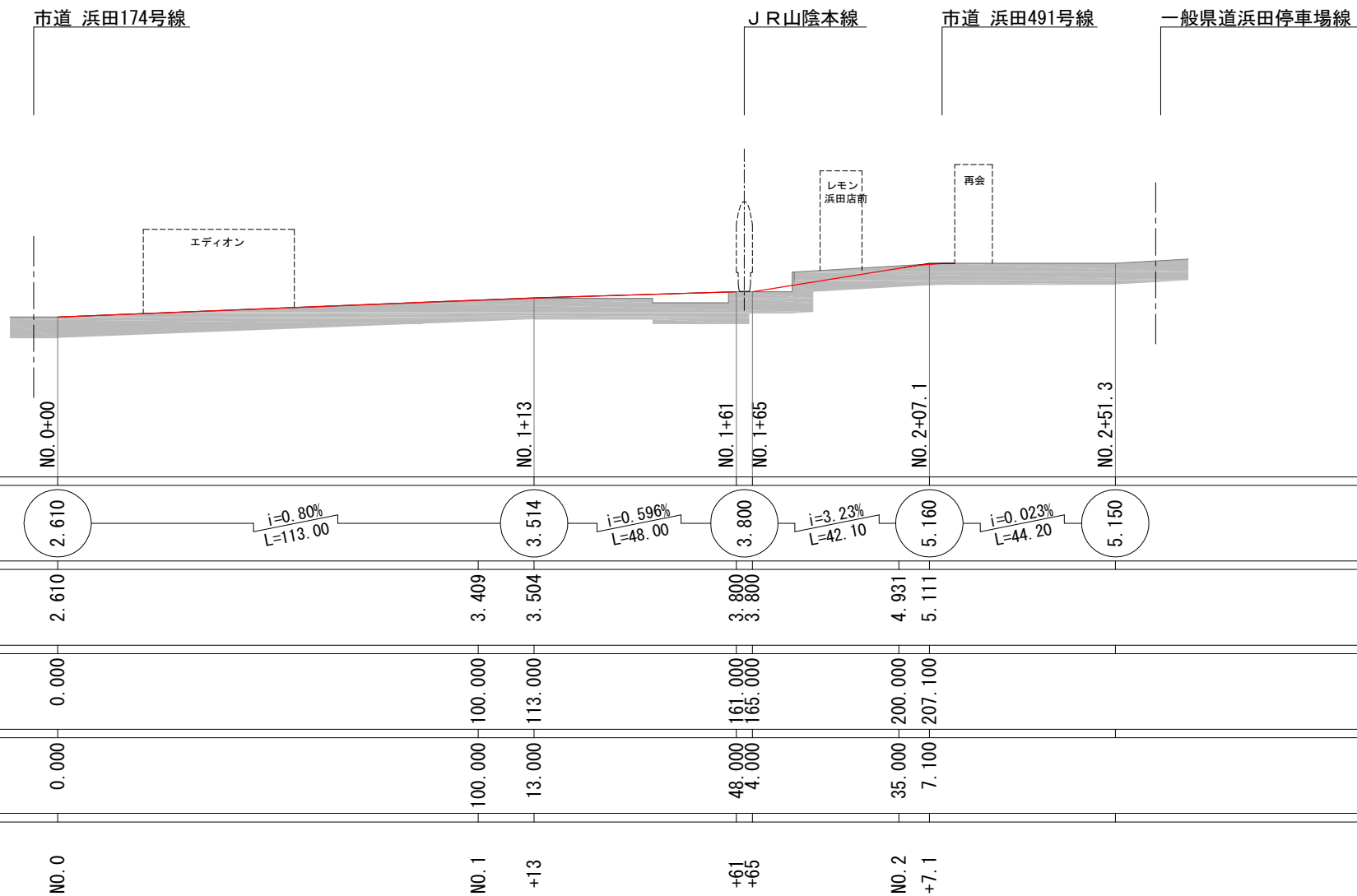
【計画ルート①縦断図】



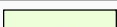
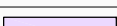
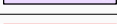


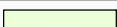
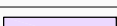
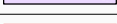
【計画ルート②縦断図】

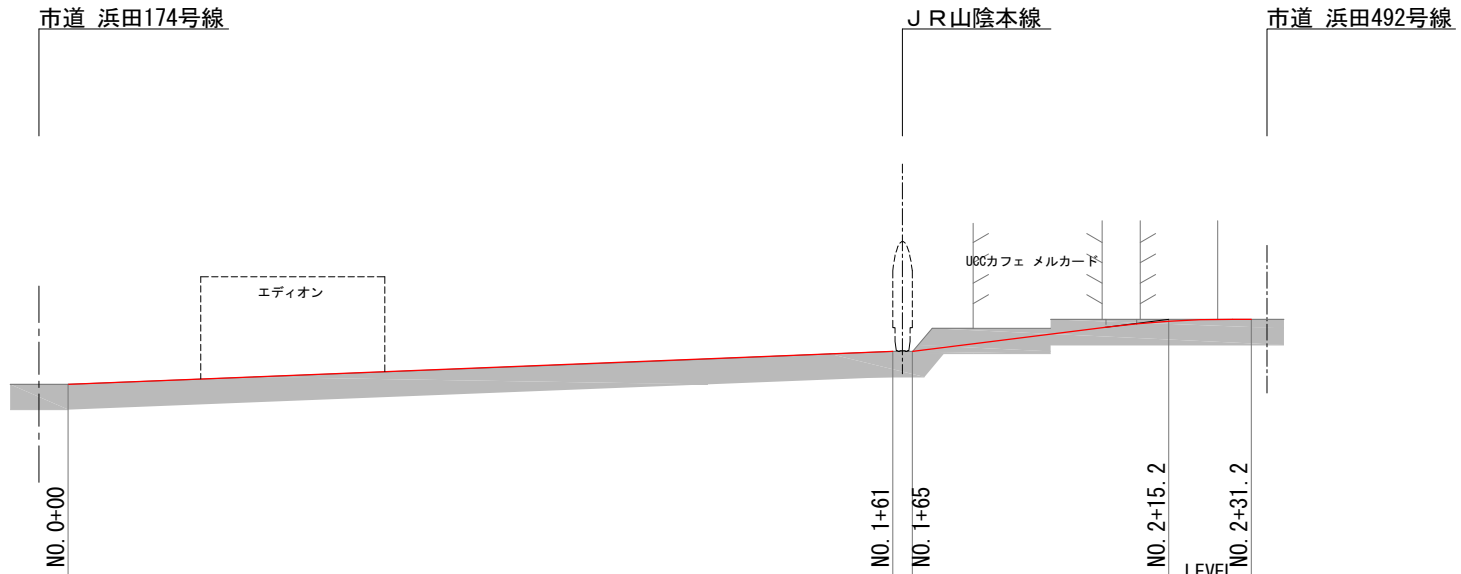




【計画ルート③縦断図】

着色凡例	
	現況道路
	J R 西日本鉄道敷
	浜田市所有地
	計画ルート

着色凡例	
	現況道路
	J R 西日本鉄道敷
	浜田市所有地
	計画ルート



勾配図	
計画高	2.610 3.411 3.900 3.900 4.775 5.077 5.155
追加距離	0.000 100.000 161.000 166.000 200.000 215.200 231.200
単距離	0.000 100.000 61.000 4.000 35.000 15.200 16.000
測 点	NO. 0 NO. 1 +61 +65 NO. 2 +15.2 +31.2

【計画ルート④縦断図】

計画ルート ①							
工種	細目	規格	単位	数量	単価	金額	備考
擁壁工							
補強土壁工			m2	1,777	40,000	71,080,000	
重力式擁壁		H=1.50 0.713	m3	127	31,000	3,937,000	178m×0.713m3/m
舗装工							
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	3,108	1,850	5,749,800	(482.5m-38.5m)×7.0m
上層路盤工	粒度調整碎石	t=10cm	m2	3,108	585	1,818,180	(482.5m-38.5m)×7.0m
下層路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	3,108	730	2,268,840	(482.5m-38.5m)×7.0m
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	1,344	1,850	2,486,400	711m2+633m2
路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	1,344	730	981,120	711m2+633m2
表層工	再生密粒度AS	t= 3cm	m2	337	1,290	434,730	146.5m×2.3m
路盤工	再生クラッシャーラン	t=10cm	m2	337	755	254,435	146.5m×2.3m
防護柵工							
ガードレール	C種	構造物用	m	416	7,080	2,945,280	(153m+55m)×2
排水構造物工							
排水路	街路用側溝	300×300	m	729	9,600	6,998,400	
	排水溝	300A	m	399	6,700	2,673,300	194m+205m
集水桝	街路用側溝	600×600	個	38	92,900	3,530,200	m/20+1
	排水溝用	500×500	個	21	26,500	556,500	m/20+1
縁石工							
境界ブロック	C種	H=300	m	166	3,650	605,900	125m+41m
橋梁工							234,000,000
上部工		L=38.5	式	1		59,500,000	
下部工			式	1		68,080,000	
函渠工							
現場打ち函渠工		5.0×3.0	m	9	445,000	4,005,000	
直接費計						237,905,085	
諸経費			%	70		166,533,560	
用地費						(165,900,000)	
宅地及び商用地			m2	2,765	60,000	165,900,000	350+130+1190+530+85+430+50
建物補償費						(851,826,800)	
店舗兼住宅	①		棟	1	70,400,000	70,400,000	
	②		棟	1	34,300,000	34,300,000	
共同住宅	③		棟	1	173,300,000	173,300,000	
	④		棟	1	164,426,800	164,426,800	
貸ビル	⑤		棟	1	247,900,000	247,900,000	
住宅	⑥		棟	5	32,300,000	161,500,000	
合計						1,422,165,445	
消費税			%	8		113,773,236	
総事業費						1,535,938,681	
						1,536,000,000	

計画ルート ②							
工種	細目	規格	単位	数量	単価	金額	備考
擁壁工							
補強土壁工			m2	1,129	40,000	45,160,000	
重力式擁壁		H=1.50 0.713	m3	94	31,000	2,914,000	131m×0.713m3/m
舗装工							
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	1,668	1,850	3,085,800	(254m-15.8m)×7.0m
上層路盤工	粒度調整碎石	t=10cm	m2	1,668	585	975,780	(254m-15.8m)×7.0m
下層路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	1,668	730	1,217,640	(254m-15.8m)×7.0m
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	1,010	1,850	1,868,500	370m2+349m2+291m2
路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	1,010	730	737,300	370m2+349m2+291m2
防護柵工							
ガードレール	C種	構造物用	m	296	7,080	2,095,680	(102m+46m)×2
排水構造物工							
排水路	街路用側溝	300×300	m	353	9,600	3,388,800	29+73+29+39+32+27+60+64
	排水溝	300A	m	199	6,700	1,333,300	123m+76m
集水桝	街路用側溝	600×600	個	19	92,900	1,765,100	m/20+1
	排水溝用	500×500	個	11	26,500	291,500	m/20+1
縁石工							
境界ブロック	C種	H=300	m	21	3,650	76,650	21m
橋梁工							84,000,000
上部工		L=15.8	式	1		7,700,000	
下部工			式	1		38,280,000	
函渠工							
現場打ち函渠工		5.0×3.0	m	9	445,000	4,005,000	
		直接費計				114,895,050	
		諸経費	%	70		80,426,535	
用地費						(71,700,000)	
	宅地及び商用地		m2	1,195	60,000	71,700,000	520+125+115+100+150+185
建物補償費						(474,500,000)	
	店舗兼住宅	①	棟		70,400,000	0	
		②	棟		34,300,000	0	
	共同住宅	③	棟		173,300,000	0	
		④	棟		164,400,000	0	
	貸ビル	⑤	棟	1	247,900,000	247,900,000	
	住宅	⑥	棟	4	32,300,000	129,200,000	
	店舗	⑦	棟	1	97,400,000	97,400,000	
		合計				741,521,585	
		消費税	%	8		59,321,727	
		総事業費				800,843,312	
						801,000,000	

計画ルート ③							
工種	細目	規格	単位	数量	単価	金額	備考
擁壁工							
補強土壁工			m2	0	40,000	0	
重力式擁壁		H=1.50 0.713	m3	152	31,000	4,712,000	213m×0.713m3/m
舗装工							
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	1,463	1,850	2,706,550	(213m-4m)×7.0m
上層路盤工	粒度調整碎石	t=10cm	m2	1,463	585	855,855	(213m-4m)×7.0m
下層路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	1,463	730	1,067,990	(213m-4m)×7.0m
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	1,185	1,850	2,192,250	682m2+503m2
路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	1,185	730	865,050	682m2+503m2
表層工	再生密粒度AS	t= 3cm	m2	481	1,290	620,490	(213m-4m)×2.3m
路盤工	再生クラッシャーラン	t=10cm	m2	481	755	363,155	(213m-4m)×2.3m
防護柵工							
ガードレール	C種	構造物用	m	225	7,080	1,593,000	60m+57m+64m+44m
排水構造物工							
排水路	街路用側溝	300×300	m	709	9,600	6,806,400	209×2+66+24+63+64+30+44
	排水溝	300A	m		6,700	0	
集水桝	車道用	600×600	個	37	92,900	3,437,300	m/20+1
		500×500	個		26,500	0	
縁石工							
境界ブロック	C種	H=300	m	209	3,650	762,850	213m-4m
橋梁工							
上部工							
下部工							
函渠工							
現場打ち函渠工							
		直接費計				25,982,890	
		諸経費	%	70		18,188,023	
用地費						(76,500,000)	
	宅地及び商用地		m2	1,275	60,000	76,500,000	395+150+435+175+120
建物補償費						(312,500,000)	
	店舗兼住宅	①	棟		70,400,000	0	
		②	棟		34,300,000	0	
	共同住宅	③	棟		173,300,000	0	
		④	棟		164,400,000	0	
	貸ビル	⑤	棟	1	247,900,000	247,900,000	
	住宅	⑥	棟	2	32,300,000	64,600,000	
踏切移設工						(250,000,000)	
踏切工			式	1		50,000,000	
構内改良工			式	1		200,000,000	
		合計				683,170,913	
		消費税	%	8		54,653,673	
		総事業費				737,824,586	
						738,000,000	

計画ルート ④							
工種	細目	規格	単位	数量	単価	金額	備考
擁壁工							
補強土壁工			m2	0	40,000	0	
重力式擁壁		H=1.50 0.713	m3	60	31,000	1,860,000	84m×0.713m3/m
舗装工							
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2	1,589	1,850	2,939,650	(231m-4m)×7.0m
上層路盤工	粒度調整碎石	t=10cm	m2	1,589	585	929,565	(231m-4m)×7.0m
下層路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2	1,589	730	1,159,970	(231m-4m)×7.0m
表層工	再生密粒度AS	t= 5cm	m2		1,850	0	
路盤工	再生クラッシャーラン	t=15cm	m2		730	0	
表層工	再生密粒度AS	t= 3cm	m2	523	1,290	674,670	(231m-4m)×2.3m
路盤工	再生クラッシャーラン	t=10cm	m2	523	755	394,865	(231m-4m)×2.3m
防護柵工							
ガードレール	C種	構造物用	m	20	7,080	141,600	20m
排水構造物工							
排水路	街路用側溝	300×300	m	454	9,600	4,358,400	(231m-4m)×2
	排水溝	300A	m		6,700	0	
集水桝	車道用	600×600	個	24	92,900	2,229,600	m/20+1
		500×500	個		26,500	0	
縁石工							
境界ブロック	C種	H=300	m	227	3,650	828,550	231m-4m
橋梁工							
上部工							
下部工							
函渠工							
現場打ち函渠工							
		直接費計				15,516,870	
		諸経費	%	70		10,861,809	
用地費						(59,700,000)	
	宅地及び商用地		m2	995	60,000	59,700,000	350+190+435+20
建物補償費						(441,700,000)	
	店舗兼住宅	①	棟		70,400,000	0	
		②	棟		34,300,000	0	
	共同住宅	③	棟		173,300,000	0	
		④	棟		164,400,000	0	
	貸ビル	⑤	棟	1	247,900,000	247,900,000	
	住宅	⑥	棟	6	32,300,000	193,800,000	
踏切移設工						(50,000,000)	
踏切工			式	1		50,000,000	
		合計				577,778,679	
		消費税	%	8		46,222,294	
		総事業費				624,000,973	
						624,000,000	

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

産 業 建 設 委 員 会

平成28年3月7日（月）
全 員 協 議 会 室
9 時 5 7 分 ～ 1 5 時 5 3 分

【委 員】笹田委員長、飛野副委員長

串崎委員、布施委員、牛尾博美委員、原田委員、牛尾昭委員

【委員外】足立、岡野、柳楽、小川、森谷、野藤、岡本、芦谷、佐々木、渋谷、西村、江角

【議 長】議長

【執行部】

（産業経済部）中村産業経済部長、田村産業経済部次長（兼産業政策課長）、竹中産業振興課長、
佐々本広島市場開拓室長、川神農林振興課長（併農委事務局長）、

吉田水産振興課長、石田漁港活性化室長、岡本観光交流課長、倉井産業企画係長

（都市建設部）下垣都市建設部長、河野都市建設部次長（兼建設企画課長）、吉田建設整備課長、
宮下地籍調査課長、坂田維持管理課長、佐々木建築住宅課長、吉川災害復興室長、
中谷建設庶務係長

（総務部）坂田行財政改革推進課長、河上安全安心推進課長

（地域政策部）砂川地域政策部長、岡田地域プロジェクト推進室長

（金城支所）吉永金城支所長、芹原金城支所産業建設課長

（旭支所）田村旭支所長（兼産業建設課長）

（弥栄支所）細川弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

（三隅支所）斎藤三隅支所長、岡田三隅支所産業建設課長、吉野三隅支所防災自治課長

【事務局】鎌原書記

議 題

- 1 議 案 第 1 5 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 2 議 案 第 1 7 号 浜田市農業振興基金条例の制定について
- 3 議 案 第 1 9 号 浜田市下来原林業協業活動センター条例を廃止する条例について
- 4 議 案 第 2 1 号 浜田市美又温泉足湯公園条例の制定について
- 5 議 案 第 2 2 号 浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例について
- 6 議 案 第 2 4 号 浜田市一般市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 7 議 案 第 2 7 号 財産の無償譲渡について（浜田市下来原林業協業活動センター）

8 議案第28号 市道路線の廃止について（西浜田150号線）

9 議案第29号 市道路線の認定について（国府249号線外）

10 執行部報告事項

(1) B U Y 浜田運動について

(2) 漁業別水揚げについて

(3) 浜田漁港水揚げ資料（2015年報）

(4) 平成27年 宿泊者数について

(5) 国民宿舎千畳苑の大規模改修後の収支見込について

(6) 「駅鈴が結ぶ浜田市と松阪市との観光・文化交流協定」の締結について

(7) 旭温泉水有効活用事業の応募状況及び一次審査の結果について

(8) 三隅中央会館和紙の郷（石州和紙会館）の運営について

(9) 廃校等遊休施設利活用における誘致企業との随意契約の取扱いについて

(10) 瀬戸ヶ島埋立地における水産事業可能性調査について

(11) その他

11 所管事務調査

(1) 産地偽装にかかわるその後の状況について

12 請願について

(1) 請願第13号 T P P 協定を国会で批准しないことを求める意見書の提出について

13 陳情について

(1) 陳情第13号 仮称君市踏切に関する陳情

14 その他

農林振興課長	どこか解放して強みをもって打って出ることが必要だと思う。課長の見解だけお聞かせください。
	国が言うような攻めの農業だけでは生きていけないと思います。今回の補正予算の中に輸出に関しての制度はありますが量が無いから打って出られない部分があります。近くに港があるので活用すればいいのですが、浜田には土地もプレイヤーもいないのが現実です。安全安心で農業を使わない野菜米など外へは打って出られませんが少なくとも浜田に住んでいる子供たちには食べさせて行きたい。食育をしながらその子供たちが大きくなって自分たちの子供に引き継いでいけばゼロにはならないと思います。来年度の予算の中に入れていますが、地産地消や子供たちに対して食の安心安全の食育については引き続きやっていきたいと思っています。
牛尾昭委員	元谷を取得したことによる輸出に係るキャパ的な部分の規模はどうでしょうか。
農林振興課長	作物は別として、1つの作物をあそこでやるなら可能性はありますが、全部ブドウを栽培するなどの状況にはありません。お気持ちは分かりますが、広いこともあり設備投資など難しい部分が多いかなと思います。
飛野委員	中山間地の独自支援をするという県もたくさん出ているそうです。島根県の場合、新聞を見ますとその部分の予算が4.6%増えています。この場合に県から市に相談や協議場がありますか。
農林振興課長	今週、県の補助事業の説明会があります。まだ、ペーパーでは手元には届いていませんが、そこでなんらかの独自支援の説明あると思います。
飛野委員	他の県については具体的に書いてあるのですが、島根県は特に中山間地域がピックアップされていないので期待出来ないように見えますが、期待する部分がありますのでお待ちしております。
笹田委員長	その他ありますか。部長からこの件に対して何かありませんか。
産業経済部長	T P Pはどこまでの範囲か、農林振興課長がいましたものは21分野の中の農業ということです。全体として2次分野があります。工業、医薬、知的財産権も含めてどのように判断するかが難しいと思います。布施委員のご質問で中山間地域のことがありましたが、先般、弥栄へお米マイスターの方が来られました。標高が高く寒暖差が10度以上ないとなかなか美味しいお米が出来ないそうです。そういったところで高付加価値のあるものをつくって行かないといけないということで、弥栄のブランド米の話をしたのですがそういったところを支援して生き残りをかけていかないといけないと思います。

13. 陳情について

(1) 陳情第13号 仮称君市踏切に関する陳情

笹田委員長	都市建設部長。
都市建設部長	(以下、資料をもとに説明)
牛尾昭委員	当時の市長に是非、南北陸橋を作って欲しいと訴えて、50億もかかるのにどうするんだと言われました。数年前に一旦選択肢があって陸橋を断念して、自由通路税金というコストをかけた。それからまだ数年も経ってないのにまたそこへ陸橋を掛けるのはおかしいと思います。しかし部長の説明だと両案出さないとJRが検討してくれないということだと

都市建設部長
牛尾昭委員

思います。ルール上そうしないといけないということですよね。

まさにその通りです。

君市の踏み切りの移動のコスト、陸橋をかけるコストは試算して、市が出来る出来ないを含めて当然ＪＲ西日本がお金を１円も出すわけでは
ありませんから、自ずと結論はそこに行き着くと思います。こうやって
陳情が出ているので、同じようなことを１０年前にだめだよということで
一旦断念をしているのですが、ルール上併せて出すという理屈も分から
ないんですが。前回お金がかかりすぎるから駄目だよと当時の宇津市長
から言われたんですが、ＪＲから言われたわけではないのですが、自由
通路をつくるときにＪＲは１千万しか出していない。市が１７億出してい
ます。同僚議員にききましたらＪＲはお金を出すところではないと言わ
れた。ルール上２つの案を出すということですが全て市のお金で賄うの
でしょうから。審査にあたっては複雑な疑問点があつて気持ちがわかる
のですが相手があることなので。かつて僕らがハードル高すぎて断念し
たことがまた陳情であがっているでもそのときには一旦決断をして、そ
うではない方へ１７億の税金をかけている。その上でもとに戻すような選
択するのにお金をかけるというのがどうもよく分からないのですが。そ
れをＪＲが求めているということなのですが分かるように説明してもら
えないだろうか。

都市建設部長

ＪＲにしてみれば、現在の踏み切りの構造になんらかの手を加える、
幅を広げるということになるとＪＲとすれば踏切の幅を広げることは事
故発生確率が高まるということを考えます。今は交互相行をしています
が、その瞬間にいる人、車両がそんなにいないということですが、それ
が双方向になるということはそれだけ事故の確率が高まるということ
をＪＲは考えます。踏み切り改良の場合は立体交差をまず基準としてＪ
Ｒは言ってきます。前回のときにはＪＲに対して事業化に至っていません
のでまだＪＲと具体的な協議には入っていません。浜田市の判断ででき
ないだろうということで現在の状況になっています。駅前の区画整理が
そろそろ終盤を迎えるあたりで駅北をどうするかという話になったとき
に計算した結果、事業化に至らなかったということでＪＲとはそういう
協議をしておらず、その代わり当時ありました田町の踏み切り渋滞問題
をどうするかということで、これについてはアンダーにするということ
で解決をしましたが、その後浮上しましたが医療センターを駅北に持つ
てくるときに患者さんが駅から行くのにどうするかということで自由通
路ということで人の南北を可能にしたという経緯があります。君市踏み
切りに関してはＪＲにすればゼロからのスタートということになります
ので、まずは両方の案を持って行って検討して、いろんな条件がありま
す。道路構造令にきちっとはまっているのか事業費の問題もあります。
橋梁にしますと分断します。側道を両側に取りないといけない。踏み切
り案に比べると移転対象になる家屋数がすごく増えます。我々とすれば
踏み切りを拡幅する案ほうが将来的な維持管理費についても、法律が変
わりまして橋梁については５年に１回必ず点検をしないといけない。２０年
経てば補修をしないではいけない。そうすればＪＲを横断している橋梁
を補修することは専門業者にまかせないといけない。相当なお金がいり
ます。そういった将来的な維持管理費もありますのでそういった点も全

笹田委員

て加味しながら双方の案を作成して準備ができれば地元説明会を開いて浜田市の方針を説明して意見を伺うという考えであります。

以上で執行部に関係する議題はすべて終了しました。

それでは、3月末で退職されます管理職の皆様にとっては最後の委員会になろうかと思えます。ここで、退職予定の課長さん3名おられますのでご挨拶をいただきたいと思えます。

都市建設部 宮下地籍調査課長よろしくお願ひいたします。

(宮下地籍調査課長の職員挨拶)

次に金城支所 芹原産業建設課長よろしくお願ひいたします。

(芹原産業建設課長の職員挨拶)

次に三隅支所 岡田産業建設課長よろしくお願ひいたします。

(岡田産業建設課長の職員挨拶)

笹田委員

ありがとうございました。

執行部の皆さんはここで退席されて構いません。

ここで休憩に入ります。再開は15時15分とします。

[15 時 03 分 休憩]

[15 時 15 分 再開]

笹田委員長

休憩前に引き続いて再開します。

それでは、これより、市長提出の付託議案について、順次、採決を行います。

委員から採決前に何か意見がありますか。

(「なし」という声あり)

議案第15号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

お諮りいたします。

議案第15号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 浜田市農業振興基金条例の制定について

お諮りいたします。

議案第17号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 浜田市下来原林業協業活動センター条例を廃止する条例について

お諮りいたします。

議案第19号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 浜田市美又温泉足湯公園条例の制定について

お諮りいたします。

議案第21号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例について

お諮りいたします。

議案第22号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 浜田市一般市営住宅条例の一部を改正する条例について

お諮りいたします。

議案第24号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 財産の無償譲渡について（浜田市下来原林業協業活動センター）

お諮りいたします。

議案第27号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 市道路線の廃止について（西浜田150号線）

お諮りいたします。

議案第28号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

した。

議案第29号 市道路線の認定について（国府249号線外）

お諮りいたします。

議案第29号について、原案のとおり可決すべきものと決することに、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第13号 T P P協定を国会で批准しないことを求める意見書の提出 について

ご意見のある方はお願いします。

アメリカの大統領選に関しても、民主党のクリントン、共和党のトランプも、T P Pに対して反対の演説をしています。リーダーシップを取っていくアメリカの大統領がどちらかになるとすれば、非常に由々しき問題があると思います。T P Pにとってみれば大丈夫かと不安になります。また、甘利さんもああいう形で去っていき、石原さんが後についた。総論的には私はやむを得ないのかなと、日本が決めた大きな方向性なのかと思っていました。ただ思うのは、これまでの時点で22項目、著作権とか様々な部分、あるいは農業についてもそうですが、あまりにも説明不足で、我々にも何ら細かい部分も全体も、新聞の小さい記事で載ってはいますが、日本の行く末を決めていく大きな物事なのにあまりに説明不足だと思います。国は特別委員会をつくると言うが、そんな状態なんだろうかと疑問を持っています。それと同時に、浜田は殆どが中山間地で、この5年10年で農業が生き残れるのかと。3割5割という懸念があります。浜田市の死活問題になるのではと非常に危惧しています。詳しい説明もなければ、T P Pをやるにあたってどういう利益・不利益があるのか、金額の提示もなく分からない。そんな状態で国会審議をするのは無謀だと思っています。この請願趣旨に賛成したいと思います。

アメリカの話も出ましたが、選挙前なので候補は反対をして大統領になった途端に賛成する候補者がいるという話もあります。このまま何もしなくても10年後に農家の数が減るのであれば、かつてガット・ウルグアイ・ラウンドの時に相当な規模の補助金を日本は出しましたが、長い間保護をしてきてそれが農家の自立に繋がったのかという疑問を持たざるをえません。優れたものを日本が持っているということであれば、マーケットが広がる中で安心安全をテーマに出していく必要があると思います。先ほどいいましたが中山間地域を持つ浜田は食料の安全保障のために、輸出する農産物という農産政策ではなく田舎を守るという政策が必要であるのではと思います。この意見書を出すことについては反対です。

その他何かありますか。

賛成いたします。理由として、全く不安が募る協定であること。この浜田が切り捨てられるのではないかと懸念をするものであります。したがって拙速に批准するのではなく合意内容の説明責任を果たさないままT P Pの批准は行わないこれが私の賛成意見です。

笹田委員長
牛尾博美委員

牛尾昭委員

笹田委員長
飛野委員

布施委員

このＴＰＰの請願項目で趣旨の内容はよく分かります。国会決議に違反するという言葉が書いてありますが、この部分が国会決議があったからこそ今のＴＰＰも他所の国に比べて守られている部分があるように思います。しかしながら、補正予算が付いても、全国キャラバンつくって説明をしていくということで各県によって説明がありましたが、農業関係者についてはなかなか納得していただけてない。説明責任はされてないという感じがしています。これは、将来的に本年度の秋くらいに調停をするという話がでていますが、説明責任を果たさないまま結論を先にもっていくということは、浜田の農業を見るときに置き去りにされるのではという懸念があります。私は請願については最終的には賛成したいと思います。

串崎委員

日本のことをすべて網羅して、農業は一部にしかないということを考えていけば、反対になるんだらうということになると思いますが、私の場合は中山間地で農業を応援するものにとっては、農業所得そして輸出拡大、資材経費の削減など秋口にかけていろいろ政府で検討している立場ではありますが、まだじゅうぶん国民に対してＴＰＰの内容の説明がないということで、中山間地域の私たちにとってこの請願には賛成したいと思います。

笹田委員長

本日採決する方向で進めたいと思います。議案第13号を採択することに決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数のため、本請願は採択すべきものと決しました。

ただいま、意見書の提出を求める請願が採択すべきものと決しましたので、請願書に添付されております「意見書案」を参考にして委員会が作成し、議案を本会議に提出することになりますので、修正すべき点等がありましたらご意見をお願いします。

飛野委員

よってこのような問題が多い国会決議に違反するＴＰＰ協定の批准は行わないと強く求めます。というところを国会決議にという部分を合意内容の説明責任を果たさぬまま、という文言に入れ変えてください。

笹田委員長

よってこのような問題が多い合意内容の説明の説明責任を果たさぬまま、ＴＰＰ協定の批准を行わないと強く求めます。国会決議を違反するまでを削除するということですが、請願項目の中に入っているんですけど……ちょっと休憩します。

[15 時 49 分 休憩]

[15 時 50 分 再開]

笹田委員長
布施委員

再開します。

ＴＰＰ協定の国会批准をしないことを求める意見書の案ですが、最後の行から3行目から、付け足したいと思います。「主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。」「今後合意内容の説明責任を果たさないまま国会決議に違反するＴＰＰ協定の批准は行わないことを強く求めます」はどうでしょうか。

笹田委員長

皆さん、ご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

よってただいま調整した意見書案を提出することに決しました。なお、今後の調整により簡易的な字句の修正の必要があるときには、委員長にご一任をお願いします。また、意見書の議案提出については、請願が本会議で採択された後に、日程に追加して意見書の説明を行うことになっておりますのでご了承をお願いします。

陳情第13号 仮称君市踏切に関する陳情

笹田委員長

これより採決を行いたいと思いますが、採決の前に、委員から採決の方法や、本陳情について何か意見がありましたらお願いします。

牛尾昭委員

先ほど部長から詳細な説明を求めましたが、まだこの陳情の趣旨である説明をするところまで至っていないということなので継続で良いと思います。

笹田委員長

ただいま継続という意見がありましたが、継続審査とすべきものと決することに異議はありませんか。

(「なし」という声あり)

全会一致で継続審査とすることに決しました。

14. その他

笹田委員長

議題14その他に入ります。委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

事務局から何かありますか。

笹田委員長

それでは、委員長報告については3月16日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただきよろしければ、議場に配布したいと思います。

以上で産業建設委員会を終了します。 お疲れさまでした。

[15 時 53 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに産業建設委員会記録を作成する。

産業建設委員長 笹 田 卓

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

全 員 協 議 会 記 録

開催日：平成28年5月25日（水）

開催時間：10時00分～13時02分

開催場所：全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

西田議長、平石副議長

足立議員、岡野議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、森谷議員、野藤議員

上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員

道下議員、田畑議員、澁谷議員、西村議員、江角議員、牛尾博美議員、原田議員

牛尾昭議員

〔執行部出席〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長

教育長、総務部長、地域政策部長、財務部長、健康福祉部長、市民生活部長

産業経済部長、産業経済部参事、都市建設部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長

三隅支所長、教育部長、消防長、上下水道部長、（広域行政組合事務局長）

〔事務局出席〕 局長、次長、議事係長、庶務係長

（報道）山陰中央新報社、中国新聞、朝日新聞

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 旧浜田警察署の跡地利用について
- (2) 平成28年熊本地震の対応について
- (3) 浜田市シングルペアレント介護人材育成事業について
- (4) はまだ暮らし住まい応援事業について
- (5) 島根県立大学（浜田キャンパス）等の入学者状況について
- (6) 浜田市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- (7) 浜田市火葬場整備計画の見直し（案）の説明状況について
- (8) 平成27年度 萩・石見空港利用実績について
- (9) 浜田港長期構想（素案）について
- (10) ふるさと寄附について
- (11) 漁業別水揚げについて
- (12) 浜田駅周辺整備事業（踏切改良）の計画ルート（案）方針決定について
- (13) 平成27年度学力向上総合対策事業実績報告書
- (14) Hamadaマリン郷育プロジェクトについて
- (15) 給水車購入事業について
- (16) 浜田市下水道審議会の答申について
- (17) 投票所の統合について
- (18) その他
（配付物）

- ・封筒デザイン受賞作品の決定について
- ・自治区制度延長に伴うリーフレットの作成について
- ・浜田市移住促進プロモーション動画の制作について
- ・平成27年度浜田市生活路線バス等の利用実績について
- ・敬老乗車券交付事業について
- ・「浜田探索ツアー」について
- ・浜田市地域協議会委員名簿
- ・平成28年度軽自動車税の当初賦課状況等について
- ・公的年金所得者 浜田市モデル世帯の家計支出等について
- ・平成28年度固定資産税の当初賦課状況等について
- ・高齢者向け給付金について
- ・平成28年度島根大学医学部医学科『地域枠』及び市内看護関係各種学校の入学生の状況
- ・高齢者人口等の推移について
- ・浜田市の未就学児童の状況について
- ・「子育て支援ガイド 平成28年度版」について
- ・はまだ産業振興機構 活動実績について
- ・広島市場開拓室活動実績について
- ・三重県松阪市との“駅鈴協定”の締結について
- ・平成28年度学校職員名簿
- ・平成28年度園児・児童・生徒数一覧表
- ・平成28年度公民館職員名簿
- ・平成28年度中国地区スポーツ推進委員研修会の開催について
- ・青少年サポートセンターの利用状況について
- ・青少年サポートセンター及び文化振興課事務所の移転について
- ・美又温泉国民保養センターについて

【詳細は会議録のとおり】

森谷議員	円となっていた。本年度は累計22億円あまりとなっているので、出来れば昨年一昨年を上回る状況になれば良いと思う。 漁業関係者に聞くと100億円の目標という話を聞いてもう3年目だが、達成出来る気がないので何だこの目標はということらしい。たまたま駅伝日本一にした青学の監督が「達成可能なものを目標と言って、やる気が起きないのは妄想と言う」とテレビで言うておられた。100億円というのはあの監督が言う妄想に該当するのではないかと思うのだが。飽くまでも100億円をずっと維持すべきだということのか。
産業経済部長	これについては私どもにも色んなご意見や考えを伺っている。市長就任時に、基幹産業である水産業を今後充分にテコ入れしてやっていきたい。元気な浜田になるための大きな柱の1つが水産業ということで、10年後に何とか100億円を目指したいと。 ここ20年前のことになるが120億円程度あった所もある。そういう中で考えて、やはり100億円という目標の数字が出て来たというのは、私ども関係者にとってはそれはちょっと多いのではという意見があるが、目標を掲げてそれに向かって全力で頑張っていくことについては、決して間違ったものではないと思っている。
森谷議員	120億円というのは船の数が全然違うのだから、議論が成り立たないのはご存知だと思う。もうやめよう。あと20億円プラスするフィレも、外国が冷凍を買ってくれる、生簀がどうのということで20億円ほどはプラスして、70、80にはするのだという話だが、それも50だ100だという話と同じような位置づけにしか見えないのが漁業関係者の話。もうちょっと目標設定の色を変えたり工夫されるべきだと思う。
産業経済部長	これについては産業建設委員会を傍聴された方はご存知だと思う。委員会の中でも目標設定についてもう少し現実を見据えて明らかにすべきではないかという意見をいただいている。ただ我々とすれば自分たちでやっているものではないので、私どもが軽々に目標を再設定することはなかなか出来ないこともご理解いただきたい。現実を見ながら、実際に漁業関係者の方のお話も充分聞いてやっていきたいと考えている。

(12) 浜田駅周辺整備事業（踏切改良）の計画ルート（案）方針決定について

西田議長	執行部から報告をお願いする。都市建設部長。
都市建設部長	（以下、資料をもとに説明）
西田議長	この件について質問は。森谷議員。
森谷議員	1年前の7月末に説明会があり、踏切案だけだったので橋の案も合わせて再度説明会を開くとのことだった。今聞けば5月27日に決定したという報告をするように受け取れた。住民意見を聞いて更に話を進めるのではなく、決定を報告するだけの会なのか。
都市建設部長	一応、踏切案と橋梁案の両方を検討した。ただ地元説明会の時には、こういった案がありさあ皆さんどういたしましょうかという説明会は考えていない。飽くまでも道路を施工する浜田市がコンサルタントを入れて、技術屋が検討した結果でもって、こちらの基本的な考え方をお示しする必要があるかと思う。その方針が第三案として地元にはお示しして、皆さまのご意見を伺いたいと思う。
森谷議員	この方針が第三案という意味がよく分からないが、一案二案はどうい

都市建設部長	う意味合いで、この方針が第三案なのか。具体的に説明してもらえるか。 道路を作る浜田市とすれば第三案、現在の…… (これの第3案かという声あり)
都市建設部長 森谷議員 都市建設部長	そう、これが最善であると判断して地元には説明をしてご意見を伺う。 地元が反対すればごり押しするのか。 道路企画というものは皆さまのご意見を聞いて、色んな意見があるからそれで右往左往と変わるものではないと思っている。まずは道路を作るこちら側が、最小の経費で最大の効果を上げるべく考えている。道路構造令に則った構造としている。そういったものをまずは考えをお示しする必要があるかと思う。例えば計画が気に入らないと言われても、それは当然説明をして理解をいただこうと思っている。
森谷議員	結局ごり押しするという事だと思う。私は1案というのは福屋の辺から徐々に上げて山陰中央新報のピンクの建物の辺りからぐっと上がってくる、それ15億円。計画ルート2というのも立体交差で、これは再会の所から上がっていく、これが8億円。私は自分なりに専門家と話をしたのが1案に近いものなのだが、徐々に上げないで寿司屋の所から上げる図を適当に書いていたが、1案を設計した所に言えば、そのようにするならもっとやりようがあるという話だった。線路の所は高さ6メートルくらいをキープしなければいけないが、道路の厚さを更に1メートルキープしている。どういうことかと言えば、橋脚の間隔があればあるほど橋は厚くならなければいけないということで、橋脚の間が開いてしまったから橋が厚くなっただけで、橋脚が狭くなれば橋は厚くならず高さ制限もクリアすると。私は4月最初に米子鉄道管理局にも行った。その時は担当者と話は出来なかったが、話をしたら、私が言った寿司屋のことも全部知っており、大体5億円だねという話だった。今度はコンサルタントにそういう話も合わせて行ったら、それならこんなにかからないと。 私はこの1案というのは、先ほど地方自治法第2条第14項を言われたが最善を考えてない。3にしたいから適当に1を作って15億円と膨らませていると取れる。1番の詰め方があるのではないか。コンサルタントやJRに聞いた話ではそうなる。 もう1つ、これそもそも10年近く出たり消えたりした計画だと思うが、前回一般質問の回答で7億円と言われた。7億円というところで言うと3番になるが、それは7億円の状態で浜田市が見積もってなかった2億円という追加の金額がある。君市踏切は単線になっているのでその幅自体を広げるのは5000万円くらいで出来るが、もう少し東側は切り替えポイントと信号があるからプラス2億円かかるという、その2億円を見落として計算していたと思う。その辺りの詰め方はどうなっているのか。
都市建設部長	先ほど仰った第1案のもう1つの案については、参考意見として承っておきたい。前から言っている7億円というのは、この話が随分前から地元から要望等出ていたが、その際に概算事業費を弾く上で現在の君市踏切でここと言えば第4案でもって当時概算を出した。約7億円。その次にJAの跡地を取得して第3案で検討する段になった際、第3案だとJRに対して平行に走っている道路が分断されるとのことで、それぞれ道路の横側に迂回道路を考えて積算したため、移転物件も増えるため約7億円くらいかかるのではと試算した。森谷議員がおっしゃったように、その時に

	はポイントや移設は全く念頭に置いておらず、たまたま7億円で試算していた。 このたび第3案については先ほど申し上げたように、現在使っていない引き込み線の土地を取得すれば、単線での踏切が可能になるというＪＲからのご意見をいただいた。ただその時にはポイント等の移設が必要になるということになり、その金額が加わった。
森谷議員	まずは踏切の話に特化する。以前は踏切の2億円を考えずに7億円と言っていた。今回は踏切の2億円を考えて7億円と言っている。意味が分からない。まず2億円に気づいたのは今年1月だと聞いている。それも併せてお答えいただきたい。
都市建設部長	おっしゃるとおりポイントの切り替えに……ただこれも2億円と言ってもこれからＪＲ側が現地を見て積算するものである。森谷議員がおっしゃったのはＪＲの担当者が「恐らくそのくらいかかるよね」と言った発言を元にした意見であってＪＲ側がきちんと精査したものではない。このたび浜田市としても方針が出てＪＲ側に「ここをこのようにやりたい」と言わないと、ＪＲもお金をかけて設計や調査はしないので、飽くまでも概算工事費だから、概算でかつて言ったものの整合性を云々されてもちょっと的外れかと思う。
森谷議員	どっちも概算である。概算の前提でプラス2億円または3億円上乗せできるのだから、概算をベースに上乗せしたら元の概算より増えないとおかしいではないかと言っている。積み上げて積み上げてと言うならここも、2億5000万円になるのも積み上げないと分からない話ということを行っているのではない、ここまで出しているのだから概算で7億円と言っているなら忘れていた金が2億円あるなら9億円にならないとおかしいではないか。例え概算でもコンサルが入っているなら、いくらなんでもいい加減なのはおかしい。
都市建設部長	出し方については、それまでの7億円というのは飽くまでコンサルを介さずに我々職員が過去の経験に基づいて概算を出していたので、我々の精度が甘かったと言われればそうかもしれない。
森谷議員	人の金だと思って、甘いから2億円とかそういうレベルで都市建設は計画を立てるのか。お話にならない。
都市建設部長	きっちり調査をした上で出したものについては責任を持ちたいが、概算はあくまで概算だと思っていただきたい。
西田議長 岡野議員	続いて、岡野議員。 近所に住んでいる方がこの計画についてかなり心配されていた。立ち退きについてだが、もし計画ルート3を採用した場合、レモン浜田店と土井用品店の2軒だけが立ち退きなのか。
都市建設部長	岡野議員のおっしゃるように、この図面上では両サイドにあるレモン浜田店と土井洋装店、ここは空き家となっており日専連浜田専門店会が所有されているがこの2つが該当する。土地についてはその隣の駐車場もかかる予定。
西田議長 足立議員	他に。足立議員。 資料についてお願いしたい。部長は4案の概算金額を言われたが、せめて金額一覧と立ち退き件数等、言ったり言わなかったりがあったので。出来れば比較したかったので資料が欲しかった。仮にルート3だった場合、

都市建設部長	今後線路をわたって右に点線の道路があるが、これがメイン道路になるのか、それともエディオンとハゼヤマの間の道路がこれまでどおりメイン道路になるのか、お考えをお尋ねする。 先ほど口頭で概算事業費については申し上げた。これは先ほどから何度も申し上げているが、我々の気持ちとすれば、地元説明会の前に活字でお示しすることは飽くまでも概算なので差し控えた。方針が決まれば詳細な設計測量をして、これからきちんとしたものが出てくると思う。道路については、点線で書いてあるのは飽くまで副道という考え方。JRとJAの土地もここにあるので極力……メインはエディオンの方である。
足立議員	先ほど概算でも約7億3800万円という話だったと思うが、工事費は経済連から用地取得が2億円か3億円だったかで、総事業費的にはやはり12、13億円程度かかるものという認識でよろしいか。
都市建設部長	土地開発基金で購入した土地が1億8000万円くらい。ただ、その買い戻しについては道路事業に必要な所となるので、その1億8000万円が単純にこの7億3800万円にプラスはされない。またこの辺は元々田んぼだったこともあり、これから道路を作った際に沈下してはいけないので、地質調査、ボーリング調査等をやることにより、工事費は地盤改良費等も出てくる可能性がある。今までの例で言えば事業費は膨らんでいく可能性が高いと思う。
足立議員	メインの道は飽くまでも今までの道だと先ほど言われたが、であるならばエディオンとハゼヤマの間はご承知のとおり大変狭い道で、折角踏切が良くなって交通量が増えたところで、出口をきっちりしないと道路の渋滞含めて解消出来ないのでは。今後の事業計画をされる上で、出来れば出口の2.61と書いてある所までを考えながら、もちろんお考えだろうとは思いますが、その辺の考え方だけ最後をお願いする。
都市建設部長	当然考えている。国道9号の交差点から現在2.61と書いてある所が近いので、出来れば交差点は離れた方が良いのは自明の理だが、相手方がいらっしゃるのでここできちんとしたものは示せない。今は踏切周りの説明にとどめたい。全体的な計画についてはこうした考え方は持っている。
西田議長	他はよろしいか。 (「なし」という声あり)

(13) 平成27年度学力向上総合対策事業実績報告書

(14) Hamadaマリン郷育プロジェクトについて

西田議長	2件一括で報告をお願いします。教育部長。
教育部長	(以下、資料をもとに説明)
西田議長	(13)について質問は。 (「なし」という声あり)
西田議長	(14)について質問は。澁谷議員
澁谷議員	1000万円近い総事業費の割に参加人数がわずか50人。ここまで費用を使うならもっと人数を増やすべきでは。折角の体験をするために。その考え方を教えて欲しい。
教育部長	50名を公募しようと思っている。それは安全確認や5名に1名の指導員が付くとか丁寧な対応をしようということで、これくらいが限度かなと

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

産 業 建 設 委 員 会

開 催 日：平成28年9月15日(木)

開催時間：9時56分～13時04分

開催場所：議会全員協議会室

【委 員】笹田委員長、飛野副委員長

串崎委員、布施委員、牛尾博美委員、原田委員、牛尾昭委員

【委員外】足立、岡野、柳楽、小川、森谷、野藤、岡本、渋谷、江角

【議長団】議長、副議長

【執行部】

(産業経済部) 中村産業経済部長、田村産業経済部参事、来原産業経済部企画監、村武産業政策課長、竹中産業振興課長(兼ふるさと寄附推進室長)、佐々木広島市場開拓室長、川神農林振興課長(併農委事務局長)、佐々本農林振興課副参事、吉田水産振興課長、石田漁港活性化室長、岡本観光交流課長、倉井産業企画係長

(都市建設部) 下垣都市建設部長、河野建設企画課長、吉川建設整備課長、吉田地籍調査課長、坂田維持管理課長、佐々木建築住宅課長、西川建設庶務係長

(金城支所) 吉永金城支所長、畑金城支所産業建設課長

(旭支所) 田村旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 細川弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 斎藤三隅支所長、永井三隅支所産業建設課長

【事務局】 鎌原書記

議 題

- 1 議 案 第 67 号 浜田市農畜産物加工施設条例を廃止する条例について
- 2 議 案 第 69 号 財産の無償譲渡について(浜田市農畜産物加工施設)
- 3 議 案 第 70 号 市道路線の廃止について(長沢外ノ浦線)
- 4 議 案 第 71 号 市道路線の認定について(長沢外ノ浦線外)
- 5 請 願 第 15 号 仮称君市踏切に関する請願について
- 6 請 願 第 19 号 仮称君市踏切に関する請願について
- 7 請 願 第 23 号 仮称君市踏切に関する請願について
- 8 請 願 第 27 号 仮称君市踏切に関する請願について
- 9 請 願 第 34 号 公共施設「アクアみすみ」の修繕と財源に関する請願について
- 10 執行部報告事項
 - (1) ゆうひパーク浜田(株)の状況について
 - (2) 女性のためのプチ創業セミナーについて

- (3) 漁業別水揚げについて
- (4) 浜田市×邑南町はまごち・A級グルメフェアの開催について
- (5) 旭温泉あさひ荘の指定管理について
- (6) 「浜田市空家等対策の推進に関する条例概要（案）」及び「浜田市空家等対策計画（案）」のパブリックコメント実施結果について
- (7) その他

11 所管事務調査

- (1) 平成28年度広島市場開拓室活動状況について
- (2) 鳥獣被害対策の現状について
- (3) 美又温泉の状況について
- (4) 弥栄町獣肉加工処理施設の状況について

12 その他

ではこの件については以上とします。

3. 議案第70号 市道路線の廃止について（長沢外ノ浦線）

笹田委員長

執行部から説明がありますか。

（ 「ありません」という声あり ）

笹田委員長

委員から質疑がありますか。

（ 「なし」という声あり ）

ではこの件については以上とします。

4. 議案第71号 市道路線の認定について（長沢外ノ浦線外）

笹田委員長

執行部から説明がありますか。

（ 「ありません」という声あり ）

笹田委員長

委員から質疑がありますか。

牛尾昭委員

8月10日に当委員会で現地視察し、執行部から説明を受けました。認定については別段問題無いと思いますが、その時に地元から話がありました。新しい道路ができて旧道の横断歩道が危ないという話があり、また、この道路を整備することで旧道の車が増えて危なくなるんだということがありました。現場としてはどのように対応されるのでしょうか。

坂田維持管理課長

この認定にあたりまして、浜田警察署、公安委員会と協議をいたしました。まずは、供用開始をして交通の状況を確認したいということでした。横断歩道については市のほうで設置はできませんので、公安委員会との協議になるのですが地元からの要望もあり接触されたという話も伺っていますので引き続き安全面での要請をしていきたいと思っています。

笹田委員長

その他。

（ 「なし」という声あり ）

ではこの件については以上とします。

5. 請願第15号 仮称君市踏切に関する請願について

6. 請願第19号 仮称君市踏切に関する請願について

7. 請願第23号 仮称君市踏切に関する請願について

8. 請願第27号 仮称君市踏切に関する請願について

笹田委員長

執行部に聞いておきたい点などがあれば伺います。

布施委員

請願の中で、地元住民説明会をされた内容をこの場でしていただき、どうだったか明確にお聞きしたいと思います。

建設整備課長

説明会を5月27日行っております。説明会では高架案2案と平面交差案2案の計4つの案を示し、メリット・デメリット・コストについてお話ししました。浜田市としては今の君市踏切を駅側に移設して平面交差として改良する案が最もベストであるということで、この計画で更に詳細設計と用地測量を進めていきたいという報告をさせていただきました。その中で説明後に質問がありましたが、将来的に交通量が減るのにそこまでお金をかけて改良する必要があるのか。工事をすることによって交通量、水の流れも変わるのではないのか浸水することがないようにある程度水が抜けるように排水路をつくってほしい。立体交差案はまちが死ぬので市の示す案がよい。ただ、踏み切り部の交差点部分がすり鉢状になるのは問題があるので検討して欲しい、4つの案を聞かれて市の示す案が費用面、実現性の面で

布施委員	も一番良いが、浜田市の財政に響かないようなやりかたで進めてほしいという声もありました。そのときには社会資本整備総合交付金補助事業をつかって実施をしてまいりますと回答しております。
建設整備課長	浜田市が示された第3案については、ＪＲとの協議を踏まえての最終案と考えて良いですか。
笹田委員長	ＪＲにもこの計画をみせて協議をしています。現地状況からして市が示す案についてＪＲもやむを得ないという意見だと聞いています。
牛尾博美委員	他に。 8000数百の田町の踏切をなんとかつくってほしいと要望書があったと聞いています。皆さんも知っておられると思いますが、医療センターが出来た時、バイパスから直につなぐ幹線がほしいということで、救急車も1分1秒を争うという中で、立体交差、高架、平面交差、アンダーパスなど医療センターに対する救急車のアプローチもありましたが、結果的にはコスト面や景観の点があって実現しませんでした。救急車は9号線を回って医療センターに入っています。医療センターの入口は水に浸かっていた。アンダーパスも車が1台陥没して見えない状態でした。こういう状態が続くと救急車の導線をふさいでしまうということで地域の方も交通の安全と、医療センターの救急車の問題などかなりの意見が出て、平面交差はやむを得ない。ぜひやっていただきたいというのが多くの方の意見でした。住民説明会の場に私も居ましたが、確かにその点については問題があるような気がしました。もっと良い方向を目指すべきです。決を採ったわけではないですが大半の方は今の市の考え方、第3案に賛成寄りだったと感じました。今の君市踏切はいつも警官が見張っています。今後、南北を結んで救急車が水で通れないことがないように、住民の方が移動するにしても踏み切りというのは当然必要であると思います。
笹田委員長	説明が終わりました。委員から質疑はありますか。 (「なし」という声あり) ではこの件については以上とします。

9. 請願第34号 公共施設「アクアみすみ」の修繕と財源に関する請願について

笹田委員長 牛尾昭委員 維持管理課長	執行部に聞いておきたい点当があれば伺います。 執行部として、アクアみすみとどのような話し合いをなさっていますか。 4月から維持管理課で管理しています。20年近く経っているのは現実で、施設管理者、職員さんとの相談の中では、ところどころ不具合が出てきている事実は聞いています。私どもも建築と一緒に現場確認し、確かにヒビの発生や雨漏りが見られました。20年を考えれば仕方ないですし、今後早いうちに総点検して、ある程度計画的に来年度からやっていこうと。どういった形の補修が良いのかも含めて検討してまいりたいと思います。
牛尾昭委員	指定管理者と契約することになります。その辺は守られていると認識してよろしいですか。
維持管理課長	指定管理者には通常業務を行っていただきながら、補修事業は市が計画的に対応していく所存です。
笹田委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり) ではこの件については以上とします。

笹田委員長

○議案第69号 財産の無償譲渡について（浜田市農畜産物加工施設）

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
（ 「なし」という声あり ）
全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

○議案第70号 市道路線の廃止について（長沢外ノ浦線）

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
（ 「なし」という声あり ）
全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

○議案第71号 市道路線の認定について（長沢外ノ浦線外）

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
（ 「なし」という声あり ）
全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

○請願第15号 仮称君市踏切に関する請願について

○請願第19号 仮称君市踏切に関する請願について

○請願第23号 仮称君市踏切に関する請願について

○請願第27号 仮称君市踏切に関する請願について

この4件の請願については、同一趣旨、同一目的でありますので一括審査とさせていただきます。これより採決を行いたいと思いますが、継続ということがありますが、今回は採決ということでよろしいでしょうか。
（ 「はい」という声あり ）

笹田委員長
布施委員

それでは採決する前に委員からなにかご意見があればお願いします。

この請願は4名の方が日にちを変えて請願を出されています。請願の請求については、議会に請願しようとするものは議員の紹介によって提出をしなければならないということはよくわかります。趣旨の内容にも書いてあるように、内容を見ると住民説明会にこの4名の方が参加していたとしても、4名の方が全く同じ文面です。これについては非常に判断しにくいと思います。請願のあり方については昨日の総務文教委員会を傍聴していたところ、同じような趣旨がございました。この君市踏切の請願についてはいままでの住民の8300数名の要望があり、浜田市としての最終案を3案として説明した、JRとの協議もしていると。請願趣旨であります「コストを考えた努力に疑問が残る」とありますが、これは住民やJRの意見を聞いたうえでの住民説明会だったと思いますので、私はこの請願については採択しないと思っています。

笹田委員長
牛尾昭委員

その他ありますか。

憲法16条で請願権というのは認められてはいますが、今回非常に違和感があるのが、請願文章が一緒であること、紹介議員が同じであること、過半の福祉環境委員会を傍聴してしましたら、この4名の方のお名前があって、保育士の関係でしたが、そこでも4名とも文章が全く一緒であり、紹介議員も一緒でした。傍聴しておりますと、紹介議員の口から「私の提案との大きなギャップになると思います。」という発言もありました。まったく同じ文面を違う人格の4名が請願をされているということに違和感を

もっていましたが、その紹介議員の発言でもしかたらこの文面は紹介議員が書かれたのではないかと疑念を持ちました。それを経験則として本日の請願にあてはめるとそのような感じが見受けられます。従って、本来与えられた請願権を逸脱、乱用するような請願をされているのは非常に問題があると思い、この請願は不採択としたいと思います。

笹田委員長
原田委員

その他ありますか。

私も牛尾昭委員や布施委員から発言があった内容に同感です。請願の制度を逸脱していると思いますので、この請願を不採択としたいと思います。

笹田委員長

その他ありますか。反対の場合は反対理由を請願者の方に伝えねばなりませんので、反対の方はここで理由を述べてください。

串崎委員

私も不採択と思っております。内容については牛尾昭委員、布施委員と同様です。

飛野委員
牛尾博美委員
笹田委員長

私も同じ理由で不採択です。

先ほど2名の議員が言われたまさにそのとおりで、私も不採択です。

本請願について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしです。よって本請願は「不採択」すべきものと決しました。不採択の場合は、請願者に不採択の理由を通知することとなっております。

先ほどの委員から反対意見等を調整して作成したいと思いますが、委員長にご一任いただくことにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議ないようですので、委員長に一任されました。

なお、請願第19号、23号、27号については同一の請願ですので、みなし不採択とすべきものとします。

○請願第34号 公共施設「アクアみすみ」の修繕と財源に関する請願について

笹田委員長

これより採決を行いたいと思いますが、継続ということがありますが、今回は採決ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

笹田委員長
牛尾昭委員

それでは採決する前に委員からなにかご意見があればお願いします。

この請願の文面について執行部に聞き取りいたしました。この文面に書いてあるようなことは現状としてはなく、指定管理者と協議の上で計画的にアクアみすみを改修していくという答弁をされました。したがってこの請願は現状とすれ違いがあるとのことで、私は不採択としたいと思います。

布施委員

執行部の説明も受けましたし、公共施設再配置計画の中でもやっていくのだという確認も取れておりますし、同僚議員が言われたようにこの事実が過大に書かれている状態があるということで私も不採択とさせていただきます。

牛尾博美委員

先ほどの執行部の説明がありましたとおり、この事実と現状と、執行部の考えている部分との差をもって、私は不採択といたします。

串崎委員
原田委員

私も不採択といたします。理由は同僚議員と一緒にです。

私も不採択といたします。理由は先ほどの同僚議員の説明するところで

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021 年 11 月 12 日

陳 情 番 号	12
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

16 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について

三郡変成岩は産業建設委員会で扱ってほしい

三郡変成岩は PH の問題を福祉環境委員会で検討するのが目的ではなく、浜田市の道路建設時にどこに移動したとか、これからその土を触るに際しどうするかという事なので産業建設委員会で扱ってほしい。

三郡変成岩という特異な土壌を切土、盛り土を行って影響が出た場合の取り扱いを明確にしてほしい。

上記について執行部へ働きかけてほしい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



令和3年12月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（産業建設委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第90号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第91号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について	…	3ページ

浜田市工場誘致条例（平成17年浜田市条例第209号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 過疎地域 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第6条第1項の規定に基づく過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）</u>に定める過疎地域である市の区域をいう。 (2) 〔略〕 (3) 工場等 物品の製造業（物品の加工、修理その他これらに類する事業を含む。以下同じ。）、<u>農林水産物等販売業</u> _____又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）等を行うため必要な施設をいう。 (4)・(5) 〔略〕 （奨励措置） 第5条 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、過疎地域内において<u>物品の製造業、農林水産物等販売業又は旅館業</u>の用に供する設備（過疎法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イ</u> _____に定める期限までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は同法第45条第1項の表の第1	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 過疎地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画</u>に定める過疎地域である市の区域をいう。 (2) 〔略〕 (3) 工場等 物品の製造業（物品の加工、修理その他これらに類する事業を含む。以下同じ。）、<u>情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第14項又は第28条の9第15項に規定する情報サービス業等をいう。以下同じ。）</u>、<u>農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）</u>又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）等を行うため必要な施設をいう。 (4)・(5) 〔略〕 （奨励措置） 第5条 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、過疎地域内において<u>次の各号に掲げる事業</u> _____の用に供する設備（過疎法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イ</u>に定める期限までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は同法第45条第1項の表の第

現行	改正後（案）
号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が<u>2,700万円を超えるものに限る。</u>）を新設し、若しくは増設した 者について、その事業に係る機械及び装置（物品の製造業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。 〔新設〕 〔新設〕 2～4 〔略〕	1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が<u>当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものに限る。</u>）の取得等（過疎法第23条に規定する取得等（資本金の額等（租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等をいう。以下同じ。）が5,000万円を超える法人が行うものについては、<u>新設又は増設に限る。</u>）をいう。）をした者について、その事業に係る機械及び装置（物品の製造業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。 <u>(1) 物品の製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）</u> <u>(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円</u> 2～4 〔略〕

浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（緊急安全措置） 第7条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 市長は、緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。 _____ _____ 7 〔略〕	（緊急安全措置） 第7条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 市長は、緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 7 〔略〕

漁業別水揚げについて

〈令和3年10月〉

令和3年12月10日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：717トン（前年比：107%、+44トン） 水揚金額：2億9,436万円（前年比：105%、+1,481万円）

【地元沖合底びき網漁業】 水揚量：255トン（前年比81%）
水揚金額：1億6,568万円（前年比101%）

☆ノドグロ（メッキン除く）

〈R2.10〉1.8トン・平均単価4,210円/kg ⇒ 〈R3.10〉12トン・平均単価3,331円/kg

☆ヤリイカ

〈R2.10〉24トン・平均単価405円/kg ⇒ 〈R3.10〉0.1トン・平均単価560円/kg

☆アナゴ

〈R2.10〉44トン・平均単価719円/kg ⇒ 〈R3.10〉28トン・平均単価843円/kg

☆アンコウ

〈R2.10〉15トン・平均単価1,212円/kg ⇒ 〈R3.10〉22トン・平均単価488円/kg

◆昨年同月よりヤリイカ・アナゴ・アンコウの水揚げが減少したが、ノドグロの水揚げが増加したため、全体水揚金額が増加した。

【地元中型まき網漁業】 水揚量：274トン（前年比133%）
水揚金額：6,290万円（前年比149%）

☆マアジ

〈R2.10〉102トン・平均単価265円/kg ⇒ 〈R3.10〉187トン・平均単価277円/kg

☆サワラ

〈R2.10〉1.7トン・平均単価224円/kg ⇒ 〈R3.10〉7トン・平均単価446円/kg

☆イサキ

〈R2.10〉12トン・平均単価358円/kg ⇒ 〈R3.10〉0.01トン・平均単価493円/kg

◆昨年同月よりイサキの水揚げは減少したが、マアジ・サワラの水揚げが増加したため、全体水揚量、水揚金額ともに増加した。

【地元外中型まき網漁業】 水揚量：63トン（前年比122%）
水揚金額：1,368万円（前年比95%）

☆マアジ

〈R2.10〉29トン・平均単価369円/kg ⇒ 〈R3.10〉51トン・平均単価227円/kg

☆アジ（マアジ以外）

〈R2.10〉7トン・平均単価192円/kg ⇒ 〈R3.10〉0.4トン・平均単価219円/kg

◆昨年同月よりマアジの水揚げが増加したため、全体水揚量は増加したが、アジ（マアジ以外）の水揚げの減少により、全体水揚金額は減少した。

【大中型まき網漁業】 水揚量：13トン（前年比108%）
水揚金額：183万円（前年比62%）

☆マアジ

〈R2.10〉0トン ⇒ 〈R3.10〉2トン・平均単価231円/kg

☆ブリ

〈R2.10〉13トン・平均単価235円/kg ⇒ 〈R3.10〉3トン・平均単価138円/kg

◆昨年同月よりマアジの水揚げが増加したため、全体水揚量は増加したが、ブリの水揚げの減少により、全体水揚金額は減少した。

【小型いか釣（5トン以上）】 水揚量：4.4トン（前年比1,195%）
水揚金額：738万円（前年比1,235%）

☆ケンサキイカ

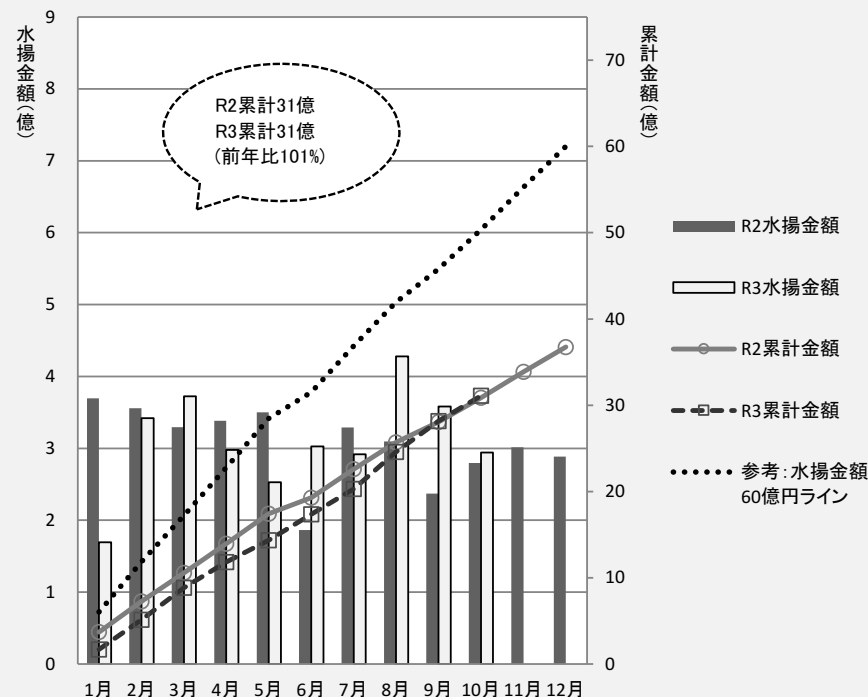
〈R2.10〉0.3トン・平均単価1,857円/kg ⇒ 〈R3.10〉4.1トン・平均単価1,761円/kg

☆スルメイカ

〈R2.10〉0.1トン・平均単価683円/kg ⇒ 〈R3.10〉0.1トン・平均単価291円/kg

◆昨年同月よりケンサキイカの水揚げが増加したため、全体水揚量・金額ともに増加した。

R2・R3 水揚金額



令和2年 令和3年 漁業別水揚げ比較表

10月

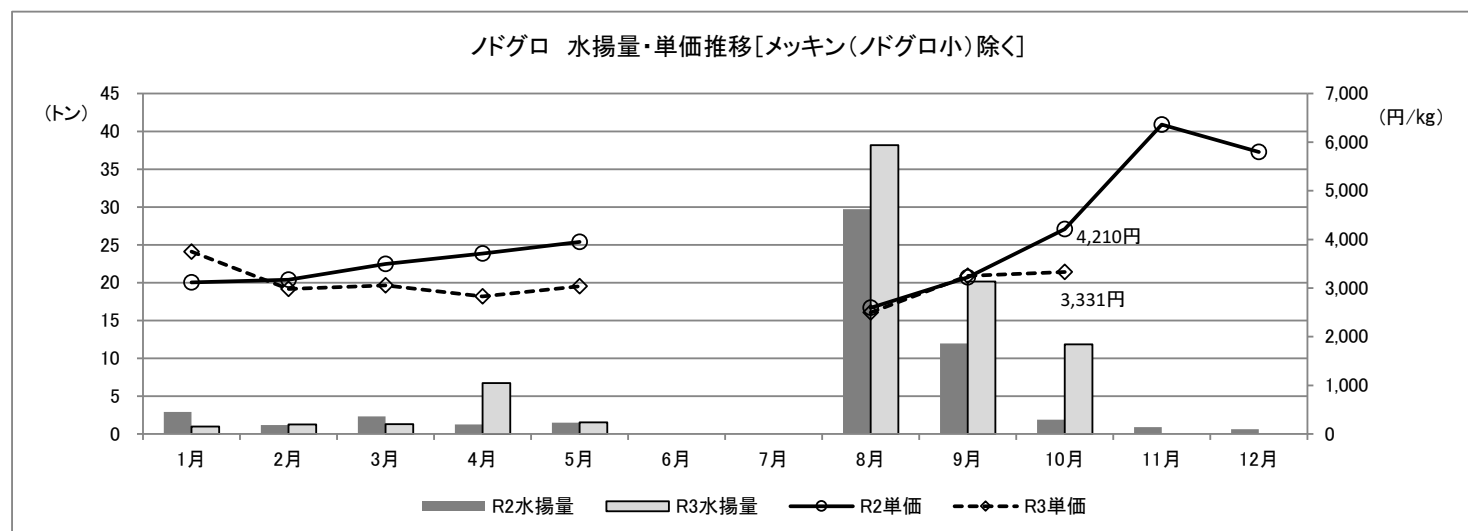
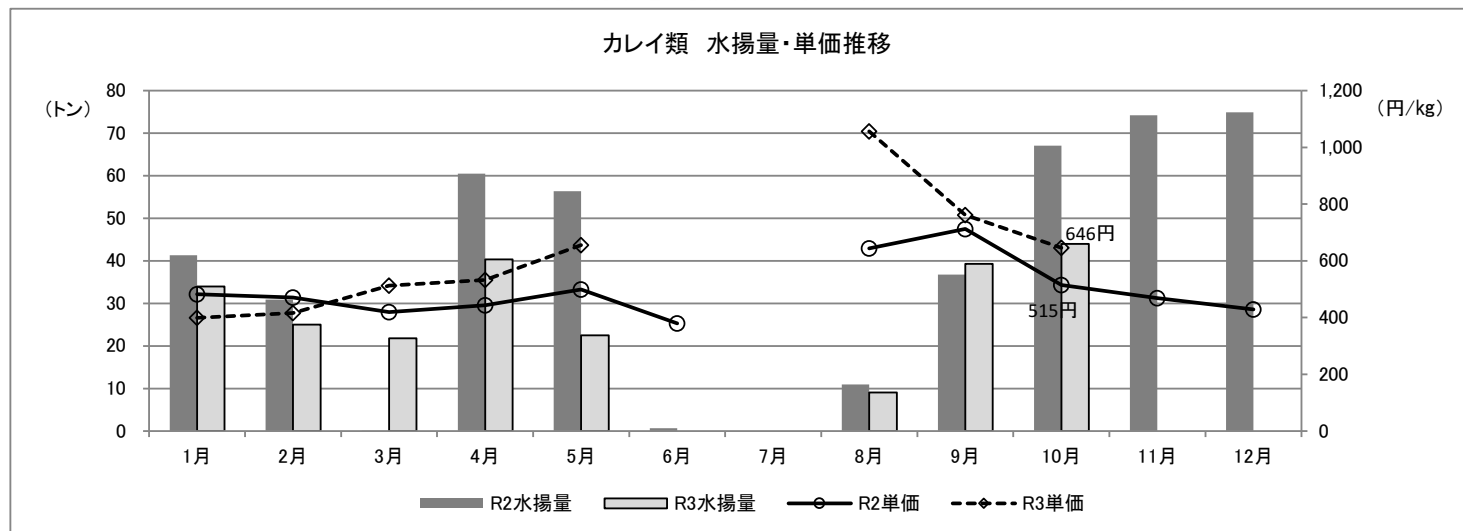
漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	2	313,427.9	81.3	152,573,213	100.5	164,779,103
	3	254,815.8		153,405,175		165,677,612
02 沖合底曳網(地元外)	2	0.0	-	0	-	0
	3	0.0		0		0
03 小型底曳網	2	0.0	-	0	-	0
	3	0.0		0		0
04 大中型旋網	2	12,547.0	107.6	2,726,790	62.0	2,944,933
	3	13,497.0		1,691,752		1,827,092
05 中型旋網(地元船)	2	206,305.0	132.6	39,042,127	149.2	42,165,498
	3	273,539.5		58,238,484		62,897,560
06 中型旋網(地元外)	2	51,251.0	122.0	13,319,615	95.1	14,385,184
	3	62,533.0		12,666,400		13,679,712
07 小型いか釣(5t以上)	2	364.0	1,195.1	553,500	1,235.2	597,780
	3	4,350.0		6,836,750		7,383,690
08 いか釣(5t未満)	2	4.0	19,075.0	5,300	24,124.5	5,724
	3	763.0		1,278,600		1,380,888
09 大型定置網	2	16,101.9	443.9	4,823,290	210.6	5,209,153
	3	71,482.2		10,158,686		10,971,381
10 小型定置網	2	3,143.9	-	1,016,060	-	1,097,346
	3	0.0		0		0
11 しら網	2	0.0	-	0	-	0
	3	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	2	1,152.1	129.5	2,384,193	74.6	2,574,930
	3	1,491.7		1,777,964		1,920,205
13 一本釣(国府)	2	195.6	716.6	348,885	210.4	376,797
	3	1,401.6		734,228		792,968
14 一本釣(長浜)	2	1,761.8	157.4	1,218,009	160.7	1,315,450
	3	2,772.7		1,957,420		2,114,022
15 一本釣(津摩)	2	374.2	480.5	390,655	224.3	421,908
	3	1,797.9		876,148		946,247
16 一本釣(三隅)	2	804.5	153.2	356,500	96.3	385,020
	3	1,232.3		343,170		370,626
17 一本釣(江津)	2	2,060.3	194.9	1,697,140	130.8	1,832,910
	3	4,016.5		2,220,376		2,398,011
18 近隣支所	2	8,871.2	25.3	3,157,160	38.5	3,409,738
	3	2,247.0		1,215,600		1,312,848
19 その他	2	3,632.5	3.0	195,730	55.1	211,390
	3	108.2		107,880		116,511
20 陸送	2	50,472.1	41.0	35,038,540	54.4	37,841,637
	3	20,687.7		19,048,875		20,572,784
合計	2	672,469.0	106.6	258,846,707	105.3	279,554,501
	3	716,736.1		272,557,508		294,362,157
前年との増減		44,267.1		13,710,801		14,807,656

1月～10月累計

数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
2,090,395.2	89.7	1,041,202,479	104.7	1,124,498,972
1,874,398.5		1,090,230,328		1,177,449,048
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
3,047,722.0	101.1	659,998,874	64.9	712,798,789
3,080,765.0		428,023,886		462,265,807
1,719,659.3	121.3	380,254,393	88.5	410,674,749
2,086,223.1		336,414,123		363,327,239
814,925.0	326.5	226,079,821	213.3	244,166,203
2,660,708.5		482,221,828		520,799,577
31,494.0	477.3	29,562,690	416.4	31,927,706
150,331.0		123,094,490		132,942,055
1,372.0	224.7	709,400	595.8	766,152
3,083.0		4,226,810		4,564,955
190,879.2	113.4	69,489,591	73.5	75,048,840
216,394.2		51,080,265		55,166,693
20,434.3	73.5	9,089,091	36.0	9,816,231
15,028.5		3,269,933		3,531,530
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
45,175.5	101.6	35,602,811	81.0	38,451,040
45,878.4		28,846,678		31,154,406
8,124.8	218.9	12,289,899	106.1	13,273,085
17,787.6		13,044,148		14,087,688
25,955.5	59.6	13,551,758	101.2	14,635,920
15,473.0		13,707,812		14,804,458
12,019.3	78.7	8,117,113	135.7	8,766,482
9,456.9		11,018,700		11,900,193
23,800.1	71.4	13,031,260	92.4	14,073,761
16,982.8		12,044,365		13,007,921
31,905.0	114.2	22,496,755	88.9	24,296,499
36,451.4		19,990,936		21,590,247
63,894.1	38.8	23,107,651	64.8	24,956,291
24,798.8		14,964,567		16,161,739
5,499.3	46.4	2,415,774	93.9	2,609,026
2,550.3		2,267,972		2,449,411
192,964.8	81.1	309,701,677	78.9	334,477,887
156,509.7		244,493,480		264,053,006
8,326,219.4	125.1	2,856,701,037	100.8	3,085,237,633
10,412,820.7		2,878,940,321		3,109,255,973
2,086,601.3		22,239,284		24,018,340

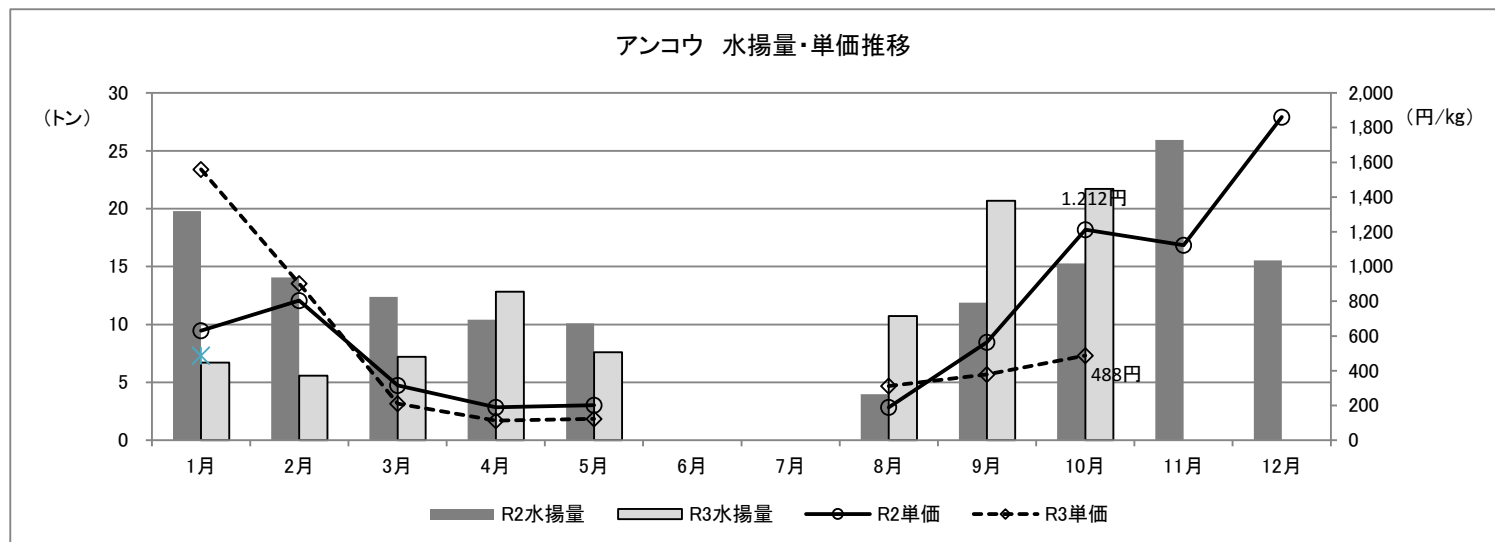
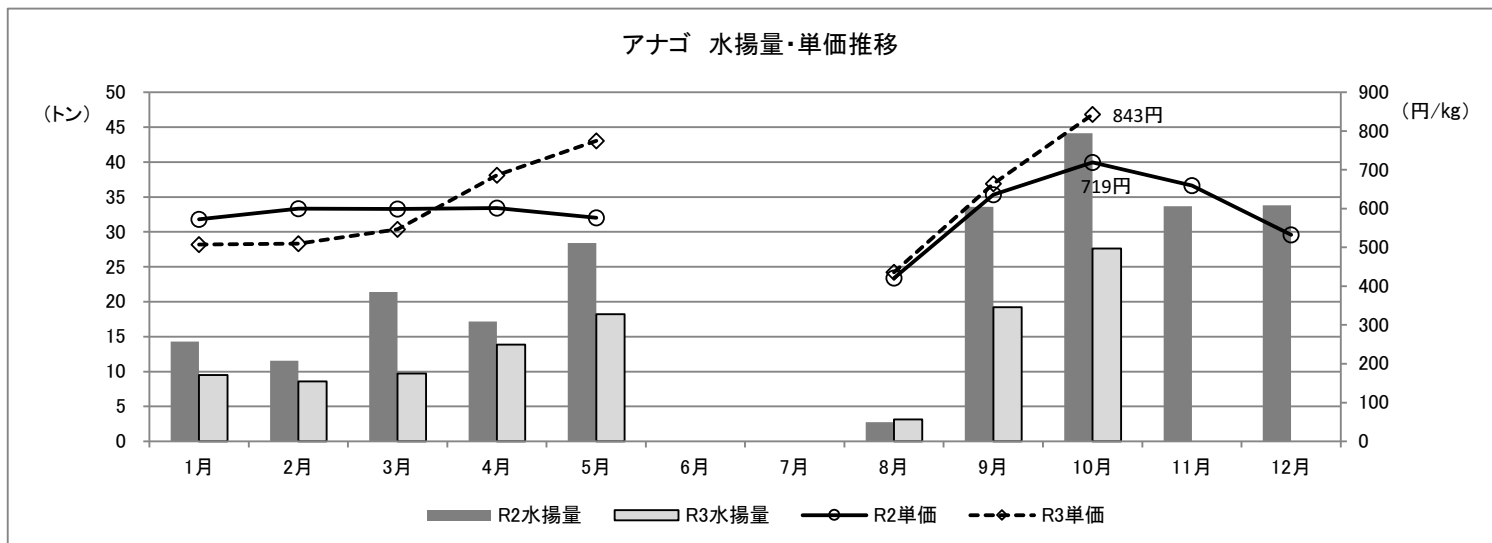
令和3年12月10日
産業建設委員会資料No.2
産業経済部水産振興課

地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移



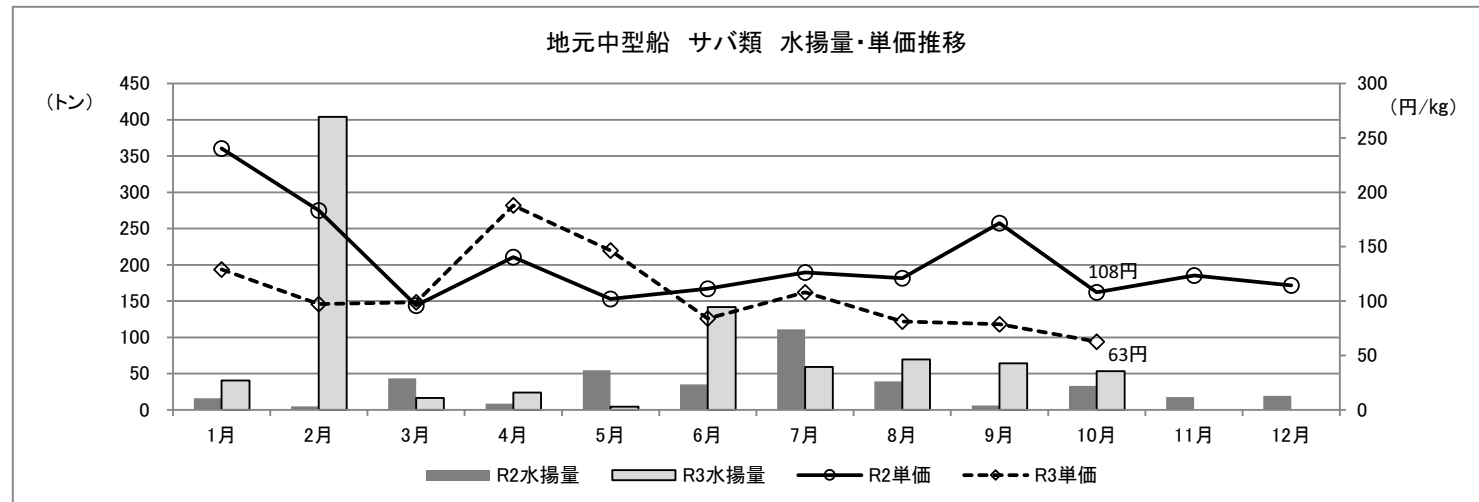
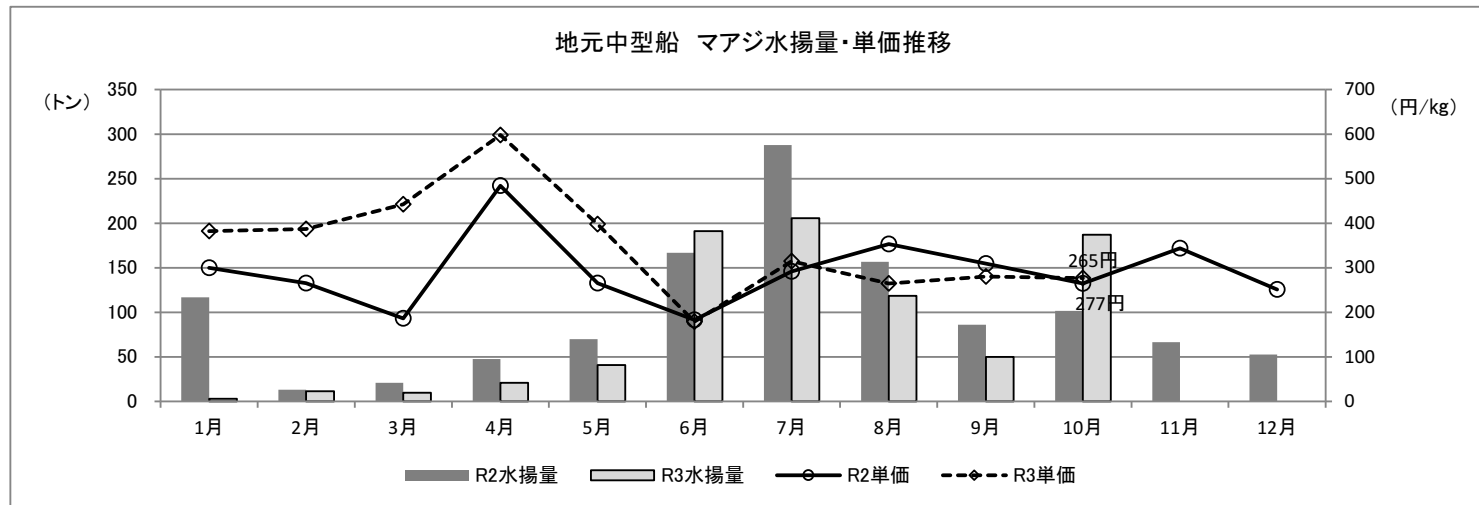
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和3年12月10日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課



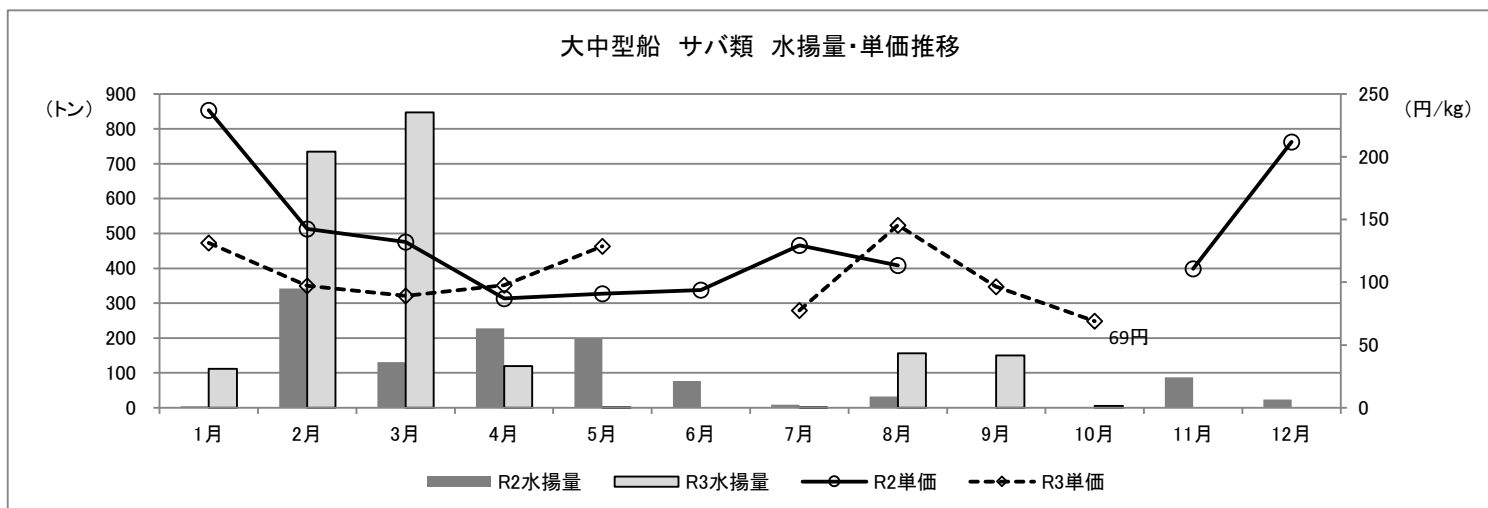
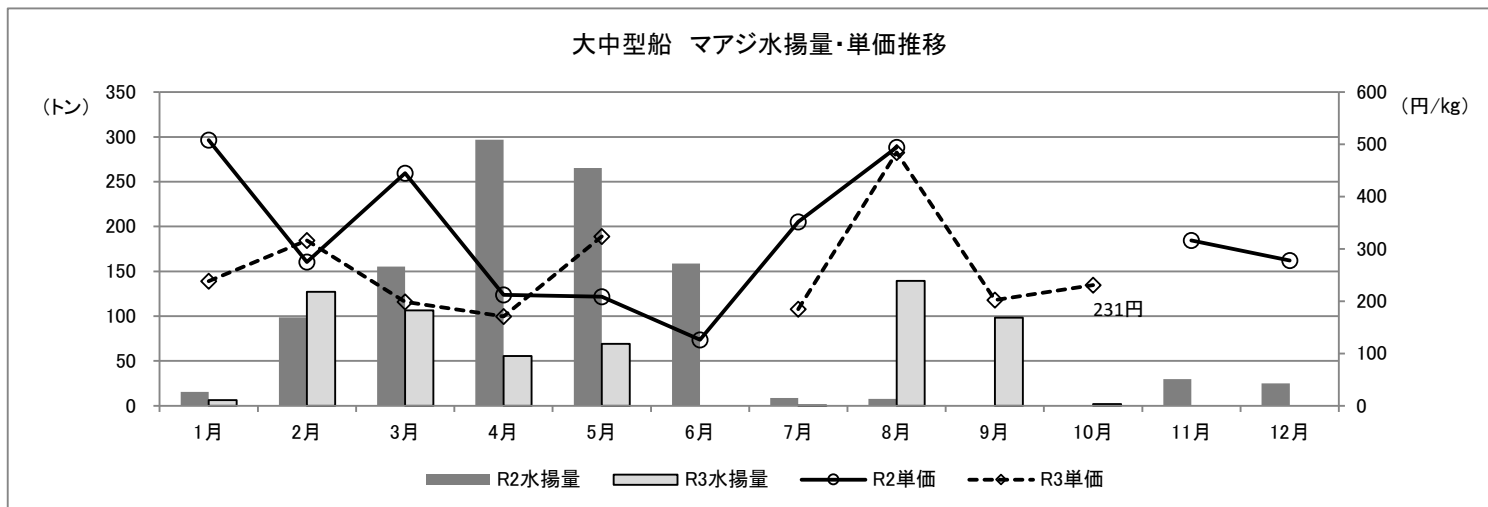
地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和3年12月10日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課



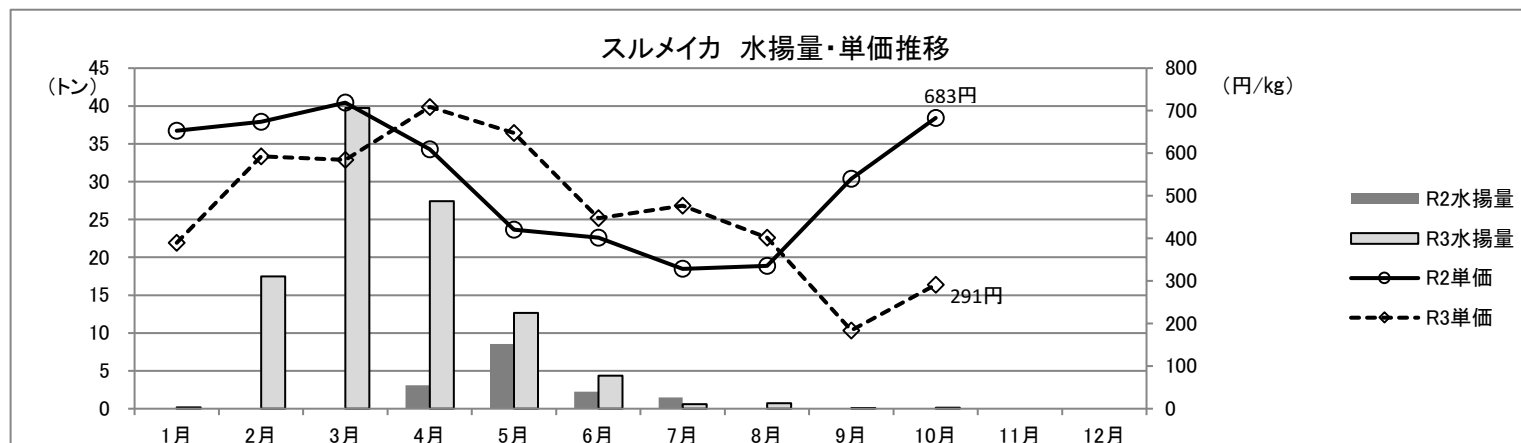
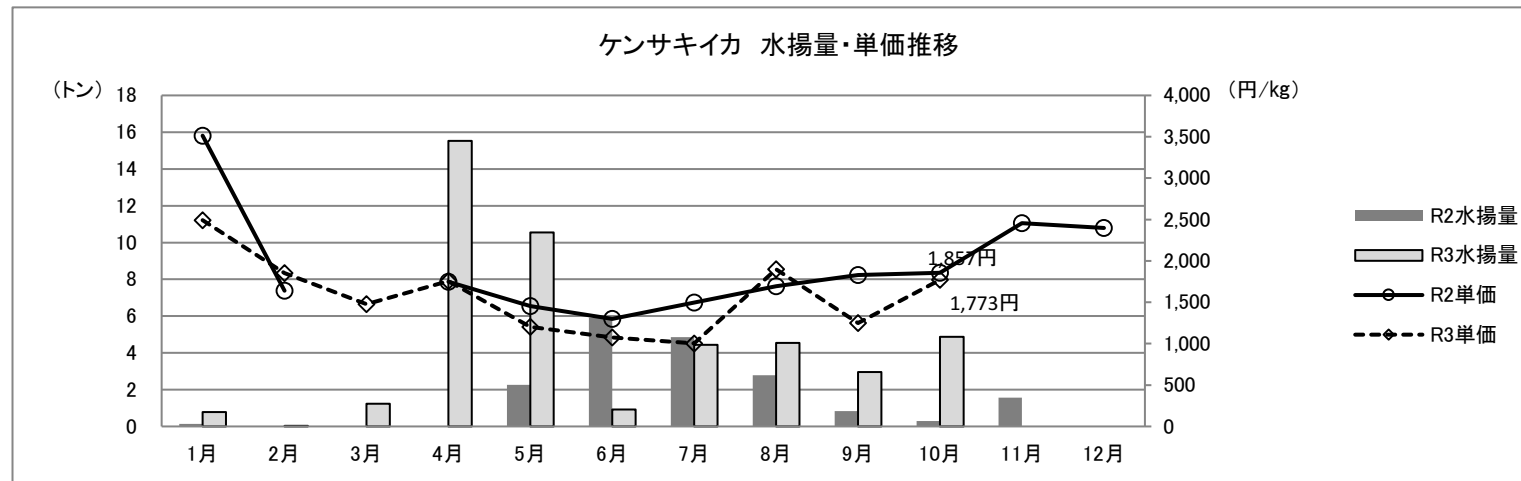
大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和3年12月10日
産業建設委員会資料No.6
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推移

令和3年12月10日
産業建設委員会資料No.7
産業経済部水産振興課



令和3年12月10日
産業建設委員会資料
産業経済部水産振興課

浜田港四季のお魚カレンダー2022 について

【作製の目的】

山陰浜田港は島根県内随一の水揚げを誇る漁港であり、多種多様な魚が水揚げされ、全国各地へ出荷されている。

山陰浜田港で水揚げされる水産物について、旬の季節を明記したカレンダーを作製し、情報発信を行うことで浜田産魚の普及・消費拡大を図る。

【作製者】

浜田市水産業振興協会

【作製方法】

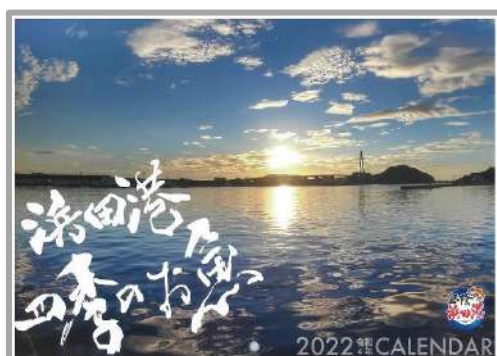
委託

【作製部数】

2,000部

【主な配布先】

- ・市内幼稚園、保育園、小中学校
- ・「浜田港四季のお魚」認証店
- ・浜田魚商協同組合組合員
- ・まちづくりセンター
- ・どんちっちブランド加盟業者
- ・浜田市水産業振興協会会員 など



学校給食への地魚（ノドグロ）提供に関する取組について

浜田市の基幹漁業である「沖合底びき網漁業」では、美味で高級魚として有名な「ノドグロ」を漁獲しています。このたび、地元沖合底びき網漁業3経営体で構成される「島根県機船底曳網漁業連合会」より、「浜田で漁獲される美味しい魚をもっと知ってもらいたい」「地元子ども達に思い出に残る給食を提供したい」という思いから、学校給食へ「どんちっちノドグロ」が提供されました。

■発案者 島根県機船底曳網漁業連合会

■協力 島根県立浜田水産高等学校、浜田市学校給食会、
JFしまね浜田支所、島根県西部農林水産振興センター
浜田市水産物ブランド化戦略会議、浜田市水産業振興協会
浜田市教育委員会、浜田市水産振興課

■給食提供までの流れ

8月～9月上旬：ノドグロの調達（4,300尾）・冷凍保管

[島根県底曳網漁業連合会]

9月上旬～11月上旬：ノドグロの下処理 [浜田水産高校]



ノドグロの下処理は、浜田水産高校食品流通科の皆さんにご協力いただきました。

11月17日～11月30日：市内小中学校、ろう学校、養護学校で給食提供



■ノドグロ給食提供スケジュール（27校）

実施日	地区	対象	学校名	調理方法
11月17日（水）	浜田	全中学校	第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、浜田東中学校	塩焼き
11月18日（木）	三隅	全中学校	三隅中学校	塩焼き
11月19日（金）	浜田	一部小学校	原井小学校、長浜小学校、国府小学校、三階小学校	塩焼き
	金城	全小学校	雲城小学校、今福小学校、波佐小学校	塩焼き
		全中学校	金城中学校	塩焼き
	旭	全小学校	旭小学校	煮付け
		全中学校	旭中学校	煮付け
	弥栄	全小学校	弥栄小学校	煮付け
		全中学校	弥栄中学校	煮付け
	浜田	全特別支援学校	浜田ろう学校、浜田養護学校	煮付け
11月25日（木）	三隅	一部小学校	三隅小学校	塩焼き
11月26日（金）	三隅	一部小学校	岡見小学校	塩焼き
11月30日（火）	浜田	一部小学校	雲雀丘小学校、松原小学校、石見小学校、美川小学校、周布小学校	塩焼き

ノドグロ給食の提供に合わせて、地元沖合底びき網漁業者の皆さんの思いや、浜田水産高校での下処理の様子などをまとめた動画（約6分）を、全校生徒の皆さんに視聴いただきました。

また、希望のあった学校では、出前授業を開催し、浜田の水産業やノドグロをはじめとした浜田漁港で水揚げされる魚の魅力などの説明を行いました。



浜田東中学校での出前授業の様子



動画の視聴



脂が乗っていて美味しいと大好評でした。

石見神楽国立劇場公演の進捗について

令和 2 年度に実施予定であった石見神楽国立劇場公演については、新型コロナウイルス感染拡大により開催中止としておりました。

令和 4 年度の公演に向け、国立劇場の使用予約の申し込みをしておりましたが、このたび国立劇場運営元の独立行政法人日本芸術文化振興会から使用内定の通知を受け、下記のとおり開催日程（案）が決定しましたので報告いたします。

記

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 31 日（日）※1 日 2 回公演を予定
- 2 会 場 国立劇場大劇場（東京都千代田区隼町 4-1）
- 3 主 催 石見神楽国立劇場公演実行委員会
- 4 出演団体 浜田石見神楽社中連絡協議会
- 5 そ の 他 正式には、今後開催される実行委員会にて決定

浜田市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントについて

次のとおり「浜田市都市計画マスタープラン（案）」のパブリックコメントを実施します。

1 都市計画マスタープランの概要

(1) 策定の趣旨

浜田市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定める、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

本市のマスタープランは平成 24 年に策定しており、この度 10 年を迎えることから、新たなマスタープランを策定するものです。

(2) 対象区域

「全体構想」は本市全域を対象とし、「地区別構想」として浜田・旭・三隅の都市計画区域について今後の方針を示します。

(3) 目標年次

概ね 20 年先を展望しつつ、10 年先の令和 14 年（2032 年）とします。

(4) 策定スケジュール

令和 3 年	2 月	浜田市都市計画審議会へ諮問
	3 月～	浜田市都市計画審議会で審議（4 回開催）
	12 月 15 日	浜田市都市計画審議会から中間答申
	12 月 21 日	<u>パブリックコメントの実施</u>
令和 4 年	2 月	浜田市都市計画審議会から最終答申
	3 月	<u>マスタープラン決定、告示、冊子印刷</u>

2 パブリックコメントの要領

(1) 閲覧・意見の募集期間

令和 3 年 12 月 21 日（火）～令和 4 年 1 月 19 日（水）

(2) 閲覧場所

- ・本庁建設企画課、各支所産業建設課（8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・市立中央図書館（9 時～19 時）
- ・市ホームページ

(3) 意見の提出方法

建設企画課（又は支所産業建設課）に持参・郵送・FAX・メールのいずれかにより、令和 4 年 1 月 19 日（水）必着で提出してください。

〔都市建設部 建設企画課 都市計画係 TEL 0855-25-9601〕

「第 2 期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて

次の計画について、パブリックコメントを実施します。

1 計画名

第 2 期浜田市空家等対策計画(案)

2 募集・閲覧期間

令和 3 年 12 月 28 日(火) ～ 令和 4 年 1 月 27 日(木)

3 閲覧場所

市役所本庁建築住宅課

各支所産業建設課

浜田市立中央図書館

市ホームページ

4 提出方法

建築住宅課又は各支所産業建設課へ持参、郵送、FAX、メール

5 計画(案)の概要

浜田市空家等対策計画とは、空家法第 6 条により市町村が定めるもので、空き家に関する対策を実施するための計画です。平成 29 年度に第 1 期計画を定めましたが、今年度末で期限が切れることにより、新たに第 2 期計画を定めるものです。

計画の主な内容は、次のとおりです。

- ・計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年です。
- ・第 8 章に、特定空家等(危険な空き家)における判断基準や所有者等への対応方法を記載しています。
- ・第 9 章と第 10 章に、住民の方から空き家に関する相談があった場合の対応窓口や各課の役割を記載しています。
- ・第 10 章第 10 項に、危険空き家の除却補助や空き家バンク促進事業などの各課における空き家の支援制度を記載しています。
- ・計画の補完として、「空家等対策アクションプログラム」を定め、危険空き家の解消件数などの数値目標や、所有者への対応方法のフロー図を記載しています。

第 2 期浜田市空家等対策計画(案)



令和 4 年 4 月



目 次

第 1 章	計画策定の背景	3
第 2 章	浜田市における空家等の現状	4
第 3 章	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等の対策に関する基本的な方針	6
1	対象とする地区	
2	対象とする空家等の種類	
3	対策に関する基本的な方針	
第 4 章	計画期間	7
第 5 章	空家等の調査に関する事項	7
第 6 章	所有者等による空家等の適切な管理促進に関する事項	8
第 7 章	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	8
1	空家等の活用の促進	
2	除却した空家等に係る跡地の活用の促進	
第 8 章	特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	9
1	管理不適切な空家等に対する調査	
2	特定空家等の判断基準	
3	特定空家等に対する措置の方針	
4	助言又は指導	
5	勧告	
6	命令前の事前通知等	
7	命令	
8	標識の設置及び工事	
9	代執行	
10	緊急安全措置	
第 9 章	住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	17
1	空家等の相談窓口	
2	空家等に関する相談への対応方針	
3	空家等の所有者等の特定方法	

第 10 章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 19

- 1 浜田市空家等対策協議会及び浜田市特定空家等対策検討委員会
- 2 空家等の対策に関する関係部署の役割
- 3 警察その他関係機関との連携

第 11 章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 21

- 1 本計画における用語の定義について
- 2 固定資産税等の住宅用地特例について
- 3 空き家の維持管理に関する基礎知識
- 4 空き家改修・リフォームの相談に関する基礎知識
- 5 空き家解体に関する基礎知識
- 6 売買に関する基礎知識
- 7 賃貸に関する基礎知識
- 8 寄付に関する基礎知識
- 9 財産相続に関する基礎知識
- 10 空家等に関する支援

第 1 章 計画策定の背景

人口減少や既存建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等により、年々増加している空家等の中には、適切な管理が行われておらず、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、住民等からの相談や問合せが多く寄せられています。

このような中、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を盛り込んだ『空家等対策の推進に関する特別措置法』（平成 26 年法律第 127 号。以下「特措法」という。）が平成 27 年 2 月 26 日に施行され、国において本格的な空家等の対策に取り組むこととなりました。

市では、適切な管理がなされていない空家等の問題を地域課題と受け止めて、平成 24 年 10 月 1 日に『浜田市空き家等の適正管理に関する条例』を施行し、空き家の所有者や地域と共にその問題解決に取り組んできましたが、特措法の施行に伴ってこの条例を全面的に見直すこととしました。

特措法に定めるもののほか、市、空家等の所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等の適切な管理及び活用を促進するために必要なことを定めることにより、市民の居住環境の保全を図り、もって安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とした、新たな「浜田市空家等対策の推進に関する条例」（以下「新条例」という。）を平成 29 年 4 月 1 日に施行し、特措法及び新条例にもとづき第 1 期浜田市空家等対策計画を策定しました。

第 1 期計画は、令和 3 年度末で失効しますが、今後更なる空き家対策を実施していくため、この度、第 2 期計画を策定しました。

第 2 章 浜田市における空家等の現状

総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によると、市における空き家の状況は、表-1 及び図-1 のとおりです。当市の状況としまして、直近の平成 30 年の調査では、空き家総数は 4,520 戸、空き家率は 15.7%となっており、平成 25 年の調査と比べ、320 戸の空き家が増加し、空き家率も 0.8 ポイント増加しています。これは、島根県平均は若干上回っている程度ですが、全国平均は大きく上回っております。

平成 26 年度に実施した市全域における空き家の実態調査では、空家等と思われる件数は 2,409 件確認でき、その約 6 割が浜田地域に集中している状況です。空家等と思われる建築物について、外観調査ができた 2,180 件のうち、およそ 3 割が「倒壊の危険性がある」と判定されています。また、適切な管理がなされていないもの及び今後危険な空家等になる可能性があるものの件数は、空き家全体の約半数に上り、これらについてこのまま放置されれば、再利用不可能な腐朽、損傷の激しい空家等が今後さらに増加していくことが予想されます。

適切な管理が行われていない空家等は、地域の安全を脅かし、公衆衛生の悪化、景観の阻害等さまざまな問題を引き起こすとともに、地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼすなど社会問題化しているところで、市においても適切に管理されていない空家等の相談件数が年々増え続けている状況です。

表-1 空き家の総数及び空き家率（住宅・土地統計調査）（単位：戸）

調査年	項目	全国	島根県	浜田市
平成20年	住宅総数	57,586,000	295,800	28,200
	空き家総数	7,567,900	44,200	4,060
	空き家率	13.1%	14.9%	14.4%
平成25年	住宅総数	60,628,600	304,200	28,210
	空き家総数	8,195,600	44,800	4,200
	空き家率	13.5%	14.7%	14.9%
平成30年	住宅総数	62,407,400	314,200	28,860
	空き家総数	8,488,600	48,300	4,520
	空き家率	13.6%	15.4%	15.7%

図-1 空き家率（住宅・土地統計調査）

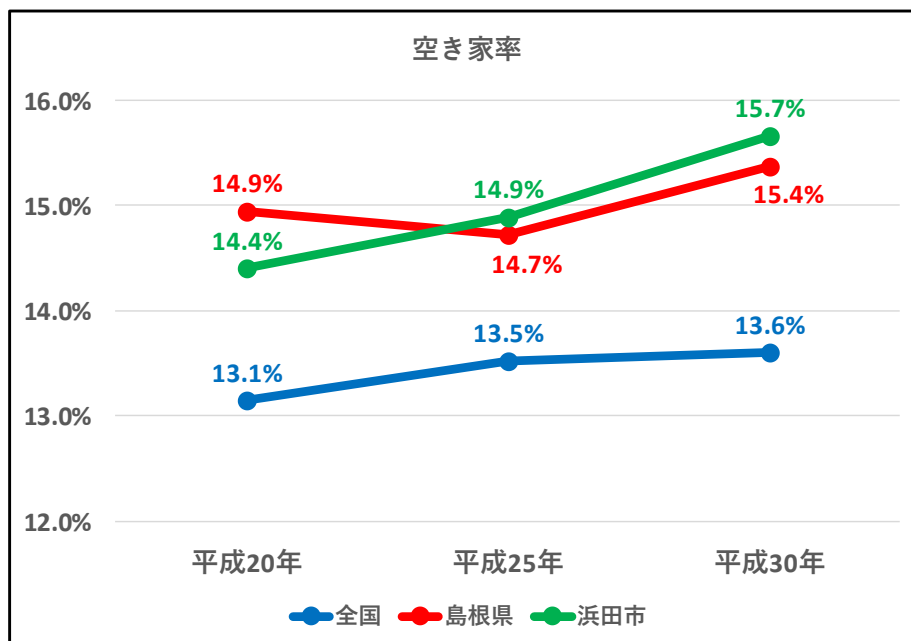
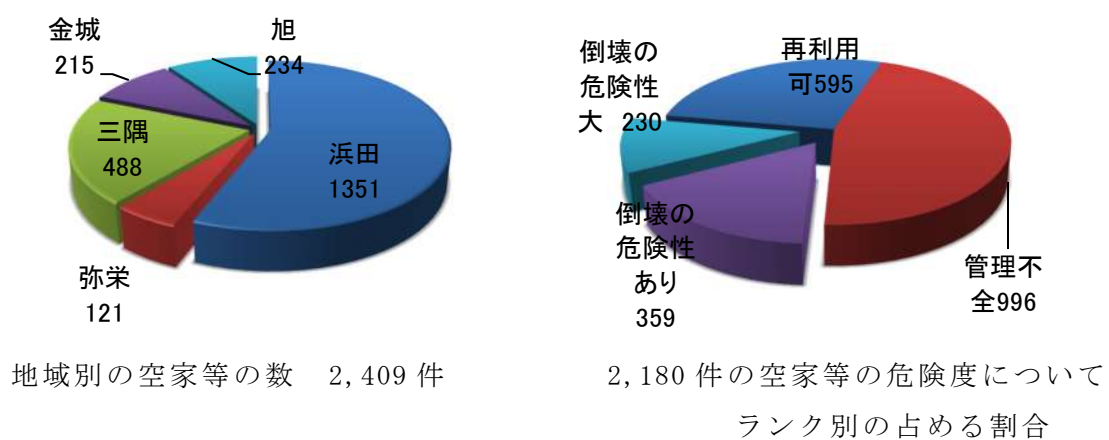


図-2 市内の空き家の状況（平成26年度 浜田市空き家実態調査）



第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等の対策に関する基本的な方針

1 対象とする地区

市では、『浜田市空き家等の適正管理に関する条例』にもとづき市全域について、職員が現地の状況を確認したうえで地域住民などの苦情を所有者へ伝えるほか、所有者へ適切な維持管理の依頼を行うなどの対応を進めてきました。

また、空家等は、市内各所に点在し、市民からの空家等に関する相談や情報提供の対象となる空家等の箇所を想定することも困難です。

これらを踏まえ、対象とする地区は市全域として位置付けます。

2 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、特措法第2条第1項に規定する「空家等」のうち次の掲げる空家等を対象とします。

- (1) 空家等の除却及び有効活用について、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から相談があったもの
- (2) 管理が不適切な空家等について、地域住民から相談又は苦情があったもの

3 対策に関する基本的な方針

新条例の目的である「市民の居住環境の保全を図り、安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

空家等の管理については、所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。（特措法第3条）」と規定されているように、第一義的には、所有者等が自らの責任において空家等の適切な管理に努めることが前提となります。

このため、所有者等による空家等の適切な管理責任を明確化するとともに、具体的な管理方法などについて広く情報提供を行うなどの支援を行います。適切に管理がなされている空家等については、地域活性化等の観点から、市が空き家バンク等を通して、空家等の有効活用を支援し、市場流通やリフォーム、転用などを促進します。一方で、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空家等の対策については、適切な管理の促進を図り、改修や維持保全、除却、建て替えなどを促すことで、特定空家等への移行の予防に努めます。

また、周辺への悪影響が大きい特定空家等については、所有者等の第一義的な責任を前提にしながら、明確な基準を定めて市が所有者等に対して指導などの措置を行い、所有者等自らによる改修や除却、建て替えなどの改善を促します。また、改善がなされず、周辺に対する悪影響の度合い及び危険度等の切迫性が極めて高い場合は、特措法及び新条例に基づき措置するなど、空家等に関して総合的な対策を進めます。

この基本的な方針を踏まえて、具体的な空家等対策アクションプログラムを定め、円滑に推進していきます。

第 4 章 計画期間

計画期間は令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に社会情勢の変化や新たな法律の制定、空家等の状況の変化など、必要に応じて見直しを図るものとします。

第 5 章 空家等の調査に関する事項

市では、平成 26 年度に実施した空き家の実態調査をもとに本計画中に再度実態調査を行い、データベースの整備を進めていきます。常に変化する空家等の状況について必要に応じて再調査を行うなど、空家等の実態把握に努めます。

さらに、空家等はさまざまな要因によって発生しうることから、空家等の総数や分布状況などについては住宅・土地統計調査の結果により把握していきます。また、地域住民からの情報提供や相談に加え、職員による現地調査などにより課題のある空家等の情報の収集に努めます。

第 6 章 所有者等による空家等の適切な管理促進に関する事項

特措法第 3 条において、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とあるように、「努力義務」として規定されています。空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。民法第 717 条では、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、工作物の占有者や所有者が賠償責任を負うと規定されており、空き家管理上の不備が原因で周囲に損害を与えた場合の法的責任は所有者にあると規定されています。

そこで、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、まずは所有者等が自らの責任と負担において適切に管理しなければならないことを広報等により広く情報提供を行います。

また、地域住民から情報提供のあった空家等に関しては、登記簿や住民票及び戸籍謄本のほか、固定資産税情報などの利用により所有者等を特定し、適切な管理などを促します。

第 7 章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

1 空家等の活用の促進

関係団体などと連携して空き家の流通を促進します。

そのための一つの方策として、市では空き家バンク制度を設け、空き家の有効活用に取り組みます。

2 除却した空家等に係る跡地の活用の促進

除却した空家等の跡地については、所有者等に第一義的な責任があるため、適切な管理を促します。

また、特定空家等が存在する土地について、所有者の意向、地域の要望などを踏まえた上で、地域団体などによる管理体制や活用の面など必要な要件を満たす場合は、市が建物及び土地の寄付を受け建物を解体し、その跡地の有効活用を図ります。

第 8 章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

1 管理不適切な空家等に対する調査

地域住民などから相談や情報提供が寄せられた空家等や、市のパトロールなどで発見した空家等のうち、特定空家等となるおそれのある空家等について、必要に応じて以下の調査を行います。

- (1) 外観調査 : 居住その他の使用がなされていないことを確認します。
- (2) 聞き取り調査 : 所有者や地域住民などに、概ね年間を通して(=1年間)建築物等の使用実績がない状態であることを確認します。
- (3) 行政資料等調査 : 水道・電気・ガスの使用状況、住民票などにより確認します。

これらの調査を基にして、建築物等の用途、建築物への人の出入りの有無、水道などライフラインの使用状況及びそれらが使用可能かどうかの状態、建築物等及びその敷地の登記記録、並びに建築物等の所有者等による使用実績についての主張などから、空家等に該当するかを総合的に判断します。

なお、保管のためだけに使用されている場合などにおいては、必要に応じて、使用の実態に合理性があるかないかなどの観点も用いて客観的な判断に努めます。

2 特定空家等の判断基準

特定空家等については、特措法第 2 条第 2 項により、次の(1)～(4)のような状態にある空家等と定義されています。しかしながら、いずれも蓋然性を含む概念であり、定量的な基準により判断することはなじまないことから、特定空家等と認定し、措置を講ずるか否かについては、地域の実情を考慮しつつ、また、その程度が社会通念上許容される範囲を超えているか否かにより判断するものとし、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」第 2 章や(1)～(4)の各状態であるか否かの判断に際して参考となる基準[別紙 1]～[別紙 4]と(表-1 特定空家等の総合判断基準)を参考に市内の浜田市特定空家等対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)で協議するものとします。

- (1) そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

なお、そのまま放置すれば将来的に周辺の生活環境への悪影響が顕在化することが予見されるものも、早期に特定空家等と判断することができます。

(表-1 特定空家等の総合判断基準)

	評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
倒壊等著しく 保安上危険となる おそれのある 状態	構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
			(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			(3) 屋根が著しく変形したもの	50	
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3 以上あるもの	20	
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

※建物の不良度の測定基準

危険空き家は、木造又は鉄骨造の建物で、別表第 1 の建物の不良度の測定基準による各評価点の合計が 100 点以上であるものとします。

一の評価項目に該当評価内容が複数ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち、最も高い評価点とします。

状態の種類	判断部位	具体的な基準
①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	看板・屋上水槽等	○破損が著しく、落下又は転倒が予測されるもの
	屋外階段	○腐食、破損が著しく脱落が予測されるもの
	バルコニー	○腐食、破損が著しく脱落が予測されるもの
	門・塀	○ひび割れ、破損が著しく転倒が予測されるもの
	擁壁	○亀裂、破損が著しく転倒が予測されるもの
②著しく衛生上有害となるおそれのある状態	建築材料	○アスベスト等有害物質が露出し、飛散する可能性が高いもの
	浄化槽・排水	○破損、汚水の流出等による悪臭の発生があり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの
	ゴミ等	○悪臭の発生があり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの
③著しく景観を損なっている状態	屋根・外壁	○外見上の傷み、汚れが激しく、周辺の景観と著しく調和のとれていないもの
	窓ガラス	○多数の窓ガラスが割れているもの
	看板	○破損、汚損が激しく、原形を留めていないもの
	立木	○建物の全面を覆う程度まで繁茂しているもの
	ゴミ等	○敷地内に散乱、山積みしたまま放置されているもの
④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態	立木	○倒木、枝折れ等で近隣の道路や隣接する土地に大量の枝等が散乱しているもの ○枝が近隣の道路にはみ出し、歩行者等の通行を妨げているもの
	空家等に住みつけた動物	○鳴き声等が頻繁に発生し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○糞尿その他の汚物により悪臭が発生し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○毛、羽が大量に飛散し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○ねずみ、はえ、蚊等が大量に発生し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○周辺の土地、家屋に侵入するなど周辺住民の日常生活に悪影響を及ぼしているもの ○シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来するなど周辺住民の日常生活に悪影響を及ぼしているもの
	管理状態	○門扉等に施錠がなく、不特定多数の者が容易に侵入できる状態で放置されているもの ○周辺の道路、近隣の土地に土砂等が大量に流出しているもの

(注) この基準は、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」の判断に際して参考となる基準[別紙1]～[別紙4]によるものと建物の不良度の測定基準を併せた判断基準です。

3 特定空家等に対する措置の方針

所有者等を特定するための調査を行い、特定空家等と認定された空家等については、その所有者等に対し、特措法第14条の規定に従い、第1項の「助言又は指導」、第2項の「勧告」、第3項の「命令」、第9項の「行政代執行」の順に必要な措置を講ずるものとします。

特定空家等として特措法第14条の措置（助言又は指導を除く。）を行うべきか検討委員会で協議し、特措法第7条第1項の規定に基づく浜田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に諮ります。

また、特定空家等に所有権以外の権利（抵当権等の担保物権、賃貸借契約による賃貸借権等）が設定されていることも考えられますが、特定空家等に対する法第14条の措置は、客観的事実により判断される「特定空家等」に対してなされる措置であるため、措置を行うに当たり、これらの権利について調整を行う必要はなく、抵当権者と所有者等による解決に委ねます。

4 助言又は指導

所有者等からの聞き取りにより把握した放置された経緯、外観目視及び立入り調査の結果を踏まえ、周辺への悪影響の程度や切迫性を考慮し、助言又は指導の内容を検討し、所有者等に次の(1)～(4)の事項を告知して行うものとします。

なお、助言又は指導は口頭によることも許容されていますが、改善しなかった場合の措置を明確に示すため、助言・指導書も併せて交付するものとします。

- (1) 助言又は指導の内容及びその事由
- (2) 助言又は指導の責任者
- (3) 助言又は指導にかかる措置の期限
- (4) 助言又は指導後の対応

- ・助言又は指導に係る措置を実施した場合は、担当者へ報告すること。
- ・助言又は指導に係る措置を実施しなかった場合は、勧告することとなること。
- ・勧告を受けた場合は、地方税法の規定に基づき固定資産税の住宅用地特例の適用を受けているものは、受けられなくなること。

5 勧告

助言又は指導による措置の期限を経過しても特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、相当の猶予期間を設けて必要な措置をとることを勧告するものとします。ただし、措置期間が経過しても所有者等の事情により、改善される見込みがあると判断した場合は、所有者等の申し出による期限が経過するまで勧告は行わないものとしますが、措置の切迫性等を考慮し長期間引き延ばすことのないよう注意します。

勧告は、特定空家等の所有者等（所有者等が複数いる場合は、その全て）に明

確に示すため、勧告書にて行うものとし、勧告は相手方に到達することによって効果が生じるため、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとします。

なお、勧告後において所有者等に変更があった場合は、事前に新たな所有者等に対し助言又は指導したうえ、新たな所有者等に勧告するものとします。

また、勧告した場合は、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外となりますので、土地の所有者等に対しても勧告した旨を報告します。

6 命令前の事前通知等

特定空家等の所有者等が勧告にかかる措置を正当な理由がなく措置期限までに実施しなかった場合、勧告にかかる措置をとることを命令するため、特措法第14条第4項から第8項の規定による次の(1)、(2)の手続きを行うものとします。

なお、正当な理由とは、所有者等の権限を越えた措置を内容とする勧告がなされた場合を想定したものであり、単に措置を行うための資金がないことは、正当な理由とはなりません。

(1) 所有者等への事前通知（特措法第14条第4項）

勧告にかかる措置をとることを命令しようとする特定空家等の所有者等に有利な証拠を提出する機会を与えるため、命令に先立ち所有者等又はその代理人に次の事項を記載した命令に係る事前の通知書を交付するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとします。

- ・ 命じようとする措置の内容及びその事由
- ・ 意見書の提出先
- ・ 意見書の提出期限

（意見書や証拠書類を準備するのに足りる期間とする。）

- ・ 意見書に代えて公開による意見の聴取を行うよう請求できること。

(2) 公開による意見の聴取（特措法第14条第6項）

事前通知の交付を受けた日から5日以内に所有者等から市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求された場合は、所有者等又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見聴取を行うものとします。

この場合、特措法第14条第7項の規定により、所有者等又はその代理人に対し、意見聴取の3日前までに次の事項を記載した公開による意見聴取会開催通知書を交付するとともに公告するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとします。

- ・ 命じようとする措置の内容
- ・ 意見の聴取の期日及び場所

7 命令

事前通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出がなかった場合、又は事前通知を受けた日から5日以内に公開による意見聴取の請求がなかった場合（請求があっても請求した者が出頭しなかった場合を含む）は、命令を実施するものとしします。

また、意見書の提出があった場合又は公開による意見聴取を実施した場合は、当該意見を付して、勧告にかかる措置の内容が不当か否かを検討委員会で協議し協議会に諮り、不当でないと認められた場合は、命令を実施するものとしします。

なお、命令は、その内容を正確に相手方に伝えるため、命令書にて行うものとし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項の規定による教示を記載します。また、相手方への命令書の到達を明確にするため、配達証明郵便にて行うものとしします。

8 標識の設置及び工事

命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止するため、特定空家等に標識を設置するとともに、市のホームページ等を利用し、命令を行った旨を公示するものとしします。

9 代執行

特定空家等の所有者等が、命令にかかる措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行してもその期限までに完了する見込みがないときは、特措法第14条第9項の規定により代執行を行うものとし、次の手順により実施します。ただし、行政代執行法第3条第3項の規定により、非常の場合又は危険切迫の場合は、(1)～(3)は省略することができるものとしします。

(1) 文書による戒告

代執行に先立ち相当の履行期間を定め、その期限までに命じようとする措置（以下「義務」という。）の履行がなされないときは、代執行する旨を記載した戒告書を交付するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとしします。

(2) 再戒告

戒告において定められた履行期限までに義務が履行されないときは、再戒告書を交付するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとしします。

(3) 代執行令書の通知

戒告又は再戒告において定められた期限までに義務が履行されないときは、代執行するものとし、代執行の前に代執行の時期等を代執行令書にて義務者に通知するものとしします。

なお、代執行令書には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82

条第1項の規定による教示も併せて記載するものとし、相手方への代執行令書の到達を明確にするため、配達証明郵便にて行うものとします。

(4) 代執行

代執行は、代執行権者である市長から委任された執行責任者の指示で実施するものとし、執行責任者は、執行責任者証を携帯し、相手方又は関係人から要求された場合は、これを提示しなければなりません。

なお、代執行に当たり対象となる特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合は、代執行の前に義務者に連絡し、運び出してもらうことを原則としますが、義務者が応じない場合は、保管期間（義務者の住所等を勘案し引き取り可能な期間とする。）を定めて引き取りに来るよう連絡するものとします。

(5) 費用の徴収

代執行に要した費用（代執行に至るまでの調査費や手数料等は含まない。）は、義務者から徴収するものとし、義務者に納付額及び納期限を示した代執行費用納付命令書により納付を命じるものとします。

納付を命じても納付されない場合は、代執行費用納付督促状を送付するものとし、督促してもなお納期限までに完納しない時は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の滞納処分の例により処理するものとします。ただし、義務者の事情等を勘案し市長が滞納処分することが不適当と認めた場合は、この限りではありません。

(6) 略式代執行

不動産登記簿情報、住民票情報、固定資産税課税情報等を活用し所有者等の特定に努めたが、助言、指導、勧告、命令すべき者の氏名及び住所を確知できないときは、略式代執行を行うものとします。

略式代執行を行う場合は、相当の期間（相手方に到達してからの措置の履行ができる期間とし、公告等に要する期間を加算する。）を定め当該措置を行うべき旨とその期限までに当該措置を行わないときは代執行する旨を内容とする公告をあらかじめ行うこととし、公告の方法は、市の掲示板に掲示すると共に、掲示されたことを市のホームページ等に掲載するものとします。

公告の期間は、掲示板に掲示されたことが掲載された広報の発行日から3週間とし、その日に相手に到達したものとみなします。（行政手続法第15条第3項では、掲示を始めた日から2週間となっている。）

公告にかかる措置の履行期限が経過した場合は、(4)の代執行を行うものとします。

なお、義務者の確知ができないため、(5)の費用の徴収はできません。

10 緊急安全措置

新条例では、市長は、空家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危

害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがある場合において、当該空家等の所有者等に当該危害を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないときは、当該危害を回避するための必要な最低限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができるとしています。

緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとします。この場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地等の事項を公示するものとします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、事後において、速やかに通知又は公示するものとします。

なお、緊急安全措置に要した費用は、原則所有者等に請求するものとします。

そして、緊急安全措置を講じようとするときは、検討委員会で協議し、必要に応じ、協議会の委員の意見を聞くこととし、緊急安全措置を行った後は、措置の内容を協議会に報告するものとします。

この考えは、周囲の状況や災害等により、緊急安全措置をする必要があるケースが考えられる場合に市が所有者等に代わり、必要最低限の応急措置として行うことができることとするものです。

緊急安全措置とは、空家等の屋根材や外壁等が落下・飛散するおそれがある場合に通行人等に危険を知らせる看板やバリケードを設置する、又は建物に防護ネットを設置する、倒れるおそれのある樹木や落下のおそれのある看板をロープ等で補強する、落下のおそれのある屋根材や雨樋などを取り外し敷地内に存置する、などの軽易な行為を想定しています。よって、特定空家等に対し緊急安全措置を講じた場合でも、特定空家等が解消されることにはなりません。指導、勧告、命令などの手続を経ては、公益を損なう場合が想定されることから、即時に執行できるものとするものです。

第9章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

1 空家等の相談窓口

空家等の所有者等からの有効活用などに向けた相談に対しては、地域政策部定住関係人口推進課に窓口を設けます。一方、空家等の所有者等や地域住民からの適切な管理がなされていない空家等に関する相談や情報提供に対しては、都市建設部 建築住宅課に窓口を設けます。

また、「島根県空き家相談マニュアル」を活用し、関係各所との連携を図りながら様々な相談に対応していきます。

2 空家等に関する相談への対応方針

市民からの空家等に関する相談に対し、適正かつ迅速に対応するため、相談者や相談の内容に応じた対応方針を表-2（相談の窓口と対応方針）のとおり定めます。

なお、表に記載されていない内容の相談があった場合は、相談者の意向に沿った対応策を検討します。

3 空家等の所有者等の特定方法

所有者等の特定方法として、登記情報の確認、住民票・戸籍の確認、固定資産税情報の確認、親族・関係者への聞き取り、電気・ガス・水道・郵便情報の確認 並びに 公的機関（警察・消防・裁判所等）があり、それらを調査照会することで特定していきます。

所有者が死亡しており、相続関係が複雑となる場合にあっては、必要に応じ、弁護士、司法書士又は土地家屋調査士に相続者特定業務を委託することを検討します。

また、所有者等が国外に居住している場合にあっては、外務省に調査依頼をし、国内又は国外に居住する外国籍の場合にあっては、市町村の外国人住民登録の照会、東京出入国在留管理局への出国記録や外国人登録原票の照会を行います。

なお、それらを行っても特定できない場合にあっては、家庭裁判所に不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことも考えられます。

表-2（相談の窓口と対応方針）

相談者	相談内容	窓口	主な対応方針
空家等の所有者等	空家等の維持管理に関する相談	建築住宅課	空家等が周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないための対策等について助言し、必要に応じ空家等の管理を行う業者名簿等を紹介します。
	空家等の有効活用に関する相談	定住関係人口推進課	買手及び借手を探すため、定住促進施策として定住関係人口推進課が推進している空き家バンクへの登録又は不動産の流通市場への掲載を提案します。また、売る場合や貸す場合など、契約によるトラブルを防止するため、必要に応じ宅建業者などに相談するよう提案します。
	空家等の解体に関する相談	建築住宅課	空家等の解体に対する所有者等の悩み等を聞き取り、所有者等と共に検討し、所有者等からの要望があれば、市内にある解体業登録業者名簿を紹介しします。
	空家等の解体後の跡地に関する相談	建築住宅課	住民から要望があった場合は、(公社)島根県宅地建物取引業協会や(公社)全日本不動産協会島根県本部を紹介します。また、建替えに関する相談も受け付けます。
空家等の周辺住民	倒壊等の恐れ又は周辺的生活環境に深刻な影響を与えている特定空家等に関する相談	建築住宅課	相談者から空家等の状態を聞き取ると共に当該空家等を調査し、どのような措置が必要か検討します。 また、その所有者等を特定するための調査を行い、特定空家等として特措法第14条の措置（助言又は指導を除く。）を行うべきか庁内の「検討委員会」で協議し、特措法第7条第1項の規定に基づく「協議会」に諮ります。 諮問の結果、特定空家等と認定された場合は、本計画第8章3.の措置を講じます。 また、特定空家等と認定されなかった場合は、所有者等に苦情の内容等を伝え、適切に管理するよう指導します。

第 10 章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

1 浜田市空家等対策協議会及び浜田市特定空家等検討委員会

特措法第 7 条に定めるところにより、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を設置します。また、本計画の作成及び変更並びに実施に関する事前協議や、特定空家等の認定及び措置内容の協議を行うため、庁内に「検討委員会」を組織します。

2 空家等の対策に関する関係部署の役割

空家等がもたらす問題は、多岐にわたるため庁内関係部署が連携して対処すべき政策課題です。

空家等の対策の実施に当たっては、表-3（空家等対策関係部署の役割）に示す事項について、相互に協力して対応していきます。

表-3（空家等対策関係部署の役割）

関係部署	役 割
都市建設部 建築住宅課	・空家等の相談（適切な管理などに関する相談窓口）に関すること。 ・空家等の有効活用（用途変更などの法的手続き）に関すること。 ・空家等対策計画の作成及び変更に関すること。 ・空家等及び特定空家等対策の関係部所との連携調整に関すること。 ・特定空家等の判断（総括・保安上危険・衛生面）と措置に関すること。 ・利活用可能な空家等のデータベース化に関すること。 ・特措法第 9 条第 1 項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第 2 項（立ち入り）の調査に関すること。 ・特措法第 14 条の特定空家等に対する措置の総括に関すること。 ・「検討委員会」に関すること。 ・「協議会」に関すること。 ・危険空き家解体後の跡地に関すること。 ・県その他関係機関との連携に関すること。
建築住宅課 建設企画課 維持管理課 建設整備課 地籍調査課 各支所産業建設課	・特定空家等の判断（景観）に関すること。 ・特定空家等の判断（周辺の生活環境の保全）と措置に関すること。 ・部の管理道路及び管理公園に近接する空家等及び特定空家等に係る措置に関すること。 ・特措法第 9 条第 1 項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第 2 項（立ち入り）の調査に関すること。 ・特措法第 14 条の特定空家等に対する措置に関すること。

関係部署	役 割
地域政策部 定住関係人口推進課	・空家等の相談（有効活用などに関する相談窓口）に関すること。 ・移住・定住促進施策における空家等の有効活用に関すること。 ・特措法第9条第1項（空家等の所在、所有者等の特定等）の調査に関すること。
総務部 総務課 防災安全課 行財政改革推進課 各支所防災自治課	・地域防災計画上対策が必要な空家等に関すること。 ・市に寄付を受けた空家等の跡地の管理に関すること。 ・特措法第9条第1項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第2項（立ち入り）の調査に関すること。 ・特措法第14条の特定空家等に対する措置の助言に関すること。 ・警察その他関係機関との連携に関すること。
健康福祉部 健康医療対策課 各支所市民福祉課	・空家等の所有者等が高齢者の場合の相談に関すること。
市民生活部 資産税課 総合窓口課 環境課 各支所市民福祉課	・空家等に関する固定資産税情報（特措法の施行のために必要な限度内）の内部利用に関すること。 ・勧告した特定空家等の固定資産税等の住宅用地特例の解除に関すること。 ・空家等の所有者等に関する情報（特措法の施行のために必要な限度内）の内部利用に関すること。 ・空家等及び特定空家等が周辺の生活環境に与える影響調査等に関すること。 ・特定空家等の判断（衛生面・周辺の生活環境の保全）と措置に関すること。 ・空家等及び特定空家等に存するゴミの処理方法に関すること。 ・特措法第9条第1項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第2項（立ち入り）の調査に関すること。
産業経済部 商工労働課 農林振興課 各支所産業建設課	・産業振興施策としての空家等の有効活用に関すること。 ・農業振興施策としての空家等の有効活用に関すること。
上下水道部 管理課	・空家の実態把握（水道使用状況）に関すること。 ・空家等の所有者等に関する情報（特措法の施行のために必要な限度内）の内部利用に関すること。
教育部 学校教育課	・通学路に近接する空家等及び特定空家等に係る措置に関すること。
消防本部 予防課 警防課	・空家等の有効活用（用途変更などの法的手続き）に関すること。 ・防災上（特に火災）対策が必要な空家等及び特定空家等の措置に関すること。

3 警察その他関係機関との連携

特定空家等が原因で犯罪又は火災等の危険が生じると判断される場合等で、条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に調査、指導、勧告又は命令に係る情報を提供し、危険な状態を解消するために必要な協力を要請していきます。

第 11 章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1 本計画における用語の定義について

(1) 空家等とは（特措法及び新条例関係において）

建築物(※1)又はこれに附属する工作物(※2)であって居住その他の使用(※3)がなされていないことが常態(※4)であるもの及びその敷地(※5)(国及び地方公共団体が所有し又は管理するものを除く。)

※1：建築物には、それに附属する建築設備、門塀等を含む

※2：看板等で建築設備、門塀以外のもの

※3：店舗、工場、倉庫等居住以外の使用

※4：概ね1年を通して使用されていない状態

※5：敷地には、立木や雑草も含む。

《参考》

- ・長屋及び共同住宅等で建築物の一部が使用されていないものについては、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる。
- ・年に数回換気に来ている状態は、管理のためであり、使用しているとは言えない。

(2) 特定空家等とは（特措法及び新条例関係において）

空家等のうち次の状態にあるものをいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態(※1)

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態(※1)

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※1 社会通念上予見可能な状態であって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではない。

《参考》

- ・特定空家等の判断基準には防犯は含まれない。（不審者の対策等は、法で措置するより、直接警察で対応するほうが適当との考え）
- ・ア及びイに該当しない特定空家等については、建築物の全部を除去する措置を行うことはできない。

(注) この定義は、「特措法」、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針」及び「同意見・回答」並びに「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」及び「同意見・回答」により作成しています。

2 固定資産税等の住宅用地特例について

現在、居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第349条の3の2及び同法第702条の3に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税等の課税標準額を減額する特例措置（固定資産税等の住宅用地特例）が講じられています。

この固定資産税等の住宅用地特例が、空家の除却や適正管理の阻害要因となっている可能性があることから、特措法第14条第2項に基づく勧告がされた特定空家等に係る土地については、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外されることとなりました。（平成27年5月26日付け総税国第41号）

3 空き家の維持管理に関する基礎知識

島根県空き家相談対応マニュアルから抜粋し、以下9まで空き家に関する基礎知識を紹介します。

(1) 維持管理の必要性

住宅は人が住まなくなると日常的な維持管理ができなくなり、様々な要因で不具合が生じ、老朽化が早まります。また、長期間放置され建物が荒廃すると、防災・防犯・衛生・景観等の面で周辺に深刻な影響を与える恐れがあります。

(2) 維持管理の法的責任

民法第717条で、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、工作物の占有者や所有者が賠償責任を負うと規定されており、空き家管理上の不備が原因で周囲に損害を与えた場合の法的責任は所有者にあります。

(3) 相続放棄した場合の管理責任

民法940条で、相続の放棄をした場合でも、新たに相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまでは管理責任があることを規定しています。

(4) 維持管理の内容

空き家の急激な老朽化を防止するためには、定期的にメンテナンスすることが必要です。

区 分	項 目	維持管理の方法	維持管理しない場合の問題点
内部管理	通風・換気	すべての窓・ドア及び収納扉の開放、換気扇の運転	湿気がカビや害虫の発生の誘因となり内装材等の劣化が早期に進行
	通 水	すべての蛇口の通水、排水トラップの注水	錆び水が滞留による水質悪化、排水トラップの水が蒸発による害虫及び下水臭気の侵入

	屋内清掃等	室内の簡単な清掃、窓や扉の建付け確認	カビや害虫を放置すると内装材等の劣化が早期に進行。開閉不良を放置すると開閉が困難化
外部管理	郵便物回収	ポスト内の配達物を確認し必要に応じ所有者に転送	空き家であることが分かれるとゴミの不法投棄や空き巣・放火・不法侵入の危険性が増大
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やゴミ等の清掃	庭木や雑草の繁茂を放置すると隣接地へ侵入して苦情原因が発生 また、害虫の発生や野生動物の生息の誘因となり衛生環境が悪化を誘発
	草取り・剪定	草取り、庭木の剪定・消毒、越境した枝や蔓の伐採	
不具合点検	雨水進入	すべての室の雨漏り、吹き込みの確認	雨漏りや吹き込みに気付かずにいると、建物の劣化が早期に進行
	建物損傷劣化	内外仕上・小屋裏・床下・部材の損傷や腐食を点検	仕上げ・部材等の損傷・腐食を放置すると建物の劣化が早期に進行
	設備損傷劣化	屋外・屋内設備の損傷や腐食及び漏水を点検	設備の損傷・腐食及び漏水を放置すると機器の故障及び不要な水道料金の支払いが発生

(5) 維持管理の方法

空き家の所有者が近くに住んでいない場合は、親戚等に頼むほか、民間の管理代行業者に維持管理を委託する方法があります。維持管理の内容のうち技術的判断を伴うもの、高所作業等の危険を伴うものは専門業者に依頼する方が賢明です。

4 空き家改修・リフォームの相談に関する基礎知識

(1) 住宅に必要な性能

住宅取引の透明化・円滑化を図るために制定された「住宅の品質確保に関する法律（品確法）」に定める性能表示項目には、構造の安定、火災時の安全、劣化の軽減、維持管理への配慮、温熱環境、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯があります。

既存住宅においても、ストックの質の確保・向上を図るため、これらの評価等級が高くなるよう適切な改修・リフォームに取り組むことが必要です。

(2) 既存住宅の現況検査及び耐震診断

改修・リフォームを検討する場合は、建築士などの専門家に依頼し、事前に既存住宅の性能を把握する必要があります。

この検査方法には、改善工事の必要性など既存住宅の現況を把握するため

の「現況検査」と劣化や不具合の範囲・原因等を詳細に把握するための「既存住宅診断」があります。既存住宅の耐震性能を把握するための耐震診断は、「既存住宅診断」に該当します。

(3) 改修・リフォームの方法

近年、地震対策、高齢化対策、省エネ対策が強く求められており、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判定された住宅における耐震補強、居住性向上に役立つバリアフリー化、省エネ・断熱化改修が特に重要です。

実施にあたっては、内部の模様替えと同時に行う耐震改修、屋根の改修に併せた太陽光発電設備の設置、水回りの改修と併せたバリアフリー改修など複合的に組み合わせて実施するとより効率的です。

(4) 設計者・施工者の選定・契約

事業者の選定については、建築主との間の個別の民事契約になりますので、行政や関係団体が直接関与することはできません。相談窓口を設置する関係団体に取り次いで各業界団体の地域会員名簿の提示を受けるか、「リフォームナビ」等の信頼できる事業者検索サイトを紹介してアクセスしてもらうか等の方法により、自ら選定してもらうことが適切です。

(5) リフォーム瑕疵保険

事業者が工事の着工前にリフォーム瑕疵保険に加入すると、工事部分の瑕疵担保責任を履行した場合にその損害が補填されます。一般の工事請負契約に基づく瑕疵保証期間は1年ですが、構造耐力上主要な部分や雨水進入部分については5年の保証がありますので、保険が付いた工事は消費者にとっては安心できるものになります。

5 空き家解体に関する基礎知識

(1) 解体の必要性

周辺の家屋や道路等の公共空間に対して、倒壊や瓦の飛散等により危険を及ぼす可能性が高い場合には、建物所有者の責任において適切な対応を図る必要があります。危険性が極めて高い建物については、建物そのものを解体撤去することも適切な管理となります。

(2) 解体に伴う法的手続

延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事を実施する場合には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」に基づき、工事現場で分別解体し特定建設資材（コンクリート、木材等）を再資源化することが義務づけられており、事前の届出が必要となります。

なお、解体工事に伴って、木くず、金属くず、コンクリートくず、がれき類等の産業廃棄物が発生しますが、これらの処分は工事を請け負った解体事業者の責任で行います。

また、建物の解体前に建築基準法の規定による建築物除却届の提出の他、

解体後に家屋解体届の提出や、1 か月以内に滅失登記の手続きが必要となります。

(3) 解体業者の選定

建設リサイクル法に基づく事前届出書が必要な解体工事を実施する場合は、建設業許可か解体工事業登録が、500 万円以上の解体工事を実施する場合は、建設業許可が必要です。契約にあたっては、事業者の施工の可否を確認してください。

また、解体事業者には産業廃棄物の適正処理が義務づけられていますので、契約にあたってはそれが適切に実施されるかどうか施工計画を確認することも大切です。

(4) 解体業者の紹介

解体業者の選定については、所有者と解体事業者との間の個別の民事契約になりますので、行政や関係団体が直接関与することはできません。(一財) 島根県廃棄物協会に取り次いで地域会員名簿の提示を受ける等の方法により、自ら選定してもらうことが適切です。

(5) 除却後の利用

空き家を除却した跡地を活用する場合に、比較的投資が少なくリスクが低いことから駐車場に利用することも考えられます。ただし、駐車場といっても規模や種類など多種多様で、青空の更地に区切り線を引いただけのものから管理人が常駐するもの、コインパーキングと、経営形態にも様々なスタイルがあります。

6 売買に関する基礎知識

(1) 売買取引の方法

宅地建物取引業法の規定により、自らが宅地又は建物の「売買」を「業」として行う場合は、知事又は国土交通大臣から「宅地建物取引業免許」を受けなければなりません。

「業」とは不特定多数を相手に反復・継続して行うことといい、個人が一括売買する場合は対象となりませんが、取引の適正化と消費者トラブルの防止を図るためにも、免許のある「宅地建物取引業者（宅建業者）」を介して取引することが適切です。

(2) 売買の価格

売買価格は売り主が自ら決定することができますが、不動産価値を客観的に評価し妥当な価格を設定するためには、宅建業者に依頼することが一般的です。

(3) 宅建業者との契約及び報酬額

宅建業者との契約には、契約当事者間の仲介を行う「媒介契約」と、売主に代わって契約する「代理契約」があり、媒介契約については、宅建業者の

関与の程度と成約時の報酬の違いにより 3 種類の契約方法（一般媒介契約、専任媒介契約、専属専任媒介契約）に分かれます。希望に応じて最も適切な契約方法を選択する必要があります。

また、報酬額については、国土交通省告示により、宅建業者が依頼者の一方から受領することが出来る報酬の上限額が定められています。複数の宅建業者が関与する場合でも報酬額の総額は、一人で受領することが出来る額以内でなければなりません。

(4) 宅地建物取引業者の紹介

売主と買主の民事契約に行政が関与することはできません。県内の宅建業者は、（公社）島根県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会島根県本部の会員であり、各協会会員名簿から個人の責任で業者を選定する必要があります。

(5) 売却に伴う税金

個人が土地や建物などを売却して得た利益〔売買収入－（過去の取得費＋譲渡費用）〕は、譲渡所得として給与所得などの他の所得と分離して所得税や住民税が課税されます。

ただし、譲渡所得にそのまま課税されるのではなく、居住用財産の場合は 3 千万円の特例控除があります。また、土地の個人の売買には、消費税は課税されません。

(6) 売却に伴う登記

売買は、物理的現況と権利関係を公示するために作られた不動産登記簿に基づいて契約しますので、土地の一部を売却する場合や相続した場合は、登記事項の変更手続が必要です。

また、通常の不動産取引では、売買代金と同時に所有権移転に必要な書類の授受を行い、即日所有権移転登記を行います。

7 賃貸に関する基礎知識

(1) 賃貸取引の方法

自ら「賃貸」する場合は宅地建物取引業法の規制は受けませんが、取引の適正化と消費者トラブルの防止を図るためにも、免許のある「宅地建物取引業者（宅建業者）」に、賃貸の「代理」又は「媒介」依頼して取引することが適切です。

(2) 家賃の設定

家賃は貸し主が自ら決定することができますが、不動産価値を客観的に評価し妥当な価格を設定するためには、宅建業者に依頼することが一般的です。

(3) 宅建業者との契約及び報酬額

宅建業者に「賃貸」の「代理」又は「媒介」を依頼する場合は、事前に契約を締結し、報酬額を定めておく必要があります。

この場合、国土交通省告示により、宅建業者が依頼者の双方から受領することが出来る報酬の上限額（居住用建物の場合は借賃の1/2か月分）が定められています。複数の宅建業者が関与する場合でも報酬額の総額は、一人で受領することが出来る額以内となります。

(4) 宅建業者の紹介

民間の契約に行政が関与することはできません。（公社）島根県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会島根県本部に取り次いで各業界団体の地域会員名簿の提示を受けるか、予め名簿を入手して提示するか等の方法により、自ら選定してもらうことが適切です。

(5) 賃貸に係る税金

不動産の賃貸料収入は、不動産所得として所得税の課税対象となります。その年の所得税額は、不動産所得に給与所得など他の所得を合算して総合課税されます。

また、固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋所有者に対して課税されます。

8 寄付に関する基礎知識

(1) 寄付の方法

空き家や空き家除却後の土地を寄付する場合には、寄付の相手方に受入条件（無料であっても、必ずしも受け取るとは限りません。）や手続き等について事前によく相談して進める必要があります。

一般的な手続きとしては、寄付申込書に所有権を証する書類（登記事項証明書等）、他の所有権者の承諾書、印鑑証明書、土地の位置図・実測及び公図、建物配置図及び建物図等を添付して申し込むことになります。

(2) 寄付の相手方

寄付の相手方は、寄付の目的に応じて検討する必要があります。

公益的利用を希望する場合は、空き家又は除却跡地が所在する市町村の他、県、国、又は公的な団体である公益法人や自治会組織等が考えられます。

また、店舗や飲食店などの民間の企業活動への支援を希望する場合には、会社に寄付することも可能です。

(3) 財産寄付に伴う税金

個人が法人に財産を寄附したときは、その財産を時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得が課税されます。しかし、個人が法人に財産を寄附したときであっても、譲渡所得が課税されないことがありますので、詳しくは税務事務所にご相談ください。

・例えば、浜田市の特定期間空家等対策事業の例では、「都市計画の用途地域内にある、適正に管理されず防災上周囲に対して危険性が高い空き家であって、地域住民と協力して除却後の土地の有効利用が図られるもの」

としています。

- ・島根県の公有財産の取得、管理及び処分に関する規則では、次のように規定されています。

《参考》公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（島根県規則抜粋）

（財産取得の制限）

第 12 条 私権の設定その他により制限の付されている物件又は権利は、取得してはならない。ただし、取得後、直ちに当該制限を排除できる見込みがある場合又は当該制限の付されている物件若しくは権利を取得しても県が損失を受けるおそれがないと知事が認める場合は、この限りでない。

9 財産相続に関する基礎知識

(1) 相続

人が亡くなったときに、誰が相続人になるかは民法で定められています。空き家で相続が発生した場合、相続の権利を持つ人全員で誰が何をどれだけ相続するかを協議します（遺産分割協議といいます）。協議が終わり相続の配分が決まるまでの間は、相続財産に関する決定（空き家の売却や賃貸、管理委託を含む）は相続の権利人全員で同意する必要があります。

相続の手続きには、単純相続、相続放棄、限定相続の 3 種類があります。相続放棄又は限定相続をする場合は、3 か月以内に被相続人の最後の住所地の家庭裁判所にその旨を申述する必要があります。

(2) 相続税の申告・納付

相続税の申告・納付の期限は、相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に税務署に行く必要があります。

(3) 小規模宅地の特例措置について

小規模宅地等の特例措置を利用すれば、居住用宅地や事業用宅地については、土地の評価額を最大で 80%減額することができます。

(4) 建物の滅失登記

土地を所有したまま建物を取り壊す場合は、建物の滅失登記を行う必要があります。

10 空家等に関する支援

市では、平成 24 年 10 月からの危険な状態にある空家等の所有者等に対する、危険な状態を解消するための必要な支援策としての補助制度に引き続いて、同様に新条例に基づき、支援策としての補助制度を継続していきます。

(1) 浜田市特定空家等除却促進事業

○目的

適正に管理が行われておらず、周囲に対して危険性の高い特定空家等に係る建物の除却を行う場合に、その工事に要する費用の一部を補助するこ

とにより、居住環境の向上を図る。

○事業概要

①補助対象となる特定空家等の要件

【建物】

- ・居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
- ・倒壊のおそれがあり、周囲に対して著しく危険性があるもの
- ・木造又は鉄骨造で、不良度の測定基準による評点の合計が 100 点以上であるもの

【工作物】

- ・補助の対象となる特定空家等に附属するもので、周囲に対して防災上著しく危険性があると認められるもの

②補助対象者

特定空家等に係る建物の所有者若しくはその相続人又はこれらの者から当該建物の除却について同意を得た者とする。特定空家等に係る建物に共有者がある場合又は所有権以外の物件（賃借権を含む）の設定がある場合には、原則、共有者又は権利者の全員の同意が必要となる。

③補助対象工事

- ・該当する特定空家等に係る建物を全部除却する。
- ・補助金の交付決定後に工事に着手し、交付申請をした日の属する年度の 3 月 31 日までに除却工事が完了すること。
- ・補助対象となる除却工事について、他の同種の補助金の交付を受けていないこと。

④補助金額

除却工事費に 10 分の 4 を乗じて得た額で、50 万円を限度とする。

⑤認定申請

補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請前に認定申請書を市長に提出して、事業の適否を確認しなければならない。

(2) 浜田市特定空家等対策事業

○目的

適切な管理が行われておらず、防災上周囲に対して危険性の高い特定空家等に係る建物及び土地の寄附を受け、市がその建物を除却して、跡地を地域において有効活用することにより、居住環境の向上を図る。

○事業概要

①対象建物及び土地の原則要件

- ・用途地域又は建築基準法第 22 条の規定により指定された区域に存する木造又は軽量鉄骨造の特定空家等であること。
- ・特定空家等に係る建物は、防災上周囲に対して危険性が高いこと。

- ・市に土地・建物を寄附できること。
- ・地域において土地を有効活用できること。
- ・土地、建物に物権又は賃借権が設定されていないこと。
- ・土地、建物の固定資産税を滞納していないこと。など

②事業適用の認定

事業の適用を受けようとする者は、市に認定申請書を提出する。市長は当該物件を調査し、要件に該当する場合は認定通知をする。この場合、検討委員会において、認定要件に該当するかを審査する。

③除却の決定

認定を受けた者が土地・建物を寄附する申出をした場合、市長は除却することを決定する。

④土地の活用及び維持管理

市長は、地域住民と協力し、除却後の土地の有効利用を図るとともに維持管理を行う。

また、既存住宅を適切に管理促進していくことで増加する空家等を抑えることに繋がるため、既存の「浜田市住宅リフォーム助成事業」や、「浜田市木造住宅耐震化等促進事業」を今後も推進していきます。

(3) 浜田市特定空家等解消支援事業

○目的

特定空家等の除却とその敷地の処分を支援する。

○事業概要

①事業対象者

特定空家等の所有者等で、市に対し、不動産処分の仲介等を希望する方（仲介等希望者）

②事業内容

市が不動産事業者団体に対し、特定空家等の除却費用及びその土地の売買価格の査定を依頼し、結果を仲介等希望者に通知する。

(4) 浜田市住宅リフォーム助成事業

○目的

市民の居住環境の向上等

○事業概要

①補助対象者

- ・子ども、高齢者、障がい者、U・Iターン者が居住している。
- ・市内に住所を有している。（U・Iターン者はリフォーム工事後でも良い。）
- ・市税を滞納していない。

②補助対象住宅

- ・市内の個人住宅、併用住宅の個人部分

③補助対象工事

- ・子ども、高齢者、障がい者、U・I ターン者に配慮したリフォーム工事で、それに要する費用が 20 万円以上である。
- ・施工業者が、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主である。
- ・補助金の交付決定後に工事に着手し、交付申請をした日の属する年度の 3 月 31 日までに対象工事が完了する。
- ・補助対象となるリフォーム工事の部分について、他の同種の補助金を受けていない。

④補助の金額

- ・対象工事に要する費用の額の 10 分の 1 に相当する額で、20 万円を限度とする。

(5) 浜田市木造住宅耐震化等促進事業

○目的

民間の既存の木造住宅について耐震改修等を行う者に対して、その耐震改修等に要する費用の一部を補助することにより、地震等による木造住宅の倒壊を防止し、もって住民の生命及び財産を保護する。

○事業概要

①補助の対象となる事業

・耐震診断事業

現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に判定してもらう。

・補強計画策定事業

耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を設計してもらう。

・耐震改修事業

策定された補強計画に基づき、耐震改修(補強)工事を行う。

・解体助成事業

耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。

②補助の対象となる住宅

- ・市内にある木造住宅で階数が 2 以下のもの
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が「倒壊する可能性がある」レベルである 1.0 未満と判定されたもの（耐震診断事業の場合は除く）

③補助率と補助限度額

対象事業	補助対象経費	補助率	1棟当たりの 補助限度額
耐震診断	耐震診断に要する経費	10 分の 9	6 万円
補強計画 策定	補強計画策定に要する経費	3 分の 2	40 万円
耐震改修	耐震改修工事に要する経費（工事に伴い必要となる撤去、復旧などに要する経費を含む。）	100 分の 23	80 万円
解体助成	住宅のすべてを除却するために要する経費	100 分の 23	40 万円

さらに、市内に所在する空き家の有効活用を図ることにより、定住促進による地域活性化を推進していくため以下の補助制度を設けています。

(6) 空き家バンク活用促進事業

○目的

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家の家財道具等の処分及び当該処分に伴う空き家内外の清掃を行う者に対し、その家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とする。

○事業概要

①補助対象者

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家所有者であって、補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思のある方

②補助対象経費

市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する経費

③補助率と補助限度額

補助対象経費の3分の2以内で上限5万円

(7) 空き家バンク登録物件改修事業

○目的

空き家バンク事業の活用により売買又は賃貸借の契約を締結した一戸建ての空き家の改修工事を行う者に対し、その改修工事に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とする。

○事業概要

①補助対象者

空き家バンク事業を活用して売買又は賃貸借の契約を締結した一戸建ての空き家所有者又は賃借人（賃貸借の場合、補助金の交付を受けた

日から引き続き 5 年以上、当該空き家を空き家バンクに登録する意思のある方又は当該空き家に居住する意思のある方)

②補助要件

- ・ 交付申請の日が、補助対象空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した日から起算して 6 月を経過していないこと
- ・ 事務所又は事業所を有する事業者の施工により改修工事を行うこと。
- ・ 交付申請の日の属する年度の 3 月 31 日までに改修工事が完了すること。

③補助対象経費

補助対象空き家の改修工事

④補助率と補助限度額

補助対象経費の 3 分の 2 以内で上限 30 万円（売買契約を締結し、居住する U・I ターン者や 40 歳未満の方には 50 万円）

空家等対策アクションプログラム(案)

第 1 目的

- 1 空家等対策アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、空家等の増加により発生している防災、防犯、衛生、景観等の問題を解決していくための具体的プログラムとします。
- 2 市の責務として、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、「具体的プログラム」と「目標」を示します。
- 3 所有者等の責務として、「目標」に向けて市の実施する施策に協力するよう求めます。
- 4 市民及び事業者の責務として、「目標」に向けて市の実施する施策に協力するよう求めます。

第 2 位置付け

- 1 アクションプログラムは、浜田市空家等対策計画（以下「対策計画」という。）を補完するものとして位置付けます。
- 2 対策計画中の空家等に関する対策に関する基本的な方針を踏まえ、「市民の居住環境の保全を図り、安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。
- 3 空家等を増やさないように【予防の推進】に努めること、空家等を地域の資源ととらえた【活用の促進】に努めること、管理がされずに放置された危険な空家等に対応する【安全・安心の確保】に努めることの3つの施策を柱として、総合的に進めます。

第 3 対象地区

アクションプログラムの対象地区は、市内全域とします。

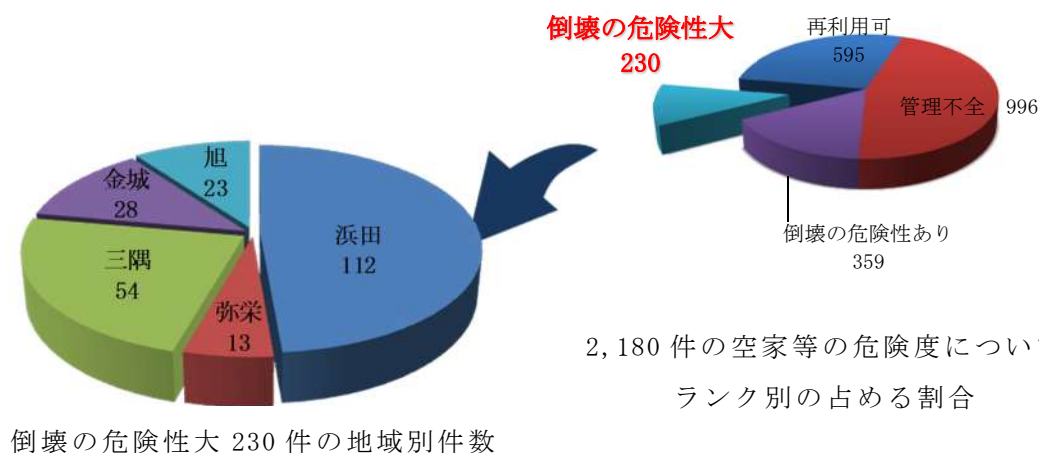
また、市街地や主要道路沿いを重点地区とし、必要に応じて、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている個々の地区も含めます。

第 4 計画期間

- 1 アクションプログラムは、対策計画の計画期間と合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、1年目から5年目までの「目標」を単年度ごとに示します。
- 2 社会情勢の変化やアクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行います。

第5 空家等の現状把握

- 1 対策計画では、市内の空き家の状況（平成26年度の浜田市空き家実態調査）として、外観調査ができた2,180件の空家等の危険度についてのランク別に占める割合は、「倒壊の危険性大 230件」としてありますが、地域別件数は下図のとおりです。



- 2 空家等の個々の問題・課題について把握していきます。
- ・防災、防犯、衛生、景観等において地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすため
 - ・倒壊などにより事故の懸念があるため
強風や地震などによって事故が起きる危険性が高い など
 - ・コミュニティ活動の低下となるため
居住者がいない場合でも周辺の整備や清掃等に努めているが、その活動に影響がでること、所有者との連絡が途絶えることで放置状態になる など
- 3 空家等が発生し、長期化する個々の要因や背景について把握していきます。
- ・所有者の高齢化・単身世帯化が進んでいるため
 - ・所有者が特定できないため
連絡先がわからない、所有者が死亡・行方不明、権利関係が複雑で相続者が多い、相続放棄されている など
 - ・管理者としての意識が低い
相続などにより家や地域に愛着がない、高齢等で判断ができない など
 - ・活用や除却の意向がないため
 - ・他人に貸すことに対する不安があるため
 - ・情報・知識不足のため
相談先がわからない、活用の仕方がわからない など
 - ・改修・除却費用が負担できないため
老朽化が進み改修費が嵩むため、所有者の高齢化により費用負担ができない など

- ・所有者に働きかけることが難しいため
近所づきあいから問題にしづらい、個人情報の取り扱いが難しい など

第 6 課題解決の視点・方向性

- 1 課題解決へ向けて、視点・方向性を整理していきます。
- 2 空家等が発生する要因やそこから生じる課題は、居住中から除却後の跡地利用までの各段階にわたり、その段階に応じた効果的な対策が必要となります。
- 3 空家等は、今後増加が予想されることから活用や除却に加えて、空き家としないよう予防も必要です。
 - ・空き家化の予防
 - ・空家等の活用・流通の促進
 - ・空家等の管理・維持保全
 - ・除却、建替えによる管理不全の解消
 - ・跡地利用の誘導・促進

第 7 具体的プログラム

- 1 具体的プログラムを示し、【予防の推進】・【活用の促進】・【安全・安心の確保】を 3 つの施策の柱として、毎年空家等に関しての総合的な対策を進めます。
 - ・別添のとおり空家等への対策の主な流れ「空家等対策フロー図」を示す。
 - ・特定空家等の認定について庁内の浜田市特定空家等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）で協議する。
 - ・勧告すべき特定空家等であるか検討委員会で協議する。
 - ・緊急安全措置を講ずるときは検討委員会で協議し、必要に応じて浜田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員の意見を聞く。
- 2 空家等を増やさないように【予防の推進】に努めます。
 - ・空家等に関する支援制度をホームページや広報紙などで周知する。
 - ・平成 26 年度に実施した空家等の実態調査をもとに本計画中に再度実態調査を行い、データベースの整理を進めて、最新の情報を把握する。
- 3 空家等を地域の資源ととらえた【活用の促進】に努めます。
 - ・空き家バンクへの登録又は不動産の流通市場への掲載を推進する。
- 4 管理がされずに放置された危険な空家等に対応する【安全・安心の確保】に努めます。
 - ・住民の方から相談のあった危険空き家について、その所有者等に対し、指導通知を行う。その際、浜田市の支援制度を紹介する。
 - ・補助制度を推進し、危険な空家等の減少を図る。

第 8 目標

1 単年度ごとの目標を示し、空家等の適切な管理及び活用の促進を図ります。

1 年目（令和 4 年度）

住民の方から相談のあった危険空き家について、その所有者等に対し指導通知を行う。その際、浜田市の支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

浜田地域の空き家実態調査を委託により実施し、空き家数及び危険空き家数を把握し、データベースを整備する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を 20 件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を 56 件とする。（第 2 次浜田市総合振興計画による目標値は、令和 7 年度に 65 件としている。）

2 年目（令和 5 年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

弥栄・三隅地域の空き家実態調査を委託により実施し、空き家数及び危険空き家数を把握し、データベースを整備する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を 20 件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を 59 件とする。（第 2 次浜田市総合振興計画による目標値は、令和 7 年度に 65 件としている。）

3 年目（令和 6 年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

金城・旭地域の空き家実態調査を委託により実施し、空き家数及び危険空き家数を把握し、データベースを整備する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を 20 件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を 62 件とする。（第 2 次浜田市総合振興計画による目標値は、令和 7 年度に 65 件としている。）

4 年目（令和 7 年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を 20 件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を 65 件とする。（第 2 次浜田市総合振興計画による目標値は、令和 7 年度に 65 件としている。）

5 年目（令和 8 年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介

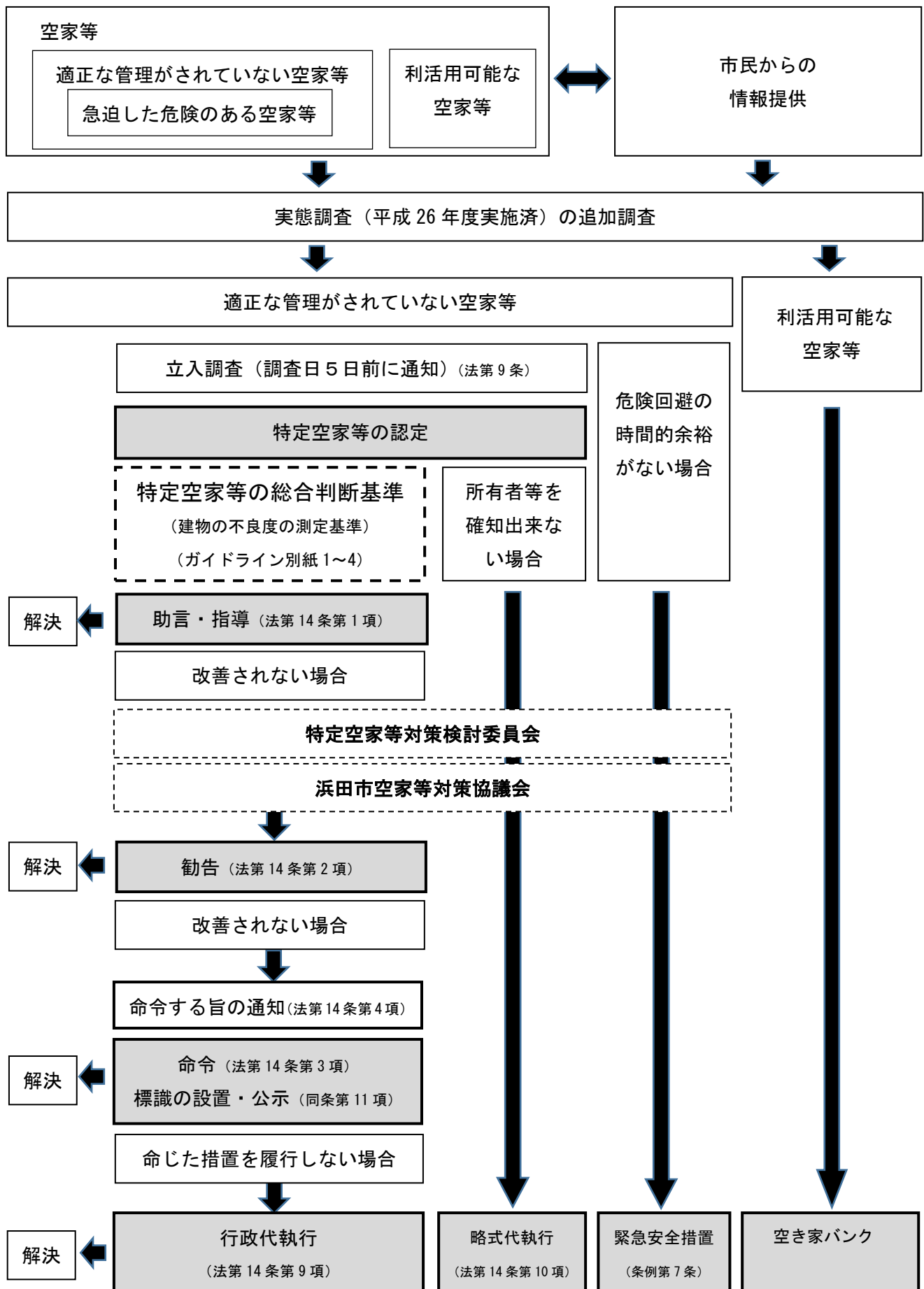
する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を 20 件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を 65 件とする。

空家等対策フロー図

【予防の推進】・【活用の促進】・【安全・安心の確保】を3つの施策の柱とする空家等への対策の流れ



※空家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地

※法 空家等対策の推進に関する特別措置法

※条例 浜田市空家等対策の推進に関する条例

浜田市ふるさと体験村施設の現状等について

1 これまでの動き（令和3年9月～11月）

(1) 地元団体

令和 3 年 9 月 2 日(木) 第 19 回やさかグリーンパーク部会 (企画書の再検討)

令和 3 年 9 月 8 日(水) 企画書に関する委員打合せ

令和 3 年 9 月 18 日(土) 第 20 回やさかグリーンパーク部会 (企画書の再検討)

令和 3 年 9 月 27 日(月) 企画書に関する委員打合せ

令和 3 年 10 月 4 日(月) 弥栄のみらい創造会議第 2 回役員会 (企画書の承認)

(2) 議会

令和 3 年 9 月 13 日(月) 産業建設委員会 (9 月定例会議での提案見送りを報告)

令和 3 年 9 月 29 日(水) 全員協議会 (")

令和3年11月17日(水) 産業建設委員会 (ふるさと体験村現地視察)

(3) 補助事業の検討

令和 3 年 11 月 25 日(木) 農林水産省との協議 (施設改修)

令和 3 年 11 月 26 日(木) 中国四国農政局との協議 (〃)

2 今後のスケジュール（現時点での予定）

令和4年 3月 関連議案（条例改正、債務負担行為、施設改修費）の上程

7月 指定管理仮協定の締結

9月 指定管理者の指定議決

令和5年 2月 当初予算議案（指定管理料）の上程

4月 施設再開

3 參考資料

(1) 施設の現状と再開後の活用・・・別紙 1

(2) 各施設における事業内容（想定）と改修予定・・・別紙 2

◇施設の現状と再開後の活用

施 設 名	構 造 等	建 築 年	面 積 等	施設改修	活用予定
① 管理棟(兼食堂)	木造平屋建	平成元年	252 m ²	要	○
② 研修道場箸立(古民家)	木造平屋建	昭和 61 年	170 m ²	要	○
③ 研修道場桑田(古民家)	木造平屋建	昭和 62 年	250 m ²	要	○
④ 水力発電施設	鉄製 3kw・400v	昭和 62 年	3. 2m	廃止	×
⑤ 体験工房施設	木造平屋建	昭和 63 年	40 m ²	廃止	×
⑥ 水車小屋	木造平屋建	平成 2 年	36 m ²	—	×
⑦ ログハウス	木造平屋建	平成 22、23 年	5 棟	要	○
⑧ ふれあい広場	—	—	2, 700 m ²	—	○
⑨ 多目的広場	—	—	1, 200 m ²	—	○
⑩ 駐車場	—	—	790 m ²	—	○
⑪ 水車小屋	木造平屋建	平成 2 年	12 m ²	—	×
⑫ 水車小屋	木造平屋建	平成 2 年	7. 07 m ²	廃止	×
⑬ 便所	木造平屋建	平成 2 年	22. 39 m ²	—	○
⑭ 炭焼窯	木造平屋建	平成 3 年	1 基	—	×
⑮ 作業小屋	木造平屋建	平成 3 年	24 m ²	—	×
⑯ 避難小屋	木造平屋建	平成 4 年	12. 96 m ²	—	×
⑰ 倉庫	木造平屋建	平成 4 年	78 m ²	—	○
⑱ ふるさと交流館	鉄骨造平屋建	平成 9 年	784. 23 m ²	—	×
⑲ 浴場棟	木造一部コンクリート造	平成 10 年	310. 88 m ²	—	×
⑳ バーベキューハウス	木造鋼板葺平屋	平成 11 年	81. 37 m ²	—	○
㉑ 取水設備	量水器、取水ポンプ	平成 7 年	56. 4 m ²	要	○
㉒ 受水施設	貯水槽	平成 7 年	1 基	要	○

◇各施設における事業内容（想定）と改修予定

テーマ	施設	再開後の取組			改修内容	
農山村文化 体験の提供 & 地域資源の 保存・継承 + 田舎暮らしの 魅力発信	 管理棟（里山）	取組① どぶろく弥盛の復活及び 後継者育成、普及拡大	取組④ 地域の女性団体等による 「田舎料理」の提供 （食文化の伝承、体験時や宿泊者への食事提供等）	取組⑤ 地域の農産物、加工品等の販売 （いぶり香香、ゆずからし、どぶろく等）	電力設備・水道施設・浄化槽【復旧】、Wi-Fi設備【新設】 ・どぶろく施設【新設】 ・事務所機能【新設】 ・厨房【改修】 ・宿直室【改修】 ・トイレ【改修】 ・屋根塔屋【改修】	
	 古民家（桑田）  古民家（箸立）	取組② 自然体験、交流イベントの実施 （ふれあい学校、体験村春祭り、音楽祭等）	取組③ 自然環境を活かした宿泊、貸館 （ツーリズム、合宿の受入れ、 集会、研修等）			・浴室【改修】 ・台所【改修】 ・給湯設備【改修】 ・木製建具【改修】 ・トイレ【改修】 ・火災報知設備【新設】
	 ログハウス					・給湯設備【改修】 ・火災報知設備【新設】
	 ふるさと交流館	休 止 継 続				改修なし

電力設備・水道施設・浄化槽【復旧】、Wi-Fi設備【新設】